

324
375



始



324-375



日蓮宗教義大意

大正
3. 2. 18
内交

日蓮宗教義大意序

之を仰げば彌々高く之を鑽れば彌々堅しと、以て別頭教觀の妙旨を讚すべきが、固きに別頭教觀の明らめ難き、先師已に吾か肱三たび折るの歎あり、誰か之を望んで喟然として歎じ茫然として自失せざらん、古より先哲の士思を竭くし精を窮めて其妙旨を發揮せるもの尠からず其の書や權實論あり、本迹論あり、觀心論あり、三千の事理、本尊の人法、攝折の進退等、論述するところ、深を鉤し隱を索め精緻を極はめざるにあらず。然るに或は教相の妙義、或は觀心の微旨、或は行門の用捨、其の一義を叙するに止まり、引據の該博なる、概ね一途義學者の寶典たるのみ、偶祖書綱要の如き教觀具說のものありと雖も、是れ亦教義該博にして初心の徒輒く領解し易からず、或は單卷にして宗要を叙するものも、亦簡

にして知り難く略にして得難し、初學の徒皆宗義の要領を得るに苦むもの、單に別頭法門の高妙にして鑽仰し難きのみ非ず、一は則ち初學適當の宗典なきに由らざらんや

晩近研究思想の趨勢、統一組織して而して解説平易の宗書を望むの聲頻なり、然るに這種の著古來之れあるなし、近時此の覓望に應じて刊行せられたるものありと雖も、叙述の主とするところ他に存せるか故に、初心の講學に適せず、予嘗て初學の徒に宗乘を授くるや、適當の科書なきを慨し、自ら教條義脉を考へ、編章科目を連絡し以て教案となし、他日述成して洽く初學に資せんと欲するの日尙し、而も餘暇あらざりしを以て未だ果すここを得ざりき

頃者、舊知磯野君宗乗の教案を整束し、名て日蓮宗教義大意と爲し、以て示さる、編を分つこと三、曰く宗義提綱、曰く教相門、曰く觀心門、

三編の下章節義目を次第し、理脉を連絡し、平易に親切に宗義の綱領として解説せられざるなし、蓋し初學の徒に適當せるもの、又以て一般人士の宗義を知らんと欲するもの、豫期に充るに足らん、編者曰く、此の編の主とするところ唯た其れ初學に便するに、世の宗學に志すもの、急需に資せんとするのみ、若し夫れ深玄の妙義精刻の研究に至ては、古今の學匠猶病めり、固より此の編に期せざるころなり、幸に初心別頭教觀鑽仰の一助たらは、余が望み足れり、因て一言せよと、其の言良に予の志す所と同じ、乃ち所由を卷首に序す

開宗六百六十一年

大正二癸丑八月

東北白石

風間淵靜稿

祖訓

受_レがたき人身を得て適_レ出家せる者も佛法を學し謗法の者を責_レずして徒らに遊戯雜談のみして明_レ暮さん者は法師の皮を著たる畜生也法師の名を借りて世を渡り身を養_レ、_レ雖_レも法師_ニなる義は一もなし法師_ニ云_レ名字をぬすめる盗人也耻_レべし恐_レべし迹門には我不_レ愛_ニ身命_ヲ但_レ惜_ニ無上道_ヲご_レき本門には不自_レ惜_ニ身命_ヲご_レき涅槃經には身_ハ輕_ク法_ハ重_ク死_シ身_ヲ弘_ム法_ヲご_レ見_エたり本迹兩門涅槃經共に身命を捨_テて法を弘むべしご_レ見_エたり此等の禁_ヲを背く重罪は目には見_エざれご_レも積りて地獄に墮_ル事譬ば寒熱の姿形もなく眼には見_エざれご_レも冬は寒來りて草木をせめ夏は熱來りて人畜を熱惱せしむるか如くなるべし然_ルに在家の御身は但餘念なく南無妙法蓮華經ご_レ御唱_ヘありて僧をも供養し給_フが肝心にて候也それも

經文の如くならば隨力演説も有るべき歟(松野殿御返事千五三〇)

自序

弘法傳道の一日も緩むにすべからざるは前掲の祖訓に於て明なり。况や宗旨の三法は全世界の人類の尊信し受持し依止すべき所たり。されば宗祖此法を示さんと欲し謂て曰く。日本乃至一閻浮提一同に本門の教主釋尊を本尊とすべし。日本乃至漢土月氏一閻浮提に人ごとに有智無智をきはらず。一同に他事をすて、南無妙法蓮華經と唱ふべし(報恩鈔一五〇九)三國並に一閻浮提の人懺悔滅罪の戒法のみならず大梵天王帝釋等も來下して蹋み給べき戒壇也(三祕鈔二〇五二)と。見よその本尊や題目や戒壇や皆な一閻浮提の語あることを。それ閻浮提とは娑婆世界の異名なり。然れば則ち宗旨の三大法は我が日本國に起り遂に世界の全人類に蒙るものなるにあらずや。宗祖は正しく此法を以て世界の人類を救済せんとせり。世界統一は實に我宗萬年の宏謨にして之を果たすは吾人宗徒の責任なり。而して之を果たすの方法は一に弘法傳道その宜きを得ると否とにあり。その弘法や口業に於ける説教講演等を以てするにあらざれば筆業に於ける文書を以てせざるべからず。故に宗徒たる者は口業に於て堪へざる者は宜く筆業を以てすべし。又筆業堪ゆ能はずんば行業に於てすべし。三業共に直接弘法に堪へざらん者は宜く財力を

以てして他の弘法を資助すべし。斯くの如く何を以てか我が此の妙法をして一天四海に扇揚し祖猷の實現をして速かならしめんことに努力せざるべからず。予淺識短才爲すあるの器にあらずと雖ども此の志常に胸臆に在て去らず。身の不肖を忘れて茲に此の稿を草し以て隨力演説に易ゆ。願くは此の功德を以て上_レ佛祖三寶の悲願に謝し下_レ十方無邊の群類を益し。以て閻浮統一の祖業に資するあらんことを。十方の諸佛愛感加護を垂れ給へ

大正二年九月

磯野本精識

凡例

一、本宗教義に關する先師の著述鮮しとせず、しかも其の多くはあまりに専門的にして一般人に適する者甚だ稀れなり、本著は教義の普及を計らんが爲め行文を凡て言文一致躰とし且つ振假名を施して普通一般の信徒にも尙ほ能く深遠高妙なる本宗教觀の大綱を窺ふに適せしむ

一、字音振假名は、佛家の專用語は多く吳音により、世間通用語は多く漢音によるも雖ども必ずしも固執せず、又連聲連濁等舊來の慣習に従ふ

一、引用書中漢文のものは或る一二の經文を除くの外は皆な假名雜りの書き下し文とし讀み易からしめ引用文には本據の卷數丁數を附記し文の所在をして明かならしめ祖文には特に縮刷御遺文の頁數を附せり

一、本著に於ける用語の難解のもの及び法相に就ては特に紙頭に注釋を附すべき筈なりしも。四圍の事情は予をして其暇をかさしめざりしを遺憾とす。若し信徒諸君にして此著を讀み難解の文字あらば宜く所在の寺院有縁の僧侶に就て諮決せられたし、斯くてそが媒介となり問

ひつ問はれつの間、に師檀の關係をして増々濃厚ならしめば、該著已上に法門増益の功を大にし本著の不備も亦た反て佛道成就の大因縁となりなんか。

一、日蓮宗大學教頭風間僧正が本著の爲めに一閱を給はりしは著者の深く感謝する處なり、併しながら僧正の閱は課忙中の事且つは著者の法門領解の當否を試験せられたるまでなれば本著公表の責任は本より著者にあつて僧正にあらざるなり。特に之を記しをく

一、本宗の教義を完全なる組織の下に發表せんことは實に至難の業に屬す、宜く之を將來に期せざるべからず、さりながら未だ完全ならざるの故を以て何物をも發表することを爲さずんば遂に其の完全なるものをも望むべからざること、ならん、是を以て其の悉く完全ならざるも、舊來の物に比し一步をだに進むるの確信あらば之を發表するに於て何の不可かあらん、何となればその發表の結果として他を益すると同時に、自己にも若し缺點短處あらば他の注意に依て之れを知り、自他研究の歩をして速かならしむるの利あればなり。予は該著に依て晚近宗學上に於ける一種の時弊を矯正し、且つ舊來のものに比し確に一步を進むるあるを信ず、之れ又予が本著を發表せし一理由なり

參考書目

- | | | | |
|----|--------|----|---------|
| 一 | 法華經 | 十三 | 弘經要義 |
| 二 | 御遺文錄 | 十四 | 首題要義 |
| 三 | 日向記 | 十五 | 妙宗圓通記 |
| 四 | 御義口傳 | 十六 | 本尊鈔略要 |
| 五 | 天台三大部 | 十七 | 宗旨要解 |
| 六 | 祖書綱要刪略 | 十八 | 法華初學問答鈔 |
| 七 | 同正議 | 十九 | 一念三千義 |
| 八 | 峨眉集 | 二十 | 題目和談鈔 |
| 九 | 三千論 | 廿一 | 祖書啓蒙 |
| 十 | 三秘指要抄 | 廿二 | 錄內扶老 |
| 十一 | 本迹歸宗論 | 廿三 | 安心錄 |
| 十二 | 本尊廣畧辨 | 廿四 | 同羽翼 |

廿五	年譜 攷異
廿六	本宗名相辨
廿七	註維摩經序
廿八	日蓮宗綱要
廿九	本宗綱要
三十	日蓮聖人之教義
卅一	旃檀林講義錄
卅二	本尊資料

卅三	三國佛教史
卅四	佛祖統記
卅五	戒壇圖經
卅六	各宗綱要
卅七	法華傳(僧祥著)
卅八	大曼荼羅私考

日蓮宗教義大意目次

第一編	宗義提綱	一
第一章	宗名解釋	全上
第二章	法脈相承	三
第一節	正明	全上
第二節	兩途相承建立元意	五
第三章	依經	七
第一節	正明	全上
第二節	說時及說處	八
第三節	翻譯	八
第四節	所依譯本	一一
目次		一

第四章 依經釋書

一四

第一節 總示

全上

第二節 遺文錄編纂

一八

第三節 祖書之二大判

二〇

第五章 二門開顯

二二

第一節 二門の名義

全上

第二節 迹門の開顯

二三

第三節 本門開顯

二六

第六章 教觀概論

三〇

第一節 教相の意義

全上

第二節 本宗教相の重要な所以

三一

第三節 教觀の關係

三二

第四節 台當の關係

三四

第五節 二家教觀の異なる所以……………三六

第六節 祖書に於ける教觀の前後……………三八

第七節 教判上に於ける吾祖の見識……………三九

第二編 教相門……………四一

第七章 五綱……………全上

第一節 總釋……………全上

第二節 別釋……………四二

第三節 五綱依文……………五一

第四節 論破僻難……………五四

第一項 牒他難……………全上

第二項 破第一難……………五五

第三項 破第二難……………五八

第四項 破第三難……………六〇

第八章 三種教相

第一節 總釋	全上
第二節 別釋	六二
第一項 第一教相	六三
第一段 總示	全上
第二段 別示待絶二妙	六四
その一 總釋	全上
その二 別釋相待妙	六五
初 部教判大旨	全上
二 部教判建立の元意	六八
三 部教判に對する論評	七〇
その三 相待妙結釋	七一
その四 絶待妙別釋	七二
初 絶待の意義	全上

二 絶待開會.....七三

三 一代一致僻難會通.....七六

第三段 結示.....七八

第二項 第二教相.....八二

第一段 總示.....全上

第二段 別釋三益.....八三

第三段 爾前得道有無.....八五

第三項 第三教相.....八六

第一段 總示.....全上

第二段 本門三益.....八八

第三段 三時得益の不同.....八九

第四段 末法の三益.....九一

第五段 像末二時熟益の同異.....九三

第六段 雙但二軌.....九四

目次

第七段 雙用と雜亂……………九七

第八段 爾前得道有無……………九九

第三節 總 結……………一〇四

第九章 四重興廢……………一〇五

第一節 總 示……………全上

第二節 牒台文辨二家之異……………一〇八

第三節 附御義文論興廢意……………一一〇

第十章 五重教相……………一一二

第一節 總 釋……………全上

第二節 別 釋……………一一四

第一重 内外相對……………全上

第二重 大小相對……………一一六

第三重 權實相對……………一一七

第四重 本迹相對……………一一九

第五重 教觀相對……………一二二

第十一章 四種三段……………一二四

第一節 位地及名稱……………全上

第二節 別 釋……………一二六

第一項 一代三段……………全上

第二項 十卷三段……………一二八

第三項 十卷六段……………全上

第四項 本法三段……………一三一

第三節 結 釋……………一三八

第十二章 本迹論……………一四二

第一節 顯本の前後……………全上

第二節 本勝迹劣祖判の元意……………一四四

第三節 本門簡擇重々進退……………一四六

第四節 二門相關……………一五一

第五節 一致雙用……………一五二

第十三章 三重配營……………一五四

第三篇 觀心門……………一五九

第十四章 台當比較……………一六〇

第一節 二家關係……………全上

第二節 二家異點……………一六三

第三節 別開十條……………一六五

一條 所依教理……………全上

初教……………全上

二理……………一六七

第二條 所觀依教……………一六九

初觀教……………全上

二所依……………一七一

第三條 能觀の行法……………一七一

第四條 修心定散……………一七二

第五條 道具用否……………一七三

第六條 三學開合……………全上

第七條 所期通別……………一七四

第八條 逗縁不同……………一七五

第九條 觀境因果……………全上

第十條 境界單複……………一七六

第十五章 正明事觀……………一七七

第一節 觀行異同……………全上

第二節 事觀依文……………一七九

第三節 三千常住……………一八一

第一項 身土無常……………全上

第二項 身土常住……………一八四

第四節 四十五字解釋……………一八六

第五節 一躰三寶……………一八九

第一項 通明三寶……………全上

第二項 正明一躰三寶……………一九二

第十六章 三秘總釋……………一九四

第一節 觀心と三秘……………全上

第二節 名義及び依文……………一九七

第三節 類通三秘……………一九八

第四節 祖文引證……………二〇一

第十七章 別釋本尊……………二〇四

第一節 建立所以……………二〇五

第二節 名義……………二〇六

第三節 經文祖判……………二〇八

第四節 體相……………二一一

第一項 能表曼荼羅相……………二一一

第二項 所表本佛ノ躰……………二二四

第三項 結示(妙解)……………二二九

第五節 大曼荼羅圖式……………二二〇

第六節 座配……………二二四

第一項 三部分別……………全上

第二項 中尊……………二二五

第三項 兩尊(已下佛部)……………二二七

第四項 分身……………二三〇

第五項 本化四士……………全上

第六項 迹化四士(已下蓮華部)……………二三一

第七項 二乘……………二三二

第八項 梵釋魔王(已下金剛部)……………二三三

第九項 三光天子……………二三四

第十項 輪王……………全上

第十一項 修羅龍王……………二三五

第十二項 鬼子母十女……………全上

第十三項 提婆闍王……………全上

第十四項 天照八幡……………二三七

第十五項 天台傳教……………二三八

第十六項 名字及花押……………二三九

第十七項 四天王……………全上

第十八項 二明王……………二四〇

第十九項 讚語及記時授與……………二四一

第二十項 座配に對する疑問會通……………二四二

第七節 文點相承……………二四四

第一項 大意……………二四五

第二項 光明長點……………全上

第三項 梵字……………二四六

第八節 人法本尊論……………二四七

第一項 他門本尊……………全上

第二項 人法同異論……………二四八

第三項 別出輝師人本尊論……………二五三

第十八章 別釋題目……………二六一

第一節 題目の名義……………二六一

第二節 一部と題目……………二六三

第三節 付囑の起盡……………二六五

第四節 三時異相……………二六八

第五節 佐前佐後……………二七〇

第六節 五字略釋……………二七二

 妙字釋—法字釋—蓮華釋—經字釋

第七節 本因下種……………二八六

第八節 唱題と念佛……………二八九

第十九章 別釋戒壇……………二九四

第一節 名義……………全上

第二節 三國築壇由來……………二九五

第三節 本門戒壇建立の時……………二九六

第四節 本佛の妙相……………三〇〇

第五節 本門の妙戒……………三〇一

第六節 受戒作法……………三〇四

日蓮宗教義大意目次完

日蓮宗教義大意

第一篇 宗義提綱

第一章 宗名

本宗を現今は日蓮宗と稱しているが、具には日蓮法華宗と呼ぶべきである、蓋し日蓮法華宗とは能弘の人に約し、所依の經に約し、所弘の法體に約して名けたのである、能弘の人とは則ち開祖日蓮聖人であり、所依の經とは則ち法華經である、而して所弘の法體と云ふのは法華經の中に於て其の前半を迹門と云ひ、後半を本門と云ひ、迹門には開權顯實（第五章第二節）の法門を説き、本門には開近顯遠（第五章第三節）の妙旨を明してある、詳くは後に至つて陳ぶるが、判り易く言へば詮り前者は宇宙及び人生の空間的説明であつて、後者は其の時間的解釋である、而して此の二箇の法門は宛も一物の表裏の如く、互に相ひ憑つて真理の全璧を盡すのであるから

して、須臾も離隔することはならぬのであるが、之を佛陀の滅後に弘通するには、時代に依て其の隠顯表裏があつて、宗祖出世以前の像法時代に在つては迹面本裏の法華經の弘通さるべきであつたから、佛在世に於て既に其の役目を釋尊から申しつかつていた、藥王菩薩の化身である天台智者大師があられて其の任務を果されたのである、末法の現代には本面迹裏の法華經でなければ効を奏せぬから、宗祖は既に靈山の佛勅を受けた上行菩薩の再來として出現せられて時代相應の御弘通があつたのである、斯様に時代に依て所弘の法躰に表裏の異があるから、之を擇ぶには但だ法華宗と云つたばかりではいかぬから、能弘者の名を頭に冠せしめて日蓮法華宗と呼び以て彼の天台法華宗に異じたのである、然らば法華宗なるものは誰が立てたのかと云ふに、之は宗祖でもなければ、天台でもない、況や後世の弟子檀那であらう筈がない、久遠の昔に成道せられた釋尊が既に立ておかれたのである、依て能立の人に約して云はゞ佛立宗と呼ぶべきである、若し宗の性質を問はゞ絶待常住跨節の宗であつて、機に對し時に對して假りに設けた當分の權宗とは異ふのである、而して又本宗の位地を問はゞ譬へば國中の王の如く、衆光の中の太陽の如くである、國王の前には諸臣萬民其の威を失し、太陽の前には衆光其輝を奪はるゝと同様に、日蓮法華宗の前には總て諸宗あることを許さぬのである、斯の如く本宗

が諸宗に冠絶することは全く所依の經の勝るゝに依るのである。

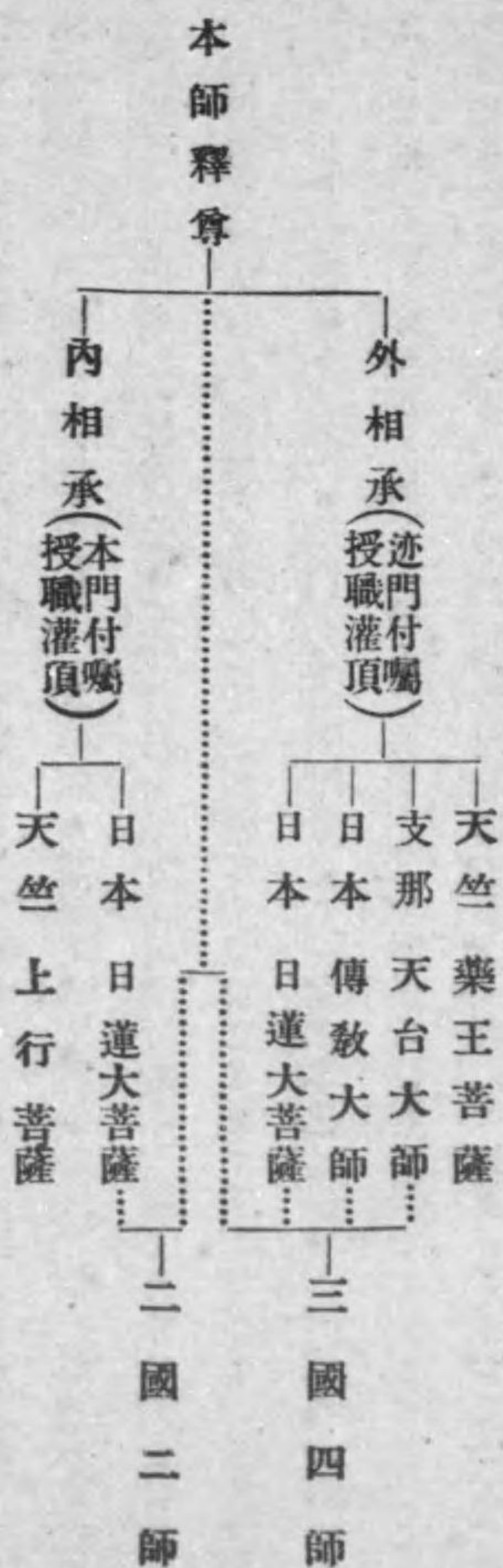
第二章 法脈相承

第一節 正明

法脈相承とは例せば世俗の姓氏系譜の如きものである、姓氏系譜は其の人若くは其の家の血統の正否を明にする所以であるが、法脈相承は其の宗に於ける法門系統を明にする所以のものである、されば何の宗旨でも此の法脈相承の無い宗旨は殆どないのである、彼の印度では廿四祖と稱して釋尊より師子尊者に至る廿四人の祖譜があるが、之はもと付法藏經にも記されてあるので一般佛教徒の信する所である、又た箇々の宗旨としては各々思ひ思ひに法系を立ておるが、今ま其の一二の例を挙げれば彼の禪宗では西土に廿八祖を立て東土に六祖を立て、眞言宗では印度支那日本に亘つて付法の八祖、或は傳持の八祖などを立て、おり、眞言宗では三國七高僧など、言ふやうに、皆な其の法門系統の血脈を明してあるのである、本宗に於ては此の法門の血脈相承に二種ある、二種とは則ち外相承と内相承とである、内相承とは内證眞實の血脈相承の意味で、之は釋尊より宗祖の前身である上行菩薩に靈山の塔中に於て付囑

されたのを宗祖直に稟承されたのであつて、其の間支那でも日本でも、誰一人として參與することを許さぬのである、外相承とは外相相承の意味で、外部に表はれた歴史的事實の顯證に徴して法門相承の系譜を列ぬるのであつて、之は諸宗一般に用いている法脈相承と同類のものである、此の外相承も本宗のは至極簡易なもので、則ち釋尊から藥王天台傳教と三人を經由して宗祖に至るのである、そこで顯佛未來記などには釋尊と天台と傳教との三人に御自身を加へられて三國四師と稱でおられる、但し其の中に藥王菩薩を加へていらぬのは、直接法華經宣傳の導師のみを取られたからであらう、藥王菩薩は勿論靈山に於て囑累品の總付に與つている付法の師資ではあるが、其の後直接法華の弘通をせられたことは聞かぬ之れその三國四師の中に數へられぬ理由であらう、是を以て例するに、上行菩薩も直接法華の弘通をせられなかつたから、恐らく内相承に於ける場合には二國二師と數へらるべきが當然であると思ふ、此の内外二種の相承があるのは、固より付囑の法躰に二種あるからである、即ち外相承は迹門付囑であつて、内相承は本門付囑である、斯の如き内證外相の二種の相承の如き、他宗には多く其の例を見ないやうであるが、天台宗にはその例があるから、宗祖も内證佛法血脈(九二三)には天台大師も外相は慧文南岳に依ると雖ども、内證は道場所證の妙悟に依り、釋尊を本師とすと云つ

ていらるゝのである、左に兩途相承の圖解をして置くが、圖中三國四師二國二師は點線を以つて示し、其の直接宣傳の師なるを知らしむ、その藥王と上行との二菩薩に點線の及んでいないのは、付法相承の師ではあるが、直接宣布の師でないことを意味するのである。



第二節 兩途相承建立元意

既に本宗に兩途相承のあることが了解れば、次には何故に此の兩途相承は設けられたるや、宗祖が之を建立せられたる元意いかんを探究しなければならぬ、外相承は先にも述べた如に諸宗の法系血脈と同類のものであつて、之は對他的である、則ち他をして充分に日蓮法華宗に信を安かしめんが爲めである、そこで今傳ふる所の宗旨は、日蓮が自由勝手に立てたものでなく

て、佛陀の金口に依て定められたものであつて、而も支那に於ては陳隋二帝の師とし、將又一代佛教の判釋を以て名高かつた、天台智者大師が之を信順し、日本に於ては平安朝の初に出でて、大乘圓頓の戒壇設立を以て聞へたる傳教大師之を相承し、日蓮は此の三師に祖述するの旨を示し、他をして日蓮所弘の法華宗は敢て異端邪癖に出づるものにあらざるを知り、意を安んじて信賴せしめんが爲めの祖意である、次に内相承は釋尊上行より直に吾祖に傳へて、其の間に誰れ一人として與かるを得ずして、其の頗る超歴史的であるのは、彼の外相承建立の意味とは大に異にして、寧ろ自宗の他に異つた點を顯さんが爲である、則ち外相承は天台に承けていゝるが、内證の方は天台も猶ほ手着くこと出来なかつたことを示すのである、彼此共に法華宗ではあるが、彼は迹化にして迹門弘通の導師であり、之は本化にして本門弘通の導師であつて、其の位地、其の修行が、異なるのみならず、其の所弘の法躰も異つておると言ふことは、此の内證相承に依て明かるのである、内相承をば古來より經卷相承とも云つてゐる、其の故は宗祖が専ら法師品神力品等の經文に依て、内證直授の相承を列ね給ひたからである、之に對して外相承の方を一に知識相承と云ふのである、斯くの如く二種相承があつて、一往は外相承に依て天台傳教をも祖とするのであるが、再往は直授内證の相承に落着るのである、實に本宗が

諸宗に超過するのみならず、彼の天台法華宗にも超出すと云ふ最後の解決は、結局此の内相承に依らなければ出来ぬのである。

第三章 依 經

第一節 正 明

本宗所依の經典は妙法蓮華經一部八卷廿八品と、その開分たる無量義經一卷三品と、その結分たる觀普賢菩薩行法經一卷一品と、合して十卷三十二品である、此の十卷は一代の聖教を一經として之を序正流通の三段に分つ時の正宗分に當るのである、されば本宗の依經は一代一經中の正宗分のみを採用したのであると謂ふことも出来る、通じては斯様に十卷三十二品を取るのであるが、別してはその開結を除いて、妙經八卷廿八品に依るのである、其の理由は妙經八卷廿八品は實に佛陀一代の綱骨であり、一切經の心腑である、二乗作佛、久遠實成の二箇の法門を顯説し、佛陀出世の本懷を開示し、衆生成佛の直路を闡明する、諸經中王最爲第一の寶典なること、三佛の誠證する所であるからである、而して通依としては開結二經をも取る理由は、其の開分たる無量義經には、一法（即ち一實相の理）より無量の法（二法三道四果等）

を生ずるの理を明してあるが、其の従一出多の理を説くは、法華經に來つて、從多歸一するの準備序説であり、且つ其の説法に爾前諸經を破して未顯眞實とし、終不得成無上菩提と斷するが如きは、次に法華を説いて隨自の實道に入るの通路を開く所以であるから、之を妙經の開分としたのである、又觀普賢經を結分としたのは、該經には佛滅後の衆生の爲に普賢の觀門を示し、且つ行者六根の過罪を懺悔するの法を説き、其の所說法華經の最末なる勸發品と相互表裏の關係にあるからである。

第二節 說時及說處

法華經は佛陀成道已後四十餘年御歲七十二の時より、前後八箇年に亘る所説である、其所説の時代は、支那で言はゞ周の穆王の四十五年頃から、五十二年頃までであつて、日本で言はゞ神武紀元前二百九十六年頃から、二百八十九年頃までである、而して其の場處は靈山虛空二處三會と稱して、天竺靈鷲山上に於て二箇處に、三度に説かれたと、云ふことである、初に序品より法師品に至る十品は靈山會に於てし、次に寶塔品より囑累品に至る十二品は虛空會上に於てし、後に藥王品より勸發品に訖る六品は又靈山會に還つて説かれたのである。

第三節 翻譯

法華經の中に於ける一卷、若くは一品の別譯は、僧祥の法華傳などにも擧げてある通り、多々あるが、法華經の全部を翻譯したのは、前後通じて六本である、就中く最初に翻譯されたのが今を溯ること千六百五十七年前本邦で言へば應神帝即位五十六年であるが、彼の支那では三國時代である、即ち魏の高貴郷公世、甘露元年に天竺の正無畏が交州城に於て翻譯し、沙門道馨が筆受したのである、是は其の卷數六卷あつて、其の名を法華三昧經と稱しておる、次に譯されたのが第一譯に後るゝこと十年、即ち西晉の武帝の泰始元年に天竺の法護三藏が翻譯したので、之も卷數は六卷であるが、其の名稱は薩芸芬陀利經とある、第三譯は又第二譯に後るゝこと二十二年、西晉の武帝の太康七年に第二譯と同人である法護三藏が再譯せられたのであつて、卷數は十卷あつて、正法華經と稱し、今猶ほ存していて大藏經中に入つてゐる、第四譯は又第三譯より後るゝこと五十年にして、本朝では人皇十六代仁德帝即位二十三年で、彼の支那では東晉の成帝の咸康元年に東晉沙門支道林が譯したので、其の名を方等法華經と稱して、五卷あつたことである、第五譯は第四譯に後るゝこと更に七十二年であつて、本邦の反正帝即位元年、彼の國では姚秦の弘始八年（東晉安帝の義熙二年に當る）に、龜爾國沙門鳩摩羅什三藏が長安の逍遙園に於て翻譯せる、有名なる妙法蓮華經八卷である、第六譯は第五譯に後る

ること百九十六年であつて、本朝の推古帝即位九年、彼の國では隋ノ文帝の仁壽元年に、天竺僧の闍那崛多（此に志徳と譯す）と、同く竺僧の達摩笈多（此に法密又は法藏と譯す）との二人が、共譯した添品法華經であつて、七卷ある、上の六譯中で正、妙、添の三本は現存しているが、餘の三本は現今闕けて存せぬのである、而して現存の三本の中でも、妙法華經が最も翻譯が正確である、次に無量義經は元と求那跋陀羅（此に功德賢と云ふ）が譯したのと、曇摩伽陀耶舍（此に法生稱と云ふ）が譯したのと、二本あつたが、現存せるは曇摩伽陀耶舍の譯せる分だけである、該本の翻譯年代は本朝では人皇二十二代清寧帝の即位二年、彼の國では蕭齊高帝の建元三年、廣州の朝帝寺に於て爲されたのである、觀普賢經は元と三譯あつたのだが、之も現存しているのは竺僧の曇摩密多（此に法秀と云ふ）の譯せる一本のみである、而して之は本朝では人皇十九代允恭帝即位十三年の頃、支那では劉宋の文帝の元嘉年中に揚州の道場寺に於て譯したのである。

法華六譯年表

經名	卷數	譯者	年	代	本朝年代	本朝紀元	存
法華三昧經	六	天竺正無畏	魏	甘露元年	神后攝政・五六年	九一六	闕

經名	卷數	譯者	年	代	本朝年代	本朝紀元	存
薩婆毘陀利經	六	同法護	西晉	泰始元年	同	九二五	闕
正法華經	十	同	西晉	太康七年	應仁帝即位一七年	九四六	存
方等法華經	五	東晉支道林	東晉	咸康元年	仁德帝即位二三年	九九五	闕
妙法蓮華經	八	龜茲鳩摩羅什	姚秦	弘始八年	反正帝即位元年	一〇六六	存
添品法華經	七	天竺法志	隋	仁壽元年	推古帝即位九年	一二六一	存

無量義經二譯年表

經名	卷數	譯者	年	代	本朝年代	本朝紀元	存
無量義經	一	天竺功德賢	缺	蕭齊建元三年	清寧帝即位二年	一一四一	闕
同	一	天竺法生	缺	蕭齊建元三年	清寧帝即位二年	一一四一	存

觀普賢經三譯年表

經名	譯者	翻譯年代	本邦年代	本朝紀元	存
普賢觀經	天竺詔友	東晉ノ代	元嘉元年トスレバ	一〇八四	存
觀普賢菩薩經	天竺鳩摩羅什	缺	元嘉元年トスレバ	一〇八四	闕
觀普賢菩薩行法經	天竺法秀	劉宋元嘉年中	元嘉元年トスレバ	一〇八四	存

第四節 所依譯本

法華經は前述の如く六譯あつて、現存するは正妙添の三本のみであるが、其の中にも文義の最も正しく且つ勝れてゐるのは鳩摩羅什の譯せる妙法蓮華經である、鳩摩羅什と云ふ人は非凡なる聰明博識であつて、文殊の化身と稱せらるゝ位に智慧の多い人であつたが、特に其の翻譯の技量に至つては又無雙であつて、其の筆を執るや、筆端より光明を放つたと傳へている、總して彼が譯せし諸大乘の經論は、實に九十八部四百二十五卷であつたこの事である、就中妙經は弘始七年より同八年にかけて二箇年間に譯されたのである、法華翻經後記には其時の狀を「鳩摩羅什長安の大寺の草堂の中に於て、生、肇、融、寂等の八百餘人、四方の義學英秀二千餘人と俱に再び斯經を譯し衆と詳究す」と記されてある、此の時に方つて羅什三藏は自ら梵本を執り、口に秦語に譯せらるゝと、姚興と云ふ人は自ら舊經を執て相ひ讎べて新文を校定せしに、文義俱に通じ、妙理再び中り、毫も相違することが無つたと云ふのであるから、所詮凡人でないことが知れる、況や一生の間、不妄語罪を犯さなかつた證據として、死後火葬に附せしに不思議にも舌根だけが焼けあかつたと云ふ驗證があるから、益々その翻譯に信を安くことが出来る譯である、されば台祖も宗祖も俱に取て所依の經本とせられたのである、次に開結二經は俱に現行の本より他に存せないから、但だ現存のものに依つたと云ふ理由より外にない、尙ほ什

譯の妙經は其の譯せし折は廿八品皆な整足していたのであるが、譯後提婆の一品のみは長安の宮人が宮中に秘め置きし爲に、其の當時世に流行したのは餘の廿七品のみであつたが、其の後に學者次第に輩出するにつれて、流行の法華經に不備の經本あることに氣付き、蕭齊の武帝の永明元年には竺僧の達摩提と、揚都三藏の法獻とが、于闐國より梵本を得來つて、揚州の瓦官寺に於て提婆の一品を別譯するあり、又梁末に至り真諦三藏が同く之を譯出して什譯の本を修補せし事があつたのであるが、隋の世となるに及んで、彼の長安宮中に秘め置かれた什譯の提婆品始て世に現れたとのことである、此の提婆品を勸持品の前に安いて、法華經二十八品中の第十二としたのは、梁の滿法師であると云ふが、現流の妙經中にある提婆品は果して其の中の何れに屬するものであるか予の寡聞なる未だ知ることを得ぬ庶幾くは識者の示教にあづかりたきものである、それから又た普門品の重誦偈は全く羅什譯に無つたのであつたが、後周の武帝の時、北天竺乾闥國の僧闍那崛多が益州の龍泉寺に於て譯出せしものを後に添加したのであると傳ふ、尙ほ別譯には三車喚子經（譬喻品）、光瑞菩薩現瑞經（序品及壽量品と同本）等多々あるが、今は但だ現流の妙經に特に關係ある經本の事のみ止めておく。

開分 無量義經一卷三品

法生稱譯

第四章 依經釋書

第一節 總 示

法華經は固より一代教の心髓骨子であり、佛陀の精神氣魄の團結であるから、其の深遠高妙の理を極め盡しているは勿論のことである、隨て印度に於ても甚だ珍重せられたと見へて、其の文義を釋する者五十餘家の多數に達したこのことである、彼の有名な天親龍樹等の菩薩も法華論を作つてゐる、天親の法華論は彼の勒那と流支とに依て傳譯されたのが二本あつて、現に藏經の中に編入せられてある、支那に於ては開善寺の智藏、光宅寺の法雲、嘉祥寺の吉藏、慈恩寺の窮基、等の諸大家が皆な法華經の疏釋を作つてゐる、特に天台智者大師の玄義、文句、止觀の三大部に至つては、その門下の章安尊者も、天竺の大論も尙ほ其類にあらず、震旦の大師何ぞ、勞く語るに及ばん、此れ誇耀にあらず法相然るのみと云ひしが如く、實に妙經に對する空前の釋書である、日本では飛鳥朝の時代に、聖德太子が法華義疏を選せられたのを始とし、

平安朝の初年に當つて、傳教大師が盛んに法華超勝の義を闡揚せられたのであつたが、法華經の眞の義理は宗祖大士に至つて初めて解説せられたのである、宗祖の御製作になつたものには私集最要文十卷と、御義口傳二卷と、御講聞書一卷と、其の他御遺文四百餘篇とである、そこで若し妙經の義理を究めんと思はん者は、第一には宗祖の御述作にかゝる此等の書に依り、次に天台妙樂傳教等の著作をも參究し、廣くは往古に於ける諸家の法華經に關する著述は勿論のこと、其の上にも暇あらば大藏經をも周覽して法華の妙義を鑽仰すべきである、然し餘りに廣く互るが爲に散漫に流れて、祖意に背く様なことは誠むべきである、要は唯だ其の人の力と、暇とに、依るのであつて、力足らざる者は縱ひ暇ありとも餘り廣く互たらぬがよい、又力ありとも暇無き人は成るべく祖書以外の本は見ぬ方がよい、力あり、暇ある者は、吾祖の第一義を忘れさへせねば、いかに廣く互るも差し支へはないと思ふ、その故は宗祖既に「此大法を弘通せしむるの法には、一代の聖教を安置し、八宗の章疏を習學すべし（曾谷書千百十二頁）」と御示になつてあるからである、次に宗祖及び天台等の著述の概要を陳べておかん、私集最要文とは、其の名の如く聖祖が經論疏釋の要文を拔萃して、御所持の三部の妙典に註記せられたのであつて、書名を一に註法華經とも稱するのである、御義口傳の下巻にも廣宣流布の要法豈

に此の註法華經に過ぎんやとあるからして、大切な書である事が判かる、但し御選述は建長七年であつた、御義口傳は身延御隱栖の砌り、彼の註法華經を前に置き、門弟六上足の爲に三部十卷の要文を採摘して、咸く妙法五字に結歸し、觀心證道の實義を口授し給ひたのを、六上足の御一人である日興上人が筆記せられた書であつて、上下二卷になつてゐる、御講述の終了したのは弘安元年正月であると思へて、其の月の一日に六上足が加印して御義口傳の名を題したとある、御講開書は弘安元年三月十九日より同三年五月二十八日まで三箇年に亙る法華經の御講演で、前陳の御義口傳と同一徹の御講振りであつて、御内證直寫の法門である、之は又六上足の一人たる日向上人が筆録せられたのであるから、一名を日向記と云ひ、一卷になつてゐる、次に御遺文録は初め録内録外の御書と稱し、宗祖の滅後に六上足が主となりて、徧く門弟檀越に告げて蒐集せる宗祖御選述の全集である、就中く聖祖滅後第壹周年忌に際し輯めたのを録内御書と稱し、一百四十八篇ある、其の第三周忌の際に編集したのが録外御書と稱し、二百五十九篇ある、(但し勇猛鷹師は其の著祖書編輯考に十義を擧げて録内外御書の六上足の編輯にあらざるを論じ、自ら説を立て、此の録内外の編輯を以て應永年間にありとす、應永は室町時代にして宗祖滅後百十餘年なり)而して其録内御書は宗祖の御親作なること確實であるけれ

ども、録外御書には往々眞偽未決に屬する書も間入してゐるから、大に選擇の必要がある、然し録内御書に於て當家の宗教宗旨の大體は具備してゐるのであるから、是れを以て宗學研究の標準とし、録外御書も皆な偽書と云ふのでもないから、其の文義の優秀なるものを採て宗義を助成すべきである、其の遺文録と稱するに至つたのは、慶應元年に小川泰堂居士が、玄修日明師の新撰祖書等の稿本を基礎として録内外の御書を御製作の年序を逐つて編成し、且つ其の眞偽未決に屬する様な書は削除したものである、已上は宗祖の御自作若くは御親講にかゝるものであるから、本宗の依經を釋するに就て第一に依用せなければならぬ書である、但し御遺文録の如きは機に對し、縁に觸れて、隨意に御認めになつたのであるから、必しも經文の序を追ふて御解釋になつたものと思ふべきでない、次に天台妙樂等の著述を採用する所以は、抑も天台大師が像法の世に出で、一代聖教を判釋して、法華迹門の實理を開示せられたのは、恰も宗祖が末法に出現して本門の大法を顯說せらるゝ先序であつて、彼の迹理は自ら此の本理に由漸するものであるからである、是を以て宗祖亦た彼の内鑿に約し、或は開迹顯本の意により、天台の法相を用い給ふたのである、されば吾等も亦た台部の書をも參究して、本化別頭の妙經釋の義旨を助成すべきは勿論である、彼の三大部中でも、文句は妙經の文々句々に就て四釋を加

へて解説したものであり、玄義は名牒宗用教の五重玄に約して妙經の幽玄なる理を説いたものであり、止観は妙經の極意に依て行者修觀の方法を明したものであつて其の所説は五畧十廣に分れてゐる。

第二節 遺文錄纂

舊來の録内外御書の外に、何故に更に遺文錄纂の必要が生じたか、遺文錄纂の必要いかんと言ふ間は、門外の者には直に起る疑問であるから、其の理由を解き、且つ遺文錄纂の次第を此處に陳ておく、録内外と、遺文錄とは、共に御文章を輯録したものには相違ないが、但だ其の編纂の方法が異つてゐるのである、録内外の編輯たる、固より遺教を萬世に傳へんが爲である、然るに其の散逸を恐れ、其の缺損を憂いて、之を集むると云ふことが急務であつた爲に其の編纂の方法などに就て考慮するの違を有せなかつたのである、さればその編纂は御遺述の年序を以てしたのでもなく、又法義の淺深を以てしたのでもなく、従つて集れば、従つて編すると言ふ状態であつた如く思はるのである、然るに祖書研究と云ふ上からすれば、何等かの一定の方針に依るを便とするのだから、後世に至り御遺述の年月の序を逐ふて、編成するの舉に出でたのである、而して之が端緒を開いたのが貞享三年聖祖後四百〇五年聖祖後五に成れる、中山奥師の御書

新目錄である、但し之は録内だけの目錄であつて、未だ録外には及んでゐなかつたのであつたが其の後明和七年聖祖後四百八十九年聖祖後五に成つた、鎌倉の境妙隱士の著である、祖書目錄は録内外に亘つてゐるのである、其の次に出したのが、安永八年聖祖後四百九十八年聖祖後五に成つた、水戸檀林の健立諦師の新撰祖書目次である、已上の書は多少の相異はあつても、共に祖書の目錄のみに過ぎなかつたのであるが、文化十三年聖祖後五百三十五年聖祖後四に遷化せられた尾州妙法寺なる玄修日明師の新撰祖書は、嘗に目錄だけでなく、具體的に祖書の全部を編年體に組織したのであつた、明師と同時代に出で、文政七年聖祖後五百四十四年聖祖後四に遷化せられた、紀州威應寺なる勇猛庵師も亦た祖書の研究に就ては、他に譲らぬ學者であつたといふのであるが、師には祖書編輯考といふ著述がある、以ていかに其頃祖書研究熱の高かつたかを知るべきである、明師に後る、こと七十年、即ち明師入寂の二年前に出で、明治十二年に六十六歳を以て逝かれた、本宗の居士小川泰堂氏は、明師の新撰祖書を基礎とし、廣く諸先賢の祖書編纂に關する著述を参照して、慶應元年遂に遺文錄を大成するに至つたのである、明治三十七年には東京池上なる加藤文雅師、風間稻田等の諸師と相ひ謀り、本宗諸本山秘藏の宗祖の御眞筆に對照して、誤字を正し、及び諸賢哲編集の御書に對檢して、更に修正刪補し以て縮刷御遺文を發行し、祖書普及の便を企てたのである。

第三節 祖書の二大判

祖書を拜讀するに方り、豫め意得て置かねばならぬ要件がある。それは他でもない祖書の全部を二分して佐渡前と、佐渡後と、するの點である。何故に斯の如く佐渡御流罪の前後を以て祖書を二分するかと言ふに、之れは宗祖の御自身の人格の異動より來るのである。その人格の異動と云つても、宗祖の御人格が佐前と、佐後とに於て、根底から變つてしまつたといふ譯では決して無い、又其の前半生と、後半生とに於て、人格が根底から動搖する様な者であるならば吾人が一宗の祖として仰ぐに足り無いのであるが、今ま言へる宗祖の御一生に於ける人格の異動といふは、斯かる意味のものではなくして、ただ宗祖の前半生に於ては、宗祖の宗祖たる所以の眞價値を發揮し給は無つたのが、佐渡以後に於て始めて自己の眞面目を開顯せられたといふに過ぎぬのである、いま少く具體的に言へば、佐渡已前は未だ述化の冠を覆ふておられたが佐渡已後に至つて始めて述化の冠を脱して、自己本來の面目である本化地涌の上行たることを開示されたのである、然らばその地涌上行たることを開示され無つた、佐渡已前は本化では無かりしかと云ふに、決してそうでない、貞應元年眞名次郎の一子として呱呱の聲を發し給ひし當時よりして、本化上行の再來であつたには相違なかつたのである、そこで佐の前後に於て

人格が根底から動搖したものであるとは言へぬのである、若し然らば何故に佐渡已前にはその本化上行たることを秘して、述化の冠を蒙つて居られたかと云ふに、之は篤と考へて見たならば種々の理由もあることであらうが、一には先聖に同じて化導漸を以てし給ふたのもあろうし、又た一には大法廣宣の要術であるのであろうと思はるゝのである、何に致せ像法に於ける正統の佛教家であつた天台傳教等の述化の後に、御弘通であるから、一往は迹家に同するが順序である、是を以て佐前には、或は天台沙門日蓮だの、根本大師門人日蓮だのと、名をりを擧げられたのである、然るに文永八年九月十二日龍口の大刑から引き續き、其の翌十月より佐渡御流罪にならせ給ふに及んで、勸持品二十行の偈文悉く聖祖御一身の上に顯れ、本化上行の再身であること事實の上に於て證據立てらるゝに至つたから、茲に始めて佛陀入滅已來未だ嘗て誰一人として陳べなかつた、彼の天台傳教もなほ説かない所の書量文底の本法を顯揚されたのである、佐渡已前は宗祖御自身の開顯が無つたと共に、其の説き給ふ所の法門が多く述化附順の説であつたから、三澤鈔(千七〇五)には次の如に示されてある、云く法門の事は佐渡の國へながされ候ひし已前の法門は佛の爾前經とをばしめせ云と、以て佐前には未だ御本懷を顯し給はぬことを知るべきである、されば祖書を拜讀せん者は豫め佐前佐後の法門に於て

斯かる大なる異相のあることを意得てをく必要がある。

第五章 二門開顯

第一節 二門名義

既に依經及び其の釋書を案内しておいたから、此處には其の依經即ち法華經の大意を陳ぶる順序になつて來たのである、法華經は大きく分てば本迹二門となる、其の二門の要領が即ち法華經の大意であるが、それを陳ぶるに先つて二門の名義を辨する必要がある、抑も迹門と言ひ本門と言ふ名には何なる意義を有しているかと尋ぬるに、本とは所依の本住處に名け、迹とは往來の行跡に名くと釋して、現代の言を以て顯すならば本とは根本原理とも言ふべきで、迹とは其の根本原理から派生した第二第三の原理の如きものである、そこで第二第三の原理を追求すれば自ら根本原理に達するを得るが如く、迹を究むれば自ら本に至ることを得るのである、故に玄義七には「人の依處、則ち行跡あり、跡を尋て處を得るが如し」と云ふ譬喩を擧げて其の義理を顯してをる、詮り依處とは本であり、行跡とは迹である、其の意は人の足跡は其の人の本住處から出て來て來ているから、其の本住處を知らんと思はゞその足跡を辿るべきが如

く、迹は本より出ているから、迹を尋ねれば本に達すと言ふのである、又本は本體で譬は天月の如なるものであり、迹は作用で譬は萬水に浮ぶ月影の如なるものである、水月は天月に依てあり、迹の用は本の體より起り、本の體は迹の用に依て顯すことを得るのである、本迹の名義は意味多含であるから、是のみでは盡きぬが、識者宜く一滴を啜めて全鼎の味を知るべきである本迹の名は羅什の弟子であつた、肇公が言ひ出したのだが、之を法華經の前半後半に附したの

は天台大師が初である、門とは能通の義で所通の處に到らしむる効能を有している、今法華の前半を迹門といひ、後半を本門と云ふのは、その説相に久始遠近の異はあれども、二門俱に一佛乘の妙理に通入し到達せしむるから、各門の字を附したのである。

第二節 迹門開顯

開顯とは字の如く開き顯すと讀みて、之れまで覆ひ隠してあつたものを、蓋を取つて開き顯はす如なるものである、而して迹門の開顯は爾前諸經を相手とするので、則ち爾前では隠覆してあつたのを今經の迹門にて開き顯すのである、其の故は爾前諸經は衆機調熟の爲に萬差の法門をば衆生の意樂に隨順して説いたのであるが、之を要するに其の教は藏通別圓の四教、其の理は空假中の三諦の他はない、而るに其の教は四教各別であり、其の理は三諦隔歴して相ひ融す

るを得ないのである、之れ未だ佛陀が自證の境界を隠覆していられるが爲であつて、その權教であり權理であるの證左である、斯の如く教も理も各別であるから、之を聞く所の機根も亦た聲聞、緣覺、菩薩と三乘各別にして、永く一佛乘に會入することは難いのであるが、今經述門に來て教は純圓一實、行は唯一妙乘、理は三諦圓融、人は純一實機と開け、教、行、人、理皆な唯一佛乘に歸入し、朝宗する所以を説て、一代佛教の歸趣を示すのが述門開顯の主旨である、此の旨を顯すに經説は機根の不同に依て法、譬、因の三周と分れてるのである、法説周とは上根の衆生の爲に直に法そのまゝを説かれたので、則ち方便品に諸法實相の妙理を示し、三乘即一乘と會するの法門である、此の開會に就て起、顯、竟の次第がある、起とは法門の起りであつて、則ち佛成道已後、衆生をして此の一實の理に引入せんが爲に、假りに三乘の權法を説て置かれたのであつて、之を爲實施權と云ふ、經文には知第一寂滅以方便力故雖示種種道其實爲佛乘と説てあつて、正しく此の法門の起りを爲すのである、次に顯とは則ち開顯である、爾前四時の間、三乘の權法を説いたのは、機根調熟の爲にせし已むを得ざるの方便であつて、佛陀の本意ではなかつたのであるから、根已に熟すれば佛陀自證の境界たる中道一實の妙理を開き顯すと云ふ、之を開權顯實と言つて正開顯である、されば經文には此經開方便門示眞實相

と説いてある、三に竟とは終りであつて、既に開し顯終れば最早や權法は有つても詮無きものであるから、之を捨て、しまつて佛陀自證の境界である唯一妙乘のみを存立し置くのであつて例せば足代は塔を築くまでの用であるから、塔既に出來上ればその足代は撤廢してしまは無ければならぬ様なものである、之を廢權立實と云ふ、經文には正直捨方便但說無上道とある、之を要するに法説周とは直に施開の化意に就て、昔は一實の爲に三權を施し、今は三途に一に歸して權實なき所以を示すを云ふのである、此の法説周を示すに經文は廣略の二説となつてゐる、されば玄義二(會本二ノ上)には「方便品の長行には略して此法を説き、後の開示悟入は廣く此法を説く」とあつて、方便品の初より世尊偈の終り衆生處處著引之令得出までを略開三顯一とし、已下爾時大衆中より動執生疑となり、三止(佛三請(舍利弗)の事あつて、爾時世尊告舍利弗の文より已下を廣開三顯一とす、此の法説を聞いて在世に得道した者は上根の舍利弗であつた、次に譬説周とは、譬喩を以て法門を示すのであつて、則ち譬喩品に三車一車の説を設けて三權一實に譬へ、前の法説周に於て悟ることを得ない者をして能く了解の出來るやうにするのである、之を聞いて在世に得悟した者は、迦葉、須菩提、迦旃延、目連等の中根の者である、三に因緣周とは、前の譬説にて悟り得ない者の爲に、更に因緣に寄せて能く權實不二の

妙理を了解しせむるので、化城喻品に宿世大通の因縁を討ね、種熟の始終別なきに寄せて、權實二なきを知らしむるを云ふ、之を聞いて在世に得道した者は、千二百の羅漢等の下根の者である、已上是の如く一實の理を示して所化の教益の實を極むるを迹門開顯の正意とするのである、此の法門が説き顯はされて、初て爾前諸經に於て忌み厭はれていた、二乘も闡提も惡人も女人も悉く皆な成佛得道の出來ることが明かになつたのである、實に十界皆成の妙事は、十如實相、一念三千の妙理を開顯するにあらざれば、見ることが出來ぬのである。

第三節 本門開顯

迹門の開顯に依て諸法實相の妙理が顯れ、十界皆成佛の妙旨が明かにならば、最早や佛敎としては其の目的が確實に遂げられた如うで、此の上に加ふべき法門は無い様であるが、其の實を檢すれば未だ大事な法門が一ツ闕けてゐる、此の法門が顯れなければ、譬へば物に括りが無いと同様である、其の大事な法門とは則ち本門の開顯である、本門の開顯は實に教主釋尊の本體を究め、其の價值を定むると同時に、其の所説の法門の價值を決すべき大事な法門である、之を本宗専用の語を以て言はば、近迹の人法を開して久遠の人法を顯すと云ふのである、近迹の人法とは二千餘年の昔、印度に出生して、十九出家、三十成道せられた釋尊と、其の所説

の教法とである、爾前及び迹門の所説は、唯だ此の近迹の人法のみを明して、久遠本地の人法を隱覆していたのだから、衆生も之を知るに由なかつたのである、久遠とは經説に依れば五百塵點の劫數を擧げて、復た此に過ぎたりとあるから、何に數學に達している者でも、到底勘定し盡すことの出來ない無限劫の過去遠々の無始の大古である、久遠の人とは其の無始の大古に成道した佛であり、久遠の法とは其の無始の古佛が證得された法である、此の久遠の人法は本門壽量品に於て始めて説き顯はされたのである、今ま略して其の相を語らば、本門の序分たる涌出品に於て、佛久遠成道の時の最初の弟子である本化の菩薩が、六萬恆沙とて無數に靈山會上に顯現し給ふたのである、然るに此等の菩薩は、釋尊の今番成道已來、未だ曾て其の陰影をだに見せ無つた、而も鶴髮老臘の尊貴の大菩薩であるから、一會の大衆は不思議の感に打たれたが、此の時大衆中の上首である彌勒菩薩は、一會を代表して其の大菩薩等の出處來歴をば釋尊に問ひ奉つたのである、然る所釋尊は之に答て「我れ久遠より來た是等の衆を教化せり等」と言つて、略久遠成道の趣をほめかされたのである、ところが是のみでは大衆の不審は晴れない、晴れないどころか疑惑の念は増深なつて來た、其の意に謂く、釋尊は成道已來僅々四十餘年なるに、未だ曾て見聞せしことさへなき、是等の臘老けたる尊貴の大菩薩を教

化せり、是れ我が弟子なりと言ふは、宛も年齢二十五なる若者が百歳の老翁を指して、是れ我が子なり、我れ是を生育せりと云へると齊くして、一向に辻褄の合はぬ話であるが、佛は何にして此の短少時日の間に於て、是等尊貴の大菩薩をば教化し成就し給ふたものであらう、いかにも不思議な事であると、遂に彌勒は又此の事を釋尊に問ひ奉つたのである、是に於て釋尊は壽量品の初に三誠四請懺懺の儀式を整へ、莊重なる態度を以て、然我實成佛已來無量無邊等と説き、我常在此娑婆世界等と示し、久遠成道三世益物の妙化を談じ、事相常住法界圓融の極理を顯し給ふたのである、而も其の久遠の人は、迦耶近成の人法を離れない所の久遠の人法である、否な迦耶近成の人法を全ふしての久遠の人法であるから、此の法門が増尊といのである、徒に尊といふ計りでなく、それが事實の上に於て人生に價値あり、貢獻あるものとなつてくるのである、縦ひ何かに無始の古佛であり、久遠の本法であつた所が、其れが毫も人生の空氣に觸れぬものであるならば、従つて人生に價値あり、貢獻あるもので無きと同時に、又左程尊とむに足らぬものとあるのであるが、實は左様な迂遠なものでなくして、吾人人間と同棲せし娑婆界裡の釋尊及び其の教法と、相即する所の久遠の人法であるから頼母敷いのである、此の邊が耶蘇教のゴットや、眞宗の阿彌陀如來や、眞言宗の大日如來など、大に異なる點

である、此の本門開顯に就ても亦た起顯竟の三段の次第がある、其の起とは則ち顯本の始めてあつて、抑も今日顯本することを得るのは、久遠最初の成道已來此土に垂迹示現したから、其の本地を開顯することを得るのである、であるから其の起を從本垂迹と言ひ、經には然我實成佛已來久遠若斯但以方便教化衆生作如是說我少出家得三菩提と説いてある、次に顯とは則ち正開顯であつて、之を開迹顯本と言ひ、經には然善男子我實成佛已來無量無邊百千萬億那由陀劫と説いてある、三に竟とは則ち開顯の終りである、已に開顯了つたならば、何時までも迹説に固執している様ではならぬから、速に迹執を去つて本地の正見に歸せなければならぬのである、之を廢迹立本といひ、經には諸佛如來法界如是爲度衆生皆實不虛と説いてある、斯の如く開顯し終れば有爲無常の生身であると思つた釋尊は、常住不滅の本佛と顯れ、水沫泡烟の如き萬法も、永劫不變の本跡と一如し、法界の全體舉げて是れ釋尊にして、榮枯盛衰常なしと見へたる諸法は、皆な是れ一佛の妙化妙用であると明かるのである、是を以て知るべきである、釋尊一佛の開顯はやがて十界の衆生の開顯であり、又た三千萬法の開顯であると、此處に至つて始めて妙極まり、理盡くと言ふべきである、彼の迹門だけでは横に空間的に諸法の實理を説くことは略ぼ盡きていたる様であるが、未だ豎に時間的に人法の始終を極むることが出来ぬと同時に

に、その空間的の法門も但に潜在的なる理性の一面のみに局していて顯現的なる事相の他の一面を逸却しているのである。此の時空二間に亘り真理の極を盡すものは獨り本門壽量の所説である。

第六章 教觀概論

第一節 教相の意義

教相と云ふ言の中には何なる意味を持つてゐるかといふに、教とは則ち佛陀の言であつて、下衆生に蒙らしめて轉迷開悟せしむるの用あるものである。相とは則ち形相の義である、凡そ物には必ず長短方圓の形があり、青黄赤白の色があつて、彼此相ひ差別することの出来るものであるが、佛陀の言教にも亦た大乘、小乘、權教、實教、迹門、本門等と種々の差別があつて、淺深不同であるから、相の字を附して其の意味を顯すのである、そこで教相と二字續けて讀めば、教相とは、佛陀所説の經典の上に顯れたる、言教の同異を分別し、簡擇するを云ふの意になるのである、されば佛敎各宗皆な之を用ひて、各々その依經の一代佛敎に於ける位地を明かにし、爾餘の經々との同異を分別し、以てその教義の特殊點を示すのである、本宗教相を

以て左の如く定義せん。

本宗の教相とは、本化事觀證道の妙義の依て起る所の教を撰定せんが爲に設くる、一代聖敎の同異分別門である。

第二節 本宗教相の重要な所以

彼の敎外別傳を標榜して建つてゐる禪宗の如きは例外であるが、その他の佛敎各宗では皆な此の教相判を用ひない宗旨は無き理由は、前述の通りである、今ま其の例を擧げば、法相宗に於ける三時の教相の如き、華嚴宗に於ける五教十宗の判釋の如き、其他天台の五時八敎、眞言の顯密二敎、淨土眞宗等の聖淨難易の如き、皆な是れ自他の敎躰を擇ぶが爲の教相ならざるはないのである、像法時代に於ける天台宗の如き、末法の現代に流布すべき本宗の如き、法華經を以て依經とする宗門は、特に此の教相判が重要である、何となれば法華經以外の經々は當機益物の敎であつて、未だ如來設敎の元意を明さないから、其の經の文や義が爾餘の經敎と關係することが極めて薄いゆゑ、強いて餘經との同異を分別せずとも、其の教當分の解釋にて事足るのであるが、法華經の如きは實に一代敎法の中樞であり、覺者棲神の寶篋であつて、釋尊化導の始終を明し、八萬四千の教網を統攝する、最後究竟の深法である故に、此の教相判を用いて

彼此の關係及び同異を論究しなければ、充分に其の文を釋し義を彰すことが出来ないから、天台は『若し餘經を弘むるには、教相を明さざれども、義に於て傷ふこと無し、若し法華を弘むるには、教を明さざれば文義缺ぐるごとあり』(玄義會本十)と云ひ妙樂は『法華の前經には、但だ當文に判釋するに、義に於て未だ失せず、當文に教を辨するに、理に於て明め易し、若し法華を弘めば、須く一代五時の教相を辨すべし』(玄籤上)と云ひ、宗祖は『若し教相に闢くして、法華の法門を云ん者は、雖讀法華經還死法華心とて、法華の心を殺す云云』(諸宗問答鈔九六)と誡められたのである、況や當家權實本迹の教相を論するや、更に天台に逾越するものであるに於てをや、是れ本宗が特に教相を重要とする所以である。

第三節 教觀の關係

教相と相ひ對して最も大事なものがある、それは則ち觀心である、そこで宗祖も「教と觀とは日月の如し」(四條書八五一)と云つていられるのである、而して此の二者の關係は宛も吾人の歩行に於ける目足の關係の如なものである吾人の歩行には足は固より缺ぐべからざるものであるが、足のみでは圓滿なる結果を得ることが出来ぬのである、歩行の目的を圓滿に達するには是非とも足の外に目が無くてはならぬ、若し足のみであつて、前途の方向を照すべき目が無つ

たならば、其の歩行や實に危險千萬であると言はぬければならぬ、又之と反對に目のみありて何に明かに前途を照した所が、肝心な足が無つたならば、何程心を焦た所で進行によしないのである、されば目と足とは互に相ひ憑り相ひ俟て歩行の目的を安全に達するのである、本宗教學上に於ける教觀の二門も亦た斯の如く、互に相ひ憑り相ひ俟つて其の全功を完ふすべきものである、其の觀心とは行者證道の實義に直接關係を以てゐる實行の方面に屬する修行門の方であるから、吾人の歩行に於ける足の作用に等しきものである、教相は觀心證道の依て起る所の教を撰擇するに就て、必要なる理論的方面に屬するものであるから、吾人の歩行に方り前途を照すべき目の作用に譬ゆべきである、是の故に、若し教若し觀二者その一を缺かば圓滿なる結果を得べからざるは瞭々として火を見るよりも明かである、設し假りに觀心を缺ぐとしたならば、教相は單なる一片の架空的理論に終り、其の實行の方面に於ては何等の結果をも收むることは出来ないであらう、設し又其れと反對に觀心修行の方のみを存して、教相の方を缺ぐとしたならばいかにと言ふに、其の觀心修行なるものは果して佛陀の精神に契つてゐるものなりや、將た又た妄想顛倒の凡慮に出づるものなりや否なやを辨知するに由しないのである、又た或は其れが幾分か眞理に契ふ所あり、且つ佛陀の所説に出づるものとしても、それが果し

時機に適合しているや否やを辨知するに由しないのである、されば此の兩者は不離相即の關係を以て進まなければ到底佛道修行を全ふすることは出来ぬのである、之れ則ち本宗教學上に於て教觀二道其の一を缺ぐべからざる所以である。

第四節 台當の關係

當家教觀の諸法相は、多く台家慣用の法相を襲用してゐる、例せば教相判に於ける祖文處々の三種の教相の如き、總勘文鈔の五時四教の判の如き、十法界鈔の四重興廢の如き、其の多くは台家所立の法相を假りてゐるのである、又觀心門に於ける一念三千等皆な台家所立の法相ならぬはないのである、宗祖は何故に斯く天台所立の法相を襲用せられたのであるかと云ふに、元來先聖所立の法相を襲用するのは佛家の通格である上に、天台智者大師の如きは昔し釋尊在世に方り靈山會上に於て親り佛勅を受け給へる藥王菩薩の再生であつて、宗祖出世已前八百年餘の當時に出世せられた迹化の菩薩である、而して其の一代教法に對する判釋の如き、最も適切であり、又最も確實であつて、其の法相の周到にして、精緻なる、到底餘の論師や人師の企て及ぶ所ではない、是を以てか章安尊者は、立義に十妙を開演せるを讚して「天竺の大論尙は其の類に非ず、真丹の人師何ぞ、勞しく語るに及ばん(立義會本二下)」と云ひ、從義は「龍樹北齊

亦た乃ち未だ及ばず」(三大部補注十三二十)と重讚したのである、蓋し彼は累品所付の遺旨に原き、迹門の教意に依つて、一代の判釋を成し遂げたのである、然るに迹化の出興して迹門の經意を述ぶるは、本化の出現して本門の教法を顯説するの先序である、斯かる關係にあるのであるから、宗祖は特更台家所立の法相を襲用し給ふたのである、斯の如き關係上からして、法相は彼に借る所多しと雖ども、我祖所説の法門を以て、悉く彼に同じとは云ふべきでない、法相が同じいからとて本化の教觀を以て迹化のそれに同せば、其は本化を誣うるものである、尤もある程度までは同じい邊もあるが、全々同じいとは云へぬのである、若し全々同じいものであるならば、特更に宗祖の出現を要しないのである、然るに世の中には似たものを以て同じとする淺識者が少くないから、宗祖は天下後世に斯かる者のあらんことを慮り、豫の誠飾を垂れ給ふて申さるゝには「日蓮が弘通する法門はせばきやうなれどもはなはだふかし、其故は彼の天台傳教等の所弘の法よりは一重立入たる故也」(四條書八五二)とある、斯の文は正しく吾祖の法門が彼に一等地を抜いている事を示されたのである、そこで心を潜て篤と當家の教觀を伺ふに、一往は迹家教觀の法相を假るやうであるが、其の是を用いて證顯する所の教證の實義に至つては、迹化の理談と天地月籠の差があるのである、況や宗祖が教相を設け給ふ本意は、飽ま

で外用に約して正像過時の權迹の教法を破廢し、末法時機相應の教法を立るにあるをや。

第五節 二家教觀の異なる所以

富木書(千六四八)に「日蓮が法門は第三の法門也、乃至第三法門は天台、妙樂、傳教も粗ぼ之を示せども、未だ事畢へず、所詮末法の今に譲り與へし也」と云ひ、治病鈔(二〇九九)に本迹を混合すれば水火を辨へざる者也、乃至漢土の天台、日本の傳教、此二人計りこそ粗分け給て候へども、本門と迹門との大事に圓戒未だ分明ならず等」と云ふは、是れ宗祖の法門が天台傳教等の弘め給へる法門に超過して滅後三時に比類なきものであることを證して餘りありと云ふべきである、然らば何故に吾祖の法門が彼に超過するか、其の理由いかんと云ふに、本化迹化其の位が異つてゐる上に、釋尊よりの付囑が總付と別付と異りがあるからである、それ釋尊は神力品に於て内證の壽量と、肝要の五字とを本化の菩薩に付囑し終り、其餘の法を以て、囑累品に於て、迹化の菩薩に付囑されたのである、其餘の法とは壽量の文底のみを除いた、文上の二十八品である、然らば何故にその文底所祕の内證の壽量と、肝要の五字とは、迹化に付囑せられなかつたかと尋ぬるに御講聞書には斯様に記るされてある「此門家大事涌出品前三後三釋也、此釋無、本化迹化不同、像法付囑、末法付囑、本門迹門等起盡、不可有之、既

止善男子止字日蓮門家大事也、可レ秘可レ秘、惣止一字門家明鏡之中明鏡也、口外無詮、上行菩薩等除、惣餘菩薩悉止一字以成敗云」と、其の前三後三の釋とは、一に止他の三義、召本の三義とも稱するのである、即ち前三の釋が止他の三義で、迹化を止むるの三由である、一には所任別なるが故に、二には此土に縁淺きが故に、三には顯本を得ざるが故に、と云ふのである、後三の釋が召本の三義であつて、本化を召すの三由である、一には子父の法を弘むるが故に、二には此土に縁深きが故に、三には遠を顯すが故に、と云ふのである、之を又は遮詮表詮六重の釋とも云つて、實に重要な義目である、此等の理由があつて、壽量文底の法門をば迹化に傳へずして、但だ本化の菩薩にのみ付囑せられたのである、綱要導師は此の止召に關係ある所有る祖判を總合して、五義を成せられてある(祖網刪略六左)その五義とは前三後三の六釋を合して三義とし、其の上に更に二義を添加したものである、二義とは、一には彼等は巨難を忍受すること能はず、地涌は能く三類を忍ぶべきが故にと言ふの義であり、二には彼等は正像の熟化に宜し、地涌は此間最初下種の菩薩にして能く末法に下種すべきが故にと言ふの義である、總して是等の理由があつて、總付、別付、兩囑の異を生じたのであり、その兩付囑の異なるのは、則ち台當二家教觀の異なる所以である。

第六節 祖書に於ける教觀の前後

先師優陀那院日輝和尚は、其の著弘經要義に、佐前の化導は教相を専とし、佐後の弘通は觀心を主とすと言はれてあるが、寔に其の通りである、佐前にも觀心の法門を談じ給はぬでは無かつたけれども、其は佐前の主説では無つたのである、佐後にも一代の判教を論じ給はぬでは無つたけれども、其は佐後の正意では無つたのである、佐後の正意は無論觀心である、其の本尊鈔の如き、當體義鈔の如き、其他御義、向記等に徴しても知れる譯である、さりながら佐前の教正觀傍、佐後の觀正教傍も、是れ一往の説であつて、再往の實説ではないのである、若し究竟して之を論せば、別頭の觀門は佐後に始て之を顯すと同時に、別頭の教文も亦た佐後に於て始めて終極せしものと言ふべきである、其の理由は、佐前の教相は多く權實相對であつて、未だ本迹の高下淺深を判じ、像末の過當を論じたものでなく、又た佐前の觀心は多く迹化の理談に附順せるものであつて、未だ三祕の妙解に依るの妙行ではなかつたからである、佐後は之に異にして大に本迹の高下、像末の過當を論じて、正像未有の大法である本門の三祕を開示し、觀心本尊の妙行を創立せられたのである、是れが則ち別頭の教相であり、別頭の觀心である。

第七節 教判上に於ける吾祖の見識

吾祖大士が本化地涌の上首として、親り靈山の佛勅を奉蒙し、末代の重病子を救はんが爲に出現せる心靈界の大醫王であつて、彼の迹化である天台大師などの弘通せられた像法佛教の餘餐を賙めて、之に安する如な御方でないことは、既に前引の祖文に依て明かである、固より或る程度までは天台の教判に依ておられる様であるか、其の實義を述べんと欲し給ふに當つては、直に本經を検尋して迹化の未だ曾て論及しなかつた點をも尙ほ能く論述せられてある、則ち祖文の處々に顯れている迹門の二乘未斷見思の御所判の如き、正く壽量品の天人修羅及び樂於小法等の文に依り、又た迹門菩薩未斷無明の御所判の如きは、涌出品の五十小劫及び彌勒不識等の文並に壽量品の文等に據られたのである、彼の天台妙樂等の釋を引用し給ふのは、或は開迹顯本の上に於てし、或は我家所判の助證として之を引くのみである、諸宗問答鈔(九五)に「天台妙樂傳教等の釋をば御用候哉如何」と問て、其の答に「最も此釋共を明鏡の助證として立申法門にて候」とあり、その明鏡の助證といへる文に注意すべきである、既に言へる如く吾祖は濁世に於ける靈界の大醫王であり、末法救護の大導師であるからして、當代に於ける教權は獨り吾祖の双肩に在て存するのであつて、彼の像法佛教に於ける天台教觀の生殺與奪の權の

如き、最早や吾祖の掌中に收められてある、況やその以前の正法時代の小權の教法をやである是を以て吾祖は嚴乎として自己の確信を陳べて『日蓮が弟子等は臆病にては叶ふ可らず、彼彼の經々と、法華經と、勝劣淺深、成佛不成佛を判せん時は、爾前迹門の釋尊たりとも物の數ならず、何況や其以下の等覺の菩薩をや、まして權宗の者どもをや』(教行證書千一二三)と云ひ、又像法過時の天台宗に對して、最後の判決を下しては『天台の學者慈覺よりこのかたの文止の三大部の文をとかく料簡して義理をかまうとも、去年のこよみ昨日の食のごとし、今日の用にならず』と云ひ、更に末法に於ける眞淨の大法を提示して『末法の始の五百年に、法華經の題目をはなれて成佛ありといふ人は、佛説なりとも用ふべからず、何に況や人師の義をや』(上野書千八四一)と云つておられる、是れ實に一代判教の上に於ける吾祖の大見識であつて天下後世の子弟等に長に垂れ給ふ權威ある一大聖訓である、吾儕は宜く此の卓拔ある御見識に歸仰し、虔んで此の御聖訓を服膺すべきである。

第二篇 教 相

第七章 五 綱

第一節 總 釋

五綱とは、五箇の大綱義目である、宗祖は一代の聖教を判釋し、其の教法流布の次第を正すに五箇の綱目を立てられたのである、五箇の綱目とは教と機と時と國と序とである、宗祖は自ら之を五義と呼ばれて佛法を弘通するには是非とも意得ておかぬければならぬ義目とせられたのである、蓋し教法を布くには、機と時と國とを離れて出来る譯のものでない、而して又それを宣布するには、必ず順序が立つてゐなければ、満足なる結果を得ることが出来ぬのであるから釋尊の教法を滅後に弘通するには、又必ず此の五箇の方面から觀察して、教法流布の次第を正し、其の機相應、其の時相應、其の國相應の教法を弘通するやうにしなければならぬが、佛弟子たる者の當然の務であると思はるのである、さればにや宗祖開宗の始に方り千歲不磨の教法を揀ばんが爲めに、此の五箇の大綱義目を考へ出されたのであつて、其の用意の周到なる、其の判教の精巧なる、前古未曾有と稱すべきである、之を天台の判教に比するに、彼は五時八

教横に在世一代の教法を判じて、權實の起盡を正されたのであつたが、此は一代の教法を豎に滅後三時に配當して、以て教機の過當を論じ給ふにあるのである、そこで其の教綱の撰擇に就ては、是非とも餘の四綱と、關係して考查しなければならぬのである、餘の四綱があつても、機相乃至序相と云はずして、教相若しくは教判と稱するのは、其の正意に従ふ故である。

第二節 別 釋

教 綱

教とは則ち如來一代の教法を謂ふ、小乘あり、大乘あり、權教あり、實教あり、迹門あり、本門あり、其れ等の教法は佛陀が時に應じ、機を鑒みて、説かれたのであるから、之を滅後に弘通するには、又た機に隨ひ、時に隨ひ國に應じて、其の先後の序を考へ、其の適と不適とを察して、審かに之が撰擇を爲し、毫も誤り無き様にしなければならぬ、今末法に入つては、小乘、權大乘、迹門等の教法を捨て、本門壽量開顯に依る、法華經二十八品を取るのである、若し其の要に従はば妙法五字である、是を撰ぶに就いては次に明す所の四綱を要するのである、尙ほ此の教綱の撰擇に就ては、第八章已下に詳述すべきにより、今は其の梗概に止む。

機 綱

機は可發の義と釋せられて、例せば雨降らんとして雲先きに起り、日昇らんと欲して東天先づ白らむが如きもので、事の起らんとする「ハツミ」である、それが人の思想上にあるを茲處では機と云ふのである、人の思想と云ふものは其の人の因縁、果報、境遇等に依て、種々に異なるものである、今の世を見渡して見た所でも、或は厭世主義の者があるかと思へば、又樂天主義の者があり、或は階級主義を抱いている者があるかと思へば、又た平民主義を持っている者があり、其等の思想が、又た人の智、愚、賢、不肖、等に依て千差萬別であるが、佛陀の在世に於ても利、鈍、順、逆の異があつて、人の思想は種々區々であつたが、其の種々區々なる思想の發せんとする衆生の機をば佛陀が觀察せられて、其の機根に應じて、種々に説法せられたのであるから、滅後に其の遺教を弘通するにも、又た能く衆生の根欲を察し、其の心機を鑒みて、教法を弘通する様にしなければならぬのである、若し其の機を鑒みず、其の根を察せずして、妄りに教法を布かば、宛も暗醫が病根を究めずして妄りに藥を投ずる様なもので、實に危險極まる次第である、佛陀の法藥も其の如くであるから、能く衆生の心病を察して、之を授けなければ、反つて墮獄の因を醸さしむる憂があるのである、されば弘導師たる者は、教を知ると同時に、機を鑒むる事が肝要である、又た教を知る者は、合せて機を知らぬければ、眞に

教を知る者と言はれぬのである、今時は推し並べて、法華本門の直機である。

時 綱

時とは變遷の義で、世の移り變り行く状態を時節、又は時代などと言ふのである、其の時節、若くは時代には自ら大勢の定れるものがあつて、其の大勢は何にしても動かす事の出来ぬものである、例せば春夏秋冬の四時の運行の如き、必然的に定れるものであつて、天地萬物は皆な其の支配を受けぬ物とてはない、動物にあれ、植物にあれ、皆な此の四季の變遷に伴はぬ物とてはないと同じ意味であつて、人世には自ら時代の大勢があるから、其の大勢の趨向の察して事を爲さなければ、必ず失敗でなくは不結果であるに定つてゐるから、苟くも事を天下に爲さんと欲する者は、此の時勢を看破する事が大事である、佛道の弘通も亦た其の如くであるから、縦ひ教を知り、機を知つても、此の時を知らぬければ、未だ以て佛法弘通の任に堪へ得る者と言へぬのである、又たこの時を知らなければ、眞に教を知り、機を知る者と言へぬと同時に、眞に教を知り、機を知るの明があるならば、又た必ず時を知るの明がある者と言ふことが出来るのである、佛世は且く措き、滅後流教の時代に三時、五紀の分ちがある、三時とは佛入滅の翌日より、時代を三期に分つたのである、其の第一の時代を正法と云ひ、之は一千年

の間である、第二の時代を像法と云ひ、之も亦た一千年の間である、第三の時代を末法と云ひ之は萬年と記されてある、其の正法時代は佛陀の遺教が正しく傳布され、修行も正しく、證果も確實に得らると、と言ふ實に結構な時代である、像法時代は教法と、其の修行の方法とは具つていても、其の目的たる證果が得られぬ時代である、換言すれば佛法が形式的には具つていても精神的には滅亡してゐる時代であるから、前の正法時代に比すれば、餘程世が下り、佛法が衰へてゐる時代であることが明かる、次に末法時代は世が全く末になり、教も行も證も共に皆な隱没し、佛法が形骸も、精神も、共に斷滅せんとする時代である、已上、此の滅後の時期を、教法の興廢に約して、一層細かに分つたのが五紀であつて、即ち大集經に記されてある五箇の五百歳である、五箇五百歳とは佛滅後二千五百年間を、五百年宛つ五ツに分つたので、最初の五百年を解脱堅固の時と云ひ、佛法を修行して正しく證果ある時代である、第二の五百年を禪定堅固の時と云ひ、解脱稍や衰へたるを以て、禪定を修して其の缺陷を補ふ時代である、第三の五百年を讀誦多聞堅固の時と云ひ、禪定も稍や衰へたるを以て、經を讀み學問、思惟などを以て其の缺陷を補ふ時代である、第四の五百年を多造塔寺堅固と云ひ、讀誦多聞も亦た漸く衰へたるを以て、堂塔、伽藍を建設する有相の善根を修して、其の缺陷を補はんとした時代であ

る、第五の五百年を闘争堅固の時と稱して、人の根氣も弱くなり、偏見邪執は強くなりて、益も無き事に就て論争常に斷へず、果ては干戈に訴へて血を流すが如く、世法の痛く亂るゝと同時に、佛法正に隠没せんとする時代である、此の五期は、第一よりも第二、乃至第四より第五、次第に世も濁り、人の機根も劣等になるのであるから、之を救ふべき教法は其れと反比例に増々優等のものとならなければならぬ、譬へば輕病には淺薬でよいが、重病には良薬を用うる様なものである、されば第一紀には小乗教で宜しいが、第二紀には最早や小乗教は益がないから權大乘教が流布し、第三紀には權大乘教も最早や駄目であるから、實大乘教即ち法華經が流布し、其れが第四紀の終り、第五紀の初に至つたが、其の法華經は迹門中心の法華經であつたから、第五紀になると、最早や利益が無いのである、此の時に當つては、前四紀を救ふた小、大、權、實の内の何れの教法を選んでも効力はないのである、此の時代の弊惡が最も強烈なる第五の五百年の五濁の暗を照破すべきものは、獨り萬法開顯の妙用を具へた我が本門の大法で無ければならぬ、而して此の本門の大法は管に第五の五百年を救ふ計りで無く、長へに萬年の未來を通じて、一閻浮提に流布すべきである、此の一往五百再往萬年の義は教行證書(千百十六)に經釋を引いて會通し給へるを以て知るべきである、斯く論じ來れば、

前に五百歲に佛法が隱没すと言つたのと矛盾する様であるが、元來彼の大集經の五箇の五百歲なるものは、此の本門を中心として立つた説で無くして、爾前迹門の教法を基礎として立つた説であるからして、其の白法隱没と言ふのは、爾前迹門の小白法の隱没を意味するのであつて、決して本門の大白法の隱没を意味するのではないのである、我が本門の大白法は、爾前、權、迹の小白法の正に隱没せんとする末法の今時に、大に興隆すべき性質のものである、眞實の教行證書は全く末法の今時に備るのである。(教行證書千百二四末行參照)

國 綱

國とは一定の土地の上に、人民の集合するものに名けた言である、國家とか、國跡とか言ふ語を學術的に解釋すれば少し面倒にはなるが、實は國民として意得ておくべき要件である、その國家とは主權ある社會の本體を謂ひ、國跡とは國家を組織せる所の原質を云ふのである、その國跡も亦た主權の所在に依て、君主國跡と、民主國跡との異があるが、吾等佛教徒の眼より見ればそれ等國跡の何れにあるを問はず、世界中の國は總て教化所縁の土地である、其の土地は方處を異にするに従つて、人情、風俗、習慣等の異があり、文野の異があり、人々の思想上にも又た自ら異があるから、其れ等の異つた國々に向つて教法を宣布するには、教法弘

通の方法に就ても考へなければならぬと同時に、教法そのものが能く其の國に適應すべきか否かと言ふことを熟慮して、國々に相應する教法を布くことが肝要である、古來佛教の傳播した諸國を見渡したすのに、専ら小乗教のみ流布する國もあれば、又大乗教のみ流布する國もあり、大小相ひ半ばする國もあるが、此等は畢竟するに其の國情の然らしむる所であると言はねばならぬ、我日本國の如きは實に純大乘國である、大乘教中に於ても實大乘教流布の國である、尤も諸大乘教や、諸小乗教も、全く流布し無つたのではない、奈良朝時代は實に諸大乘教及び諸小乗教全盛の時代であつた、されども其の期間を以て實大乘教流布の時に比すれば甚だ僅かを期間であつて、彼の平安朝の初に方り、傳教大師が天台法華宗を叡山に弘通すると同時に、其れ等の諸大乘教は滅してしまつたのである、但し伽藍と、僧侶とは其の後も存続していたのではあるが、精神的には最早滅亡していたのである、實大乘中の實大乘とも言ふべきは、迹門法華經にあらずして本門法華經である、彼の天台法華宗の所依にあらずして、我日蓮法華宗の所依である、されば傳教大師に依て弘められ、一旦日本佛教の中心と爲つた天台法華宗も、鎌倉時代の中葉に我日蓮法華宗の出づると同時に、其の權威を失したのである、否な實は傳教大師の入寂と同時に滅亡したのである、(撰時抄千二〇二)、又た現今

隨分盛大に流布してゐる様に見ゆる淨土宗、眞宗、眞言宗、禪宗等の如きも、最早や遙か以前に其宗の精神は枯死してゐるのであるが、其の有る様に見ゆるのは唯だ形骸的に蠢動してゐるのみである、斯の如く諸大乘教の流布は僅かに一盛りであつて、我日蓮法華宗の弘まるべき先序に過ぎなかつたのである、是を以て日本國は實大乘教の流布すべき國であると、彼の異國の彌勒菩薩や、須梨耶蘇摩三藏なども豫言したのである、(曾谷書千百十一参照)斯の如く實大乘本門法華經の流布すべき國とは定つてゐても、時節が到來しなければ弘まらないのは、譬へば櫻の木には櫻花が咲くと定つてゐても、春を迎へなければ咲き出でぬと同様である、我本門の大法は、必ず日本國より發生すべく決定してはいるけれども、後五百歳即ち末法の初の闢諍堅固、白法隱没の時節を迎へなければ開宣せられぬのである、恰も我日本國は亂れに亂れ、邪法邪宗は盛に流布し、北條幕府は古今に比類なき大逆無道を極め、親りに闢諍堅固の状態を曝露した承久の亂の翌春を以て、本門の大法を顯揚すべき我日蓮大聖人は降生せられたのである、後五廣布の佛陀の未來記と言ひ、先聖先哲の豫言と言ひ、實に不思議の因縁であると言ふべきである、此の日本國に始つた我本門の大法は、日本國を中心として遂に世界萬邦に流布し、全世界を擧げて一乘の妙國と化さんければ止まぬ性質のものである、而して又た縱ひ教が本門の

大法であつても、人が本化の菩薩であつても、時が末法第五の五百歳であつても、それが必ず日本國より發せなければならぬ約束になつていたのである、されば教を知り、機を知り、時を知つても、此の國を知らなければ、眞に教を知り、乃至時を知る者と言へぬ道理になるのである。

序 綱

序とは順序次第である、凡そ何なる事物にあれ、其れが正當のものであるならば、必ず順序次第の立たないものはない、彼の合抱の木も初は嫩葉より發し、次第に年序を経るに従つて長大したものである、人も初めから大人ではなくして、赤兒より次第に發育したものである如く世上の一事一物には必ずそれ相應に順序次第があるから、苟くも事を世上に擧げんと思はば其の順序次第を誤らぬ様にしなければ、折角の善事も不結果に終らなければならぬのである、我が佛敎の弘通に於ても亦た其の通りであつて、順序を亂しては其の効果を奏することは出来ぬのである、そこで釋尊の説法にも亦た先權、後實、先迹、後本と其の順序が整然と定つていたのである、之を滅後に弘通せんとするに、何ぞ順序が無くして可なる道理があるべき、故に佛法を弘通せんとする者は、其の所對の機と、其の所緣の國と、其の流敎の時代とに鑑みて、教

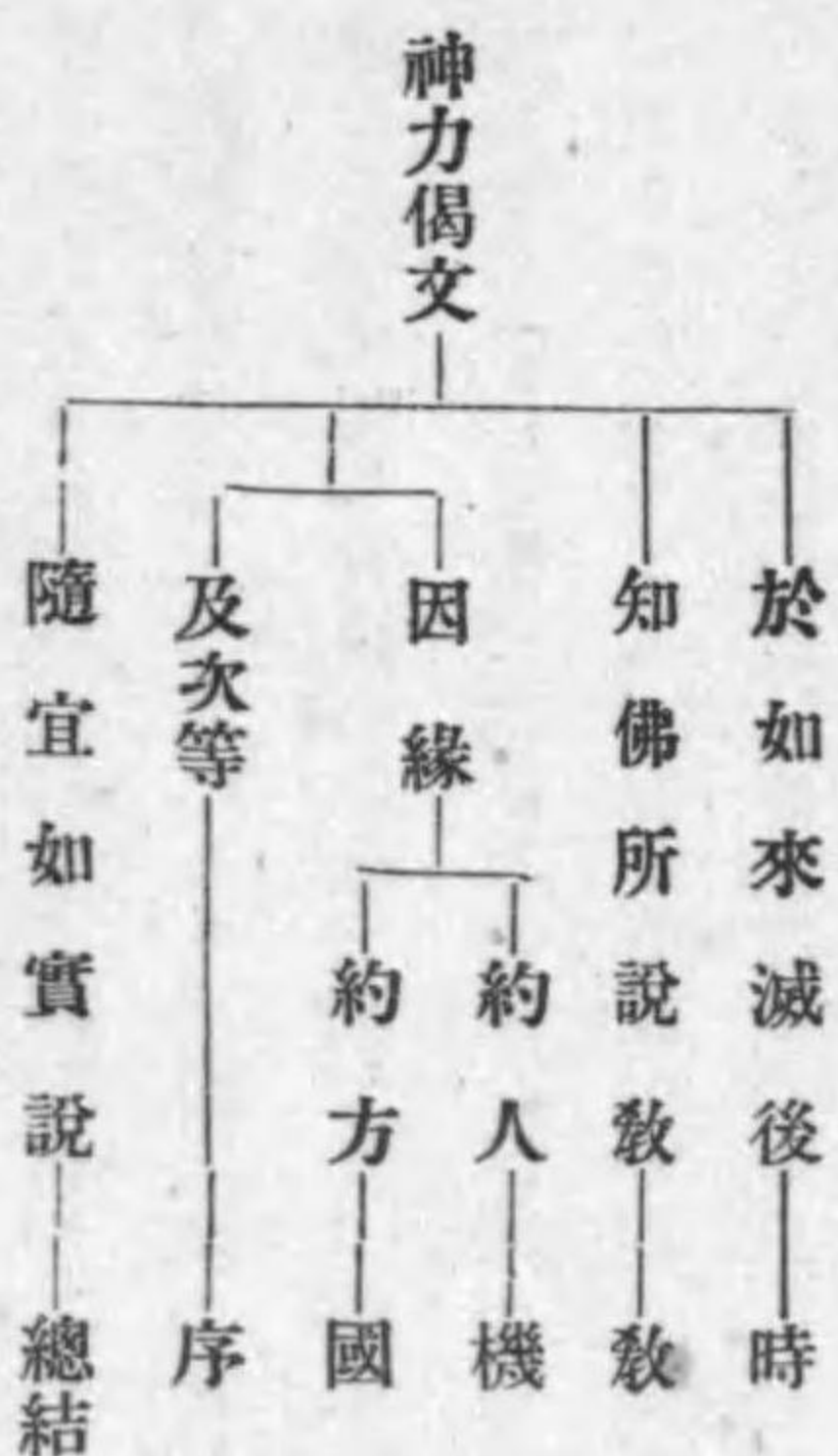
法弘通の序を誤らぬ様にしなければならぬのである、實敎の後に權敎を弘めたり、大乘の後に小乘を弘めたりする様な、顛倒した考を持つてゐる如き者では、兎ても佛法弘通の効を全ふすることは出来ぬのである、されば縦ひ餘の四綱に明るくとも、此の序綱を知らなければ、眞に餘の四綱を知つてゐる者とは言へぬのである、そこで佛滅後今日に至るまでの佛敎の大勢を觀察するに、印度、支那、日本の三國に經て、小、大、權、實、迹、本と云ふ順序を逐ふて弘通され來つてゐるのである、然るに本門の大法が既に弘宣せられてゐる今日に於て、餘の權敎、權宗を弘通せんことを企圖するは、正しく教法弘通の序を顛倒せる者であつて、譬は日出で、後に尙ほ星月の光を慕ひ、雨降りて後に雲霓を望む様なものである、宗祖は實に佛敎界絶倫の大見識を以て、仔細に此の五義を檢覈して、最高最深の教理である本門の大法に依て、究竟圓滿の宗旨を建立せられたのである。

第三節 五綱依文

五綱判は、固より吾祖大士不思議の妙智、無比の圓解より出づるものであるが、經文何れの處にか之を明せる、五綱判の依文は果して何んと尋ねば、法華經神力品の文である、同品の偈頌に云く、能持是經者、於諸法之義、名字及言辭、樂說無窮盡、如風於空中、一切無障礙、於如

來滅後、知佛所說經、因緣及次第、隨義如實說と、此の文に於て最初の一句は宗祖大士に當る何となれば、末法に於て能く法華經を持つ者は宗祖を措いて別に求むべからざるを以てである於諸法之義より一切無障礙に至るの文は、本化の大士たる宗祖が一代の聖教を判釋せらるゝ所の智能が、絶倫であらせらるゝ其の徳を稱讚した文である、此の五句廿五字に於て、四無礙智又は四無礙辨と稱する本化の所有に屬する四の徳が含まれてある、四無礙智とは、一には義無礙智とて、一切諸法の義理に通達して、滯り無きを云ひ、二には法無礙智とて、一切諸法の名字に通達して、滯り無きを云ひ、三には辭無礙智とて、諸法の名字及び義理に通達する上に、一切衆生の用いている言辭は國々に依て異つてゐるが、其の殊方、異語に隨つて演説するに能く衆生をして各々了解せしめて、辨説に毫も礙り無きを云ひ、四には樂說無礙智とて、一切衆生の根性に隨順し、其の聞かんと樂ふ所の法を説くに、圓融して滯り無きを云ふのである、此の四無礙智、と四無礙辨との異は、義、法、言辭、樂說の四無礙が未だ自己に在つて發せざるのと、已に他に向つて發したとの差である、則ち未だ内に在つて發せざる時を四無礙智と云ひ、他に向つて發せし時を四無礙辨と云ふのである、之を以て經文に配すれば、上に擧げた五句の中の初の一句は義無礙に當り、第二句の中に於て名字の二字は法無礙であつて

言辭の二字は辭無礙であり、而して第三句は樂說無礙に當り、後の二句は譬を借つて無礙の狀を形容したのである、此の四無礙智こそは、本化の大士が末法に降生して、五箇の綱判を垂れ給ふに就て、必須缺ぐべからざる能判の妙智である、此の四無礙智を圓備せる本化の大士にして、始めて五箇の綱判を爲すに堪ゆるのである、五箇綱判の依文は、正く次の於如來滅後、乃至隨宜如實說の四句廿字である、中に就て於如來滅後の句は、五綱の中の時を示したものであつて、三時五紀の依て分るゝ所である、知佛所說教の句は、五綱の中の教を示したものであつて、一代五時の教法、小、太、權、實、迹、本、教、觀の依て起る所である、因緣及次第の一句には、自ら機、國、序の三を含んである、則ち因緣の二字に於ては約人と、約方との二因緣あるべく、而して人は則ち五綱中の機であつて、方は則ち國である、機は以て利鈍、順逆の別つべく、賢愚尊卑の揀ぶべきがあり、國は以て善惡文野の論すべく、風俗習慣の議すべきがある、次第の二字は則ち五綱中の序であつて、教法流布の先後宜く正すべきである、此の五綱を審査究明して、而して後に說法其の宜きに適ひ、佛陀の實智に背かざらんことを期して隨義如實說とは説かれたのである、此の最後の一句を以て觀心と爲すの説もあるが、今は前三句を結んだものとして、五綱の總結と見爲すのである。



第四節 論破僻難

第一項 牒他難

本宗の學者中、我が五綱判に對し、頗る異解を挾む者あり、名古屋なる清水梁山その人である而して氏の五綱判に對する異説は、明治三十七年九月發行の池上旃檀林宗乘講義録第一卷第二號、及び同三十八年六月發行の同講義録第二卷第二號なる宗學綱要の緒論に出づ、其の意に云く古來宗門の諸先輩、五綱と三祕と相ひ對して我宗に於ける宗教、宗旨とし、教觀、二門に相配す、然るに宗教の三祕は載て壽量品にあり、宗教の五綱は録して涅槃經にあり、所出の經文既に異あり、併せて取て本宗教觀の二門と爲さば、教觀相配の大要を失す、何ぞ別頭の妙旨を談するに足らんやと、是れその第一難である、次に五綱の義條は佐前の主説なり、或師は別頭の教門は佐前に之を示し、別頭の觀門は佐後に之を顯し給へりとの謬見を懷けり、之れ畢竟本化の教觀に對する根本無明を斷せざるに由る、上行所傳の教觀二門、豈に佐前の分際なるべけんやと、是れその第二難である、次に五綱中の教の如きは、唯だ是れ五重教相に於ける第三重の權實相對なるに過ぎず、何ぞ之を以て本化別頭の教相なりと爲すべけんやと、是れその第三難である、之を要するに、五綱は涅槃經の所出にして、四依三時の通規なる故に、別頭の教相門と爲すべからざること、五綱は佐前の主説なる故に、佐後別頭の教觀に關らざること、五綱中の教は唯だ權實相對の一重なれば、別頭の教相門とするに足らざること、三理由を出でず、是れ氏が本化の教相を論ずるに、五綱判に依らずして専ら常師見聞に謂ふ所の五重相對に憑る所以である、右三條の理由たる一見理あるが如くなるも、再往之を考覈するに直に氏が臆想妄斷に出づものなるを知る、已下序を逐ふて、右等理由に對する愚見を開陳し、以て氏が五綱判に對する僻難を蕩滌せん。

第二項 破第一難

第一に氏が我本化別頭の五綱判を以て、涅槃經より出づと思へることの誤を示さん、先づ

涅槃經の文を引かん、同經北本第十七梵行品第八に云、復次善男子若我弟子受持讀誦書
 一寫演說、是涅槃經、莫非一時、說「莫非國」說「莫不請」說「莫輕心」說「莫處々々」說「
 莫自歎」說「莫輕他」說「莫滅佛法」說「莫熾然」世法說「善男子若我弟子受持、是
 經、非一時、而說、乃至熾然、世法、說、若持經者、作、如是、言、若佛、祕藏、大涅槃經、有、威、方、
 者、云何、令、汝、非、時、而、說、乃至熾然、世法、而說、若持經者、作、如是、說、當知、是、經、爲、無、威、
 力、若無、威、力、雖、復、受、持、爲、無、利、益、緣、是、輕、毀、涅槃經、一、故、令、無、量、衆、生、墮、於、
 地獄、受、持、是、經、非、時、而、說、乃至熾然、世法、而說、則、是、衆、生、惡、知、識、也、非、我、弟、子、是、魔、
 眷、屬、ナリ、と、斯、文、は、氏、が、宗、乘、講、義、銀、第一、卷、第二、號、に、引、き、以、て、自、ら、五、綱、の、依、據、な、り、と、す、る、所、で、あ、
 る、され、ど、斯、文、を、以、て、宗、祖、五、綱、判、を、立、て、給、へ、る、依、文、な、り、と、す、る、が、則、ち、氏、が、迷、の、根、元、で、あ、
 る、固、より、斯、文、に、も、時、や、國、や、機、や、法、や、撰、ぶ、べ、き、を、云、は、さ、る、に、あ、ら、ず、と、雖、も、又、た、他、に、輕、心、輕、他、自、
 歎、等、の、數、件、の、誡、飾、的、語、句、の、列、舉、さ、る、も、の、な、き、に、あ、ら、ず、而、も、其、の、之、を、言、ふ、や、涅槃經、を、受、持、
 し、演、說、す、る、に、就、て、の、得、意、を、示、す、爲、で、あ、つ、て、一、代、の、教、相、を、判、釋、す、る、に、就、て、の、得、意、を、示、す、文、で、
 は、無、い、の、で、あ、る、何、ぞ、之、を、以、て、直、に、吾、祖、五、綱、判、を、設、け、給、へ、る、依、文、な、り、と、臆、斷、す、る、こ、と、を、得、ん、
 若、し、祖、書、中、明、文、あ、ら、ば、仰、て、信、す、べ、か、ら、ん、も、然、ら、ざ、る、限、り、は、斷、じ、て、斯、文、を、以、て、五、綱、判、の、典、據、と

すべきでない、五綱判の典據は既に擧げたるが如く、今經神方の偈頌に適文あり、何を苦で
 か、之を遠く他經に求むるを要せん、加之す之を神力の偈文に求めば、壽量品の此大良藥色
 香美味等の三秘所出の依文と對するに、氏の所謂 教觀相配の大意に於て失無きを得て、本
 化別頭の妙旨を談するに最も適切なるにあらざるや、氏は又た五綱判を以て四依三時の通規なる
 が故に、別頭の教相門に用ゆべからざるも、此の一語中斷語あり、矛盾あり、それ四依三
 時の通規とは、正法に依憑して弘通する導師が、正、像、末の三時に出づるに當り、通じて用
 ふべき規則なりとの意ならずや、設し然らば、五綱判は正像二時にも用ゆべきと、同時に、末
 法に於ても用ゆべき規則なり、而るに本化は正く末法弘通の大導師たり、然らば四依三時の通
 規なるが故に別頭の教相門に於ても用ひざる可らずと云ふべきであつて、用ゆべからざる云ふ
 べき道理は無いのである、若し本化の四依末法に出現して依用すべからざる性質のものならば
 宜く正像二時に於ける四依の通規と言ふべくして、四依三時の通規であると言ふべきでない
 設し假りに正像二時に於ける四依の導師皆悉く五綱判を用ひ來れりとして、吾祖之を襲用す
 とするも、毫も別頭の教相判たるに於て碍ないのである、何となれば縦ひ教、機、時、國、序
 の名は同一であつても、其の實質と、及び之を用うる導師の眼識とは、又た自ら前二時と同じ

からざるを以てある、其の實質と之を用うるの導師と而して其の運用の方法とだに異ならば其の名の如きは強いて異にするの必要は無いのである、況や五綱を立て、一代の教法を判するが如きは、聖祖已前に於て曾て見ざる所なるに於てをや。

第三項 破第二難

次に氏が五綱は佐前の主説にして、佐後別頭の教觀に關からずと云ふが如きは、未だ何等祖書學に通せざる新參の教徒にして此の一語を聞き、俄かに遺文録を繰り返さば、或は一往の道理ありと思ふやも知るべからず、何となれば教機時國鈔の如き、念佛無間鈔の如き、聖愚問答鈔の如き、五綱の名を擧げて之を釋し、以て權實の教相を論述するものは、皆悉く佐前の御書なるを以てある。されど亦た佐後は斷じて五綱を用ひ給はずと言ふべきにあらず、五綱の判は佐後別頭の教觀に關らずと云ふに至ては、祖書を誣ゆることも亦た甚だしと言はぬればならぬ、何となれば本尊鈔(文永十年の御作)の如き、曾谷書(文永十一年の御作)の如き、佐後の御撰述にも尙ほ五綱を用いて教相を判せられてあるからである、則ち曾谷書(千〇九六)には所謂の時を論すれば正像末教を論すれば小大偏圓權實顯密國を論すれば中邊兩國機を論すれば已逆と未逆と已謗と未謗と等と云て、已下之を詳述し、本尊鈔(九四二)又た四種三段第四本法

の重に至り、正宗脱益の一品二半を撰みに當て、一品二半より已外の爾餘の教經を貶して小邪未覆とし、以て但だ壽量文底の一品二半を簡取するは、是れ則ち五綱中に於ける第一の教綱を論するものにあらざるなきか、次に一品二半已外の機を指して其機を論すれば德薄垢重幼稚貧窮孤露同禽獸也と云ふは、是れ則ち五綱中に於ける、第二の機綱を論するものにあらざるなきか、次に大文第四迹本二門弘通説時の傍正を擇ぶに至つて、末法爲正の義を述ぶるは、是れ則ち五綱中に於ける第三の時綱を論するものにあらざるなきか、次に末法下種の要法を簡取し來て、本門の本尊を立つるに及び、天台傳教の章疏を引き、以て一閻浮提第一の本尊を此國に立つべしと云へるは、是れ即ち五綱中に於ける第四の國綱を論するものにあらざるなきか、又たその地涌出現の時刻を究明せんと欲して地涌千界、正像に出ざるは、正法一千年の間は、小乘權大乘也、機と時と共に之無く、四依の大士小權を以て縁と爲して在世の下種之を脱せしむ、謗多くして熱益を破すべき故に之を説かず、乃至像法の中の末に觀音藥王南岳天台等と示現し出現して、迹門を以て面とし、本門を以て裏として、百界千如一念三千其の義を盡せり、但た理具を論ずると云へるは、是れ即ち三時弘經の次第を明すものであつて、五綱中に於ける第五序綱を論するものにあらざるなきか、之れを以て知る、我宗教の五綱は本化別頭の教觀を論

明するに就て、須臾も缺ぐべからざるものなることを、以て知る氏が五綱は佐後別頭の教判に關らずと云へるの誤りなることを、予をして聖祖の御一代に於ける五綱を論せしめば、佐前亦た五綱あり、佐後も亦た然り、而して佐前に於ける五綱の教判は迹化に附順せるものたるを免れず、故にその判教の主旨、通途の權實判にあり、佐後に於ける五綱判は所謂台家通途の權實對判にあらずして、更に進て本迹教觀の淵底を究むる本化別頭の教相である、設し佐前に於ける五綱判を以て練磨の教相なりと言はば、佐後に於ける五綱判は實義の教相なりと言ふを適當なりとす、兎に角宗祖が五綱の教相を用いて一代の聖教を判釋するの眞意義は、則ち佐後に於て顯れたのである、何となれば佐前に於ける權實判は、佐後に至り進て本迹判となり、又更に進て文上文底の對判となり、茲に始て本化教判の微旨を究め盡すべきを以てある。

第四項 破第三難

次に氏が五綱中に於ける教は權實相對に過ぎざれば、以て本化別頭の教相門と爲すべからずと云へるは、氏は徒に佐前に於ける五綱判のみを見て、佐後に於ける五綱の聖判を知らざりしに因す、依て此の誤りは佐後にも亦た五綱の聖判あることを知らば自ら融消すべき筈である。

第八章 三種教相

第一節 總釋

三種教相は、元と天台の法華玄義に出てゐた一代の教判であるが、宗祖も亦た其の法相を襲用せられたのである、但し其の法門の義理に於ては、此は彼よりも一重進んでゐるから、法相が同一であるの故を以て、其の意味も同一であると思ふのは間違つた考である、先づ三種教相とは何であるかと言ふに、第一が根性の融不融の相、第二が化導の始終不始終の相、第三が師弟の遠近不遠近の相である、此の三は共に爾前と今經との相違を分別する爲に、天台大師が設けた教相である、其の第一は所化の衆生の根性の融せざると融せざるとに依て、横に一代教法の權實を判じたのである、則ち昔は根性が融せざりし故に、攝化開導の已むなき手段方便として三乗の權法を施し、今は根機既に熟するを以て、三乗の權を開して一乗の實を顯すのであるからして、其の所對の機と不融とに依て教法の權實を簡ぶのが第一教相である、第二に化導の始不始の相は、所化の教益の實を極むると否らざるとに依て教法の權實を定むるのであつて、則ち衆生が何昔下種結縁し、幾時まで習熟し、何時佛果を證得するか始終を明してあると否

とに依て、教の權實を定むるのである、然るに爾前經は之を明さないから、化導の不始終にして、權教方便の經なりと判せられ、今經は之を説くから、化導の始終の相であつて、眞實の教法であると判せらるゝのである、第三に師弟の遠近不遠近の相は、其の名の如く師と弟子との遠き近き昔の事實を明すと否とに依て、教法の權實を判するのであるが、然し其の正意は能化の釋尊の化用の實を究むるにあるのである、而して爾前諸經は師弟不遠近の相であるから權教と判せられ、今經は師弟の遠近を明すに依て、實教と判せらるゝのである、已上此の三種教相の中に於て、第一と第二とは俱に述門の經意に依て、所化の教益の實を極むるにあり、第三は本門の經意に依て、能化の化用の實を極むるにあるのである、又此の三種に就て、釋尊設化の元始に遠近の異なるを語らば、第一は今番寂場を以て設教の元始とし、毫も今番已前に溯らぬのである、第二は大通三千塵點の遠い古を以て、設教の元始とし、第三は又更に遙かに溯つて、五百千塵點と稱する久遠の太古を以て、設教の元始とするのである、此の三種教相は、天台に於ては今ま述べた通り、三種俱に權實相對であるが、當家は其の第三教相に依止し、進んで本述判を極成するにあるのである。

第二節 別 釋

第一項 第一教相

第一段 總 示

第一教相根性の融不融の相を陳ぶるには、既に前章に於いて略ほ明しておいた、如來一代設教の始末を再び叙せなければならぬこととなつた。抑も釋尊が成道して法を布かんとせらるゝや衆生の機根萬差であつたから、其れ等不統一の衆生に對して直に自己所證の法を示す譯にゆかぬ、其の故は經にも「若し但だ佛乘を讚せば、衆生苦に歿在し、此法を信すること能はず、法を破して信せざるが故に三惡道に墜つ」(方便品)とあるが如く、救はるべき衆生も反つて毀法罪に依て、惡道に墜する憂があるからである、そこで暫時の間は、衆生の根性に隨つて、機根相應の説法をせられたのであるから、其の教法は所化の機根に三乘五乘等と種々異なるが如くに藏・通・別・圓・頓・漸・不定・秘密と八教各々其の相を異にせざるを得なかつたのである、此等の教法を、部類の上から別てば、華嚴・阿含・方等・般若の四部であつて、其の所説の時間は四十二年である、此等の教法を根性不融の相とし、隨他の權教と判するのである、其の後根機漸く淳熟するに依て、法華經を説て、自證の境界を明し、爾前三乘の舊執を破して、一乘の實を開顯するに依て、機は三乘九界の隔てを混し、教は四教八教の差別を絶して、純圓一實の妙教

に會したのであるから、後八箇年の法華經を根性融の相とし、隨自の實教と判定するのである。約言すれば、昔は根性融せざれば、八教同じからざるを以て、是を權教なりと判じ、今は根性融じて隔つる所なければ、教益も亦た別無きを以て、是を實教なりと判するるのである、此の第一教相は正しく今經の方便品已下授記品に至る、五品の經意に依て設けられたものである。

第二段 別示ニ待絶ニ妙

その一 總釋

諸宗問答鈔(九七)に「根性の融不融の相の下にて相待妙・絶待妙とて二妙を立て候」とある如く、此の第一教相たる根性の融不を仔細に判するには、是非とも待絶ニ妙の法相を用うることが必要である、就中く相待妙は今昔相對して、爾前の麤を破して、今經の妙を彰すにあり、絶待妙は爾前の麤を開して、今經の妙を顯すにあるのである、されば相待妙は正しく今昔の化の同じからざるを彰し、絶待妙は隔會の法の別無きを彰すのである、此の二妙たる、固より俱に開會の法跡なるに相違無れども、相待妙は昔に對して、今を簡ぶのであるから、名は判であつて開の義に疎い様であるが、實は開會の法跡を以て隔歷の麤法と對したものであるから、若し此の相待妙を以て、未開會の法などと心得る様なことがあつてはならぬ、若し未開會ならば、妙

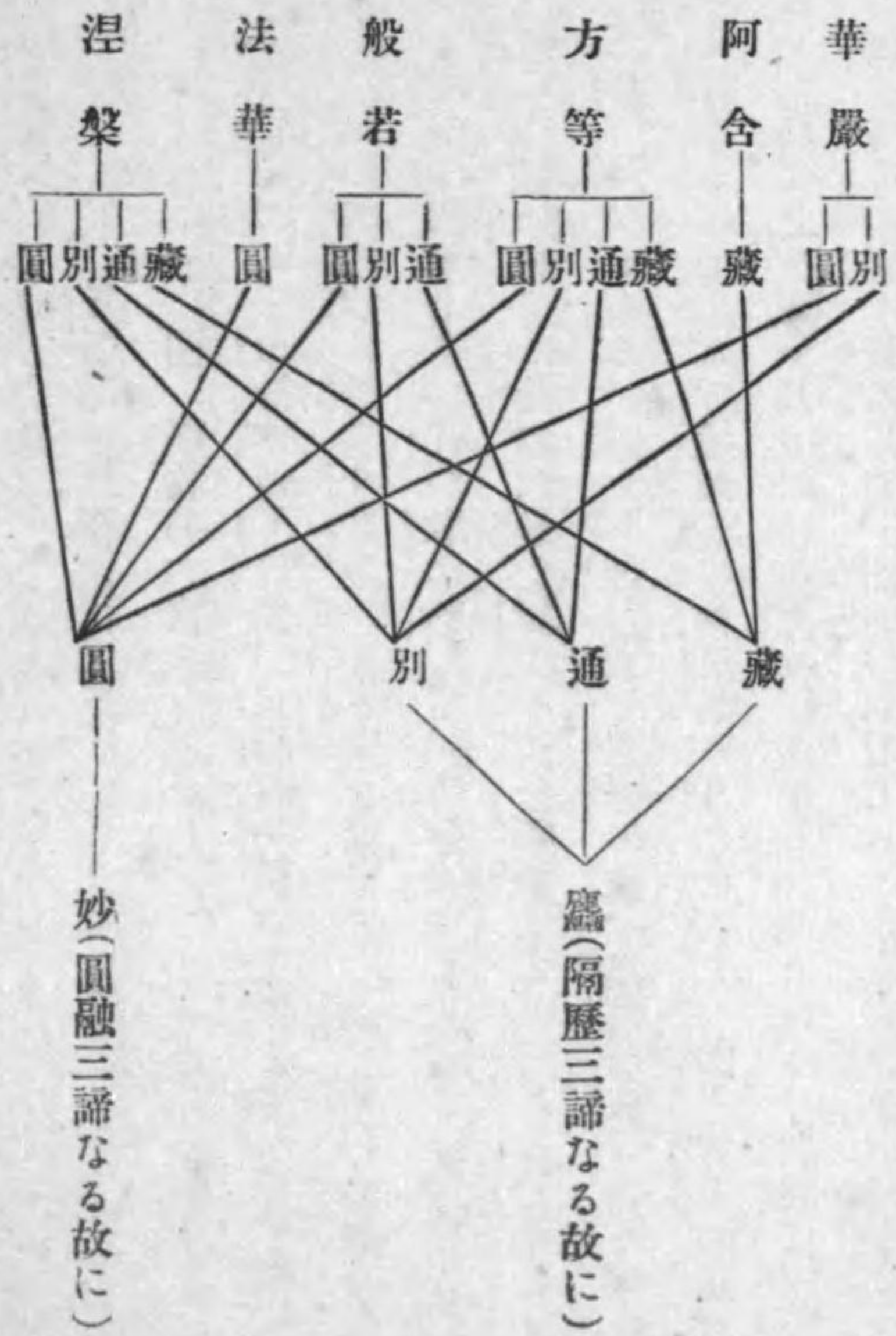
と云ふ名は附けられぬ筈である。

その二 別釋ニ相待妙

初 部教判大旨

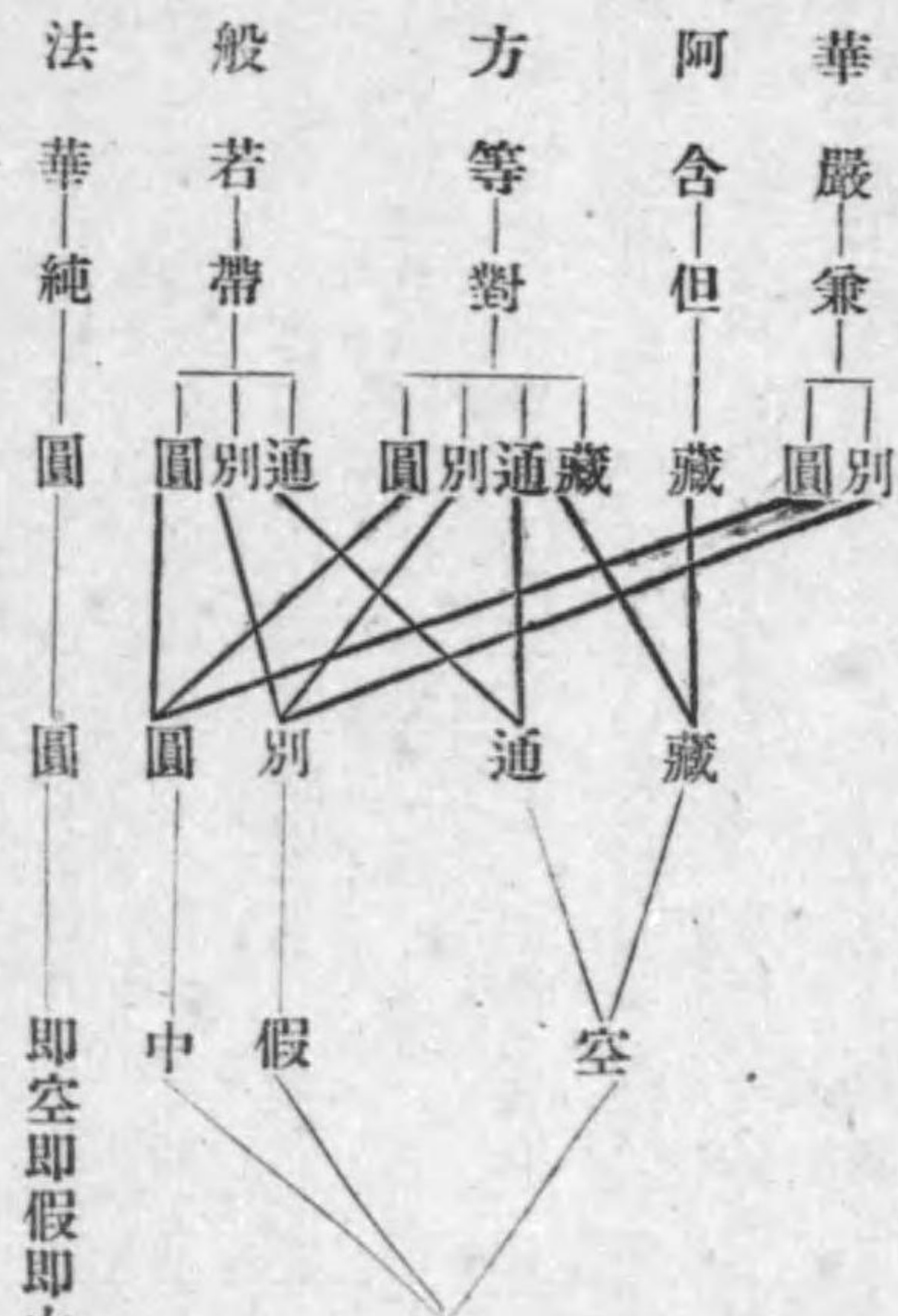
諸宗問答鈔(九七)に「相待妙の下にて、又約教約部の法門を釋して、佛敎の勝劣を被判候」とある如く、此の相待妙に於て今昔の化の不同を簡ぶに、教に約して判する、部に約して判するとの二種の法門がある、先づ教に約して相待を論するを言はば、教の法跡には藏・通・別・圓の四教の他には無いから、此の四教を以て一代を攝盡するのである、そこで一代の聖教を伺ふに藏教は三部に互つてゐる、謂く阿含の藏、方等の藏、涅槃の藏である、されど之を束ぬるに一の藏教に歸するのである、通教も亦た三部に互つてゐる、謂く方等の通、般若の通、涅槃の通である、されど之を束ぬるに一の通教に外ならぬのである、別教は四部に互つてゐる、謂く華嚴の別、方等の別、般若の別、涅槃の別である、されど之を束ぬるに一の別教である、圓教は五部に互つてゐる、謂く華嚴の圓、方等の圓、般若の圓、法華の圓、涅槃の圓である、されど之を束ぬるに一の圓教である、是の故に四教を以て一代聖教を攝するに、一字一句として漏るゝ文とは無は、此の中に於て、前三教は或は空理即ち眞諦を説き、或は假法即ち俗諦を

説き、或は非空非有即ち中諦を説くと雖も、未だ圓融三諦の妙理を談せず、其の説く所一往理なき、あらざれども、最後究竟の深理でないから、之を麤法なりと貶し、後の圓教は一切諸法に於て、即空であり、即假である、即中であるを談じて、圓融無礙の妙理を説くから、之を



以て眞理の極際を盡したものとす、之を稱揚して妙法とするのである、此の時は爾前の圓も、法華の圓も、圓體に於ては毫も異りなきものとして、或は此妙彼妙妙義無殊(玄義二上四八)と云ひ、或は初後佛慧圓頓義齊(玄會十下五)等と言ふのである、所謂る教に約して別して與うるの釋は是である。

次に部に約して相待を論ずるを言ふならば、爾前四時の間に於て、阿含部を除いて其の餘の三部には皆な圓教がある、されどそれ等の圓教には、或は別教を兼ね、或は餘の三教を含み、或は通別の二教を帯びてゐて、一として純粹なるものは無いのである、是を以て前の約教判に於ては圓融三諦の妙理を説くの故を以て、稱揚して妙と爲せし圓教も、爾前の圓は「兼等を以ての故に、部を判じて麤に屬し、細人(圓教に當る)麤人(前三教に當る)二俱に過を犯す、過の邊に從て説て俱に麤人と名く(玄籤會一上の七紙)」とあつて、兼帶の邊より奪ふて、隔歴三諦の所攝とし、之を以て別教に同じ、貶して麤法と爲し、獨り今經のみは別に何もかも帯びてない純粹無垢の圓教であるから「五味に約して以て麤妙を判するに則前四味を麤とし醍醐を妙とす(玄籤會一上廿八帑)」とあつて今經のみを褒揚して妙と爲すのである、所謂る部に約して通じて奪ふの釋は是である。



巖(隔歷三諦の所攝なるが故に)

二部教判建立の元意

此の約教約部の二判は、與奪其の義を異にすと雖も、之を設くるの元意は俱に今經の圓妙を顯すにあることを忘れてはならぬ、前陳の通りに爾前四時の間にも、圓教が説かれてあるけれども、爾前の圓には未だ權教を開するの効能を有してゐないからして妙樂も「顯實の語通ず、開權此に局る」(記七)とあつて、其の顯實の功は認めてゐるが、開權の功は更に認めていないのである、既に開權の功が無いから、妙の名も立てられぬとて、「若し權を開せずんば、妙の名立た

す」(玄籤會一上五四)と云ひ、又「諸味の中圓融ありと雖も、全く二妙なし」(玄籤二上五五)等と云つて、當然であるならば爾前の圓は妙と稱することは出来ぬのである、然らば約教判の時に前三爲巖後一爲妙と言つて、前四時の圓をも妙と稱せし理由いかんと言ふに、實は約教判の時も直に爾前の圓を指して妙と言つたのでは無くして、爾前の前三教を以て法華の純圓あるに對し、法華の圓を以て妙と稱したのである、然るに此の時爾前教を顧るに、爾前にも圓教があつて、其の顯實の邊は一分法華の圓に齊いから、其の顯實語通の便より、爾前の圓にも且く妙の名を與へたのである、是の故に教に約して別して與ふと云ふのである、若し本來から爾前の圓にも妙の義があるのであるならば、與ふなど、言ふことは無用である、實は無つたのであればこそ、與ふと云ふ文字が活きて來るのである、如上の理由であるからして、約教判の時も判の正意は唯だ法華の圓妙を顯すにあることが知れるのである、況や約部判の時直に其の開權の効なき邊より奪つて、爾前帶權の圓を以て巖なりと貶し、法華獨妙の旨を彰すのである、是を以て知らぬければならぬ、部教判の正意は俱に今經の教も妙であり、部も妙であるの旨を顯すにあることを、妙樂云く「若し祇だ但に四教の中の圓を判じて之を名て妙と爲さば、諸經皆な是の如き圓の義あり、何ぞ妙と稱せざらん、故に須く復た更に部に約し、味に約して

方に今經の教圓、部圓を顯すべし、乃至若し教に約せずんば則ち教の妙を知らず、若し部に約せずんば、則ち部の妙を知らず」(玄鑑會二下卅八右)と、之れ豈に部教判の元意を示すものではないか。

三部教判に對する論證

此の約教約部の二判に就ては、古來頗る論證を醸したものと見へて、宗祖は次の如く言つておられる、云く「天台妙樂より已來、今に論有事に侍り、天台の三大部六十卷、總じて五大部の章疏の中にも、約教の時は爾前の圓を嫌ふ文無し、只だ約部の時ばかり爾前の圓を押ふさねて嫌へり(唱題鈔九三三)」と又日本に於いても山門と寺門とは既に其の見を異にしていたと見へて宗祖は又次の如く云ておられる云く「日本に二義あり、園城寺には智證大師の釋より起て爾前の圓を嫌ふと云ひ、山門には嫌はずと云ふ、互に文釋あり、俱に料簡あり、然ども今に事ゆかず云云」と(同上)以て叡山の約教すりであり、三井の約部すりであつたことを察するに足るのである、然しながら之を一般の大勢よりすれば、何しても約教すりに陥り安き傾向があつたのである、其の理由は天台已後に於て、支那でも日本でも、他宗の勢力が漸次増大して來つた爲に、其勢力に壓されて段々に軟化して來たのである、そこで宗祖は此の事を非常に奮慨せられ

た形跡がある、それは他でもない十章鈔(六七四)に斯様に書かれてある云く「華嚴宗と申す宗は、華嚴經の圓と法華經の圓とは一なり、而れども法華經の圓は華嚴の圓の枝末と云云、法相三論も又かくのごとし、天台宗彼の義に同せは別宗と立つなにかせん、例せば法華涅槃は一つ圓也、先後に依て涅槃尙ほをこるごさだむ、爾前之圓と法華の圓をひとならば、先後によりて法華豈に劣らざらんや、證するごころこの邪義のをこり此妙彼妙、圓實不異、圓頓義齊、前三爲顯等の釋にばかされて起る義なり、乃至九十六種の外道は佛慧比丘の威儀よりをこり、日本國の謗法は爾前之圓と法華之圓と一ごころの義の盛なりしよりこればじまれり云云」と彼の叡山が慈覺以降權實雜亂の弊を醸したのも、正しく此の約教判の文に封せられて約部判のあることを忘れ、彼の天台や妙樂の判教の精神を正當に解し得無つた爲めであると言はねばならぬ。

ろの三 相待妙結釋

斯の如く部に約し、教に約して、相待妙を釋すと雖ごも、歸する所は今昔隔會の不同を簡び、本章の大綱目たる根性の融と不融との相を論じ、以て今典の諸經に超過する所以を顯彰するに外ならぬのである、更に進んで今經の中に於て迹圓と本圓と相對して麤妙を論じ、迹圓爲麤、本圓爲妙と判するにあらざれば、當家に於ける一代判教の義理は究竟し無いのであるが、之を

詳述すれば第一第二の教相の範圍を踏へて、第三教相の領域に渉入することになるから、此處では餘り深入りすることは止むるが、此の道理の存することは聖文(唱題鈔三四〇)に「又法華經の本門にしては爾前の圓と迹門の圓とを嫌ふ」とあるを以ても推知せらるゝのである。



初 絶待の意義

絶待とは讀で字の如く、待對を絶すと言ふことである、前に陳述した相待妙の方では、彼は權だ、此は實だ、彼よりも此れが好い彼よりも此が大い、彼よりも此が勝れている等と、必ず一方に相手を立て、彼此の相異を辨じたのであつたが、此絶待妙では法の全體を顯すのであるから、別に相手を立てずして、其の包容の廣く、其の力用の勝れてゐることを顯すのである、譬ば官位の上に於て、判任官よりも奏任官が偉いとか、又奏任官よりも勅任官が偉いとか、復た

勅任官よりも親任官が偉いとか言ふけれども、其の各々司る所の職掌と權能とは、限りがあつて、其れ以外の權能を有せないのであるが、一國の天皇は一國全體の總主權者であつて是には別に比肩すべき者とは無きが如くである、又吾人を包む所の虚空を大と言ふは、別に小空に對して大と言ふのでは無きが如くである、若し別に相手の立つ様なものであるならば、其は尙ほ餘す所のあるものであつて、未だ法界の全體を攝收し包容するものであるとは言へぬのである、然し大と言へば既に其の詞は小に對したものであるから、實は大とも言へぬのである、又絶と言へば既に其の詞は不絶に對したものであるから、實は絶とも言へぬのである、妙と言へば既に其の詞は麤に對したものであるから、實は妙とも言へぬ譯である、されば涅槃經には不可稱量不可思議とあり、法華經には我法妙難思とあり、又た言辭相寂滅とありて、思ひ議ること、言ひ顯すことも、容易に出來ぬものであるが、さりさて又黙しては尙ほ更ら判らぬから、強ひて名けて大と言ひ、絶と言ひ、妙と言ふのである、是を以て讀者宜く絶待の意義を誤らぬ如にして、今經の廣大圓滿なる教體を察知すべきである。

二 絶待開會

諸宗問答鈔(九八)に「絶待妙とは開會の法門にて候也」とあるがその開會とは開發融會の意味

であつて、之まで隔てられてあつたものを、その隔ての關門を開いて一所に集會し、融合するのである、譬ば我國明治維新已前の封建治下に在つては、國々の境には關所があつて、人民は容易に其の關所を越て他國と交通することは出来なかつたのが、維新已後、明治聖帝が天地の正義公道に基て王政を布き給ひてより、國々の交通が自在に成つた計りで無く、上下君臣の甚しき懸隔も無くなりて、君命は直に庶民一般に行き亘り、又一般の民情は能く天聽に達する様に成つたが如くであつて、爾前四十餘年の間は機に三乘、九界の隔てあり、法に二法、三道の四果等とありて權實各々其の體を異にしてゐたのであつたが、其れは元と佛の本意では無くして、大悲物に應ずる方便であつたから、之を體外の權實と言ふ、體外の權實は、本と佛陀自證の體内より出たものであるからして、又た一定の時期を経過した後は再び本との體内に復歸しなればならぬ、そこで四十餘年を経歴して、時機の正に熟するを俟つて、法華經を説き、體外の權實を開いて、佛陀自證の内體に復歸せしめられた、之を則ち體内の權實と稱するのである、體外の權實は權實その體を異にしていたのであるが、體内の權實は權即實であつて、權實その體を同ふするのである、之れ則ち維新已後に至り、國境の關門は皆な徹せられ、君臣上下の懸隔は除去せられて、人權平等の制が布かれた様なものではないか、彼の體外の權實を一

束すれば共に權と稱せられ、體内の權實を一束すれば共に實と稱せらるゝのである、其の體外の權を開いて體内の實に會するを、開會の法門と稱するのである、既に今經に來つて權即實なりと開會すれば、實の外に權なければ、一法として餘法の認むべきなきこと、宛も四河海に入つて同一鹹味なるが如くである、一代大意(百九五)には此の事を「絶待妙とは一代の聖教は即法華經なりと開會す」とある又た明因果鈔(三二二)には「爾前經即法華經、法華經即爾前經法華經は爾前經を離れず、爾前經は法華經を離れず、是を妙法と云ふ」とある、されど開會と同時に諸經の精味は法華經に歸してしまつて、爾前の經教は譬ば脱殻見た様なものであるから何時までも爾前經に執著をしてゐる様なことではならぬのである。然るに爾前經にも其の實體があつて、法華經と同じ如に心得る者があつたから、宗祖が譬を以て其の不心得を論し、又た同じ譬を以て其の正義を示されたことが諸宗問答鈔(百)に載せられてあるから、之を左に引かん。

云く「古へも金杖の譬を以て三乘にあて、沙汰する事あり、譬へば金の杖を三に打をりて、一づ、三乘の機根に與へて、何れも皆金なり然らは何ぞ同金に於て差別の思をなして勝劣を判せんやと談じたり、此はうち聞く所はさもやと覺へたれども、悪く學者の心得たる也、今云此義

は譬へば法華の體内の權の金杖を佛三根にあて、體外に三度うちふり給へる其影を、機根が見付すして皆眞實の思を成して己見に任せたるなり、其眞實には金杖を打折て三になしたる事が有ばこそ、今の譬は合譬とはならぬ、佛は權の金杖を折すして三度ふり給へるを、機根ありて三に成たりと執著し心得たる、返返不心得の大邪見也大邪見也、三度振たるも法華の體内の權の功德を、體外の三根に配て三度振たるにてこそ有れ、全く妙體不思議の圓實を振たる事無きなり。然ば躰外の影の三乗を躰内の本の權の本躰へ開會し入るれば、本の躰内の權と云れて全く躰内の圓とは不成なり云云」と。

三 一代一致僻難會通

一代一致の非なることは前段に略ば示しておいたが、前引の一代大意の文の如き、又は明因果鈔の文の如きを見れば誰れも一代一致を思はぬものはない特に明因果鈔の次の文に「此の覺起て後は行者阿含小乘經を讀むも、即一切の大乗經を讀誦し、法華經を讀む人も、故に法華經に云く決了聲聞法是諸經之王文阿含經即法華經と云ふ文也」といふの文を拜しては、尙ほ更ら一代一致の義を禁じ得ない感が起らざるを得ないのであるから、煩しくも本題を設けて辨難を爲す次第である、爾前即法華の立行の如きは深く開會の旨を了し、佛意の内證に達せ

る、觀解成就の後心の者でなければ稱はぬのである、因果鈔の此覺起後の四文字に留意すべきである、此覺起後とは觀解成就の後心の者を指すのである、然らば後心の者は一代一致の立行も可なるべきかと云ふに、宗祖の御本意に約すれば、何しても末法の現代に於いては許してはならぬと云ふことになる、それは何故かとならば後心得意の者は成佛することが出来ても、初心の者傍らに在て之を見聞して、遂に權教に墮し、無間の重科を招くの恐れがある、されば得意の者も、不得意の者も、初心も、後心も、共に誠めなければならぬ、是れを以て諸宗問答鈔(イ九八)には、開後に諸經を許すと否とに就いて與奪の二義を設けて詳論し、嚴として餘經を誡めてある、又國家論には(イ二二七)權教を聞いて、實教に就くべきについて十證を擧げてあるから、聖意の存する所は此等の文に依て明白である、更に進で經文を考るに方便品には「正直に方便を捨て、但だ無上道を説く」と云ひ、又「諸佛の世に出ること唯だ此の一事のみ實なり、餘の二は則ち眞にあらす、終に小乘を以て衆生を濟度し玉わす、佛自から大乘に住し玉ふ乃至若し小乘を以て化すること乃至一人に於いてもせば、我則ち慳貪に墮す」と云ひ、譬喩品には「但だ大乘經典を受持することを樂て、乃至餘經の一偈をも受けざれ」とある、天台大師は此等の文を釋して「五乘は之れ曲にして直にあらす、通別は偏傍にして正にあらす、今彼の

偏曲を捨て、唯だ正直の一道を説く」(文句丁五)と云ひ、又或は廢三顯一とは此れ正しく教を廢す、其情を破すと雖ども、若し教を廢せざれば、樹想還て生ず、教を執じて惑を生ず、是の故に教を廢す、正直捨方便但説無上道十方佛上中唯一乘法無二亦無三」(玄義九會九下卅一)と云つてゐる、それで開會を知ると同時に、破廢と云ふことを忘れぬ様にせねばならぬ、是を嚴密に云ふならば、開三顯一は理に約し、會三顯一は行に約し、破三顯一は情に約し、廢三顯一は教に約したのである、然れば理を開し、行を會すると同時に、其の執權の情と、偏權の教とは破廢せなければならぬのである、是故に傳教大師も又た「一乘の家には都て權を用ひず」(守護章上之下四十)と云ひ、又「白牛を賜ふ朝には三車を用はず、家業を得るの夕には何んぞ除糞の器を用いん等」(顯戒論序)と云つてゐるのであるのである、彼等雙用權實の導師すらも尚ほ雜亂を誡しめてゐる、我祖但實の導師等でか權法を許すの道理あるべき、是を以てか法華折伏破權門理の金言に基き、盛んに逆化を振ひ切りに念禪真言等の權門權宗を破折せられたのである。

乙三 結 示

上來陳べたりし待絶の二妙は俱に開會の法跡であるから、勿論根性融の教たる法華會上の所談であつて、爾前不融教の義ではない、但し與へて言ふ時は相待妙の一分は爾前の圓教にも通ずる邊もあること既に言つて於いた通りであるが、それも奪つて言ふ時は若不開權妙名不立として開權の功なき所より毫も妙の義を許さぬのである、そこで此の二妙のあると無きとは融教不融教の分る、所以であるが、就中相待妙の方は教相の融と不融と、能と妙とを簡判する力を有しており、絶待妙の方は融だの不融だの、能だの妙だの、本來二ある者にあらずと、隔會の別なきを示し、法の全跡を開顯するの功能を有してゐるのである、前者は破能顯妙であり、後者は開能顯妙である、又前者は教に約し、後者は理に約したのであり、又前者は情に約し後者は法に約したのである、而して此の二者は今經の一法跡の上の二の作用であるご知らねばならぬ。

古來本宗内に相待正意、絶待正意の二の論諍があるから、之を擧げて批判しておく必要がある寛永七年受・不受論諍の際に、小湊誕生寺第十九世より、京都頂妙寺に轉任された長遠院日遊上人は、諫迷論の著者として世に名高いのであるが、此の人は相待妙正意の見を持しておられた人である、而して其の意に曰く、吾祖末法に出世して、一宗を建立し玉ふの意趣は偏に執權謗實の迷を呵責して妙法眞實の種子を殖へしめんが爲であるからといふのである、同時代に出で不受論に關係して中山を除歴された寂靜院日賢上人は絶待妙正意であつた、而して其の意

に曰く、吾祖宗旨建立の元意は久遠實成の釋尊實修實證の第一の悟の内證を、有のまゝに滅後末代の一切衆生に流通し、教示せんこと妙法の御弘通あり、然れば釋尊究竟の内證は絶待妙の重であるといふのである、成る程一寸聞くに此の二人者の説には孰にも道理がある如であるが、篤と考へて見ると、此の待絶の二妙は其の一方に偏すると云ふことは甚だ宜敷ないと思ふ所謂の妙名一唱待絶俱時で妙法の法躰には法爾として此の待絶二妙の機能を具備しているのであるのを、或はその之を弘通せんとして他宗を呵責する破龜顯妙の事相の一方を重んじ、或はその所弘の法躰である開顯顯妙の理實の一方に偏するのであるから、妙法の全躰を把持したものであると云ふことは到底出来ぬのである、それ事の裏には必ず理があり、理の裏には必ず事がある、又破あれば必ず立あり、立あれば必ず破がある、又法躰のある所必ず力用があり、力用は必ず法躰に従ふのである、今此の二妙は詮りその事理であり、躰用であり、破立であるされば其の一方に偏重して傍正の簡を立つことは出来ぬのである、又た之を行證の二門に約すれば、相待妙は修行門の上の規矩に用ゆべきであり、絶待妙は證得の法躰に相ひ當るのである、此の行證二門に約して傍正を立てたのは、彼の不受派の祖である安國院日與師である、與師は行門の時は相待妙が正意であり、修行の落居は絶待妙の處と云つてゐるから、詮り證得門

は絶待正意になる譯であるが、然し相待の修行を立つる時も目當なしには修行は立てられぬのだから、何か目當が立たなければならぬ、その目當は何かと云ふに、十界互具一念三千の本尊である、此の本尊は佛意の内證であつて、即ち絶待の妙躰であるから、相待妙の修行を勵む時も絶待妙の法躰を離れて立つ譯にゆかず、又絶待の法躰は修行の功を假らなければ顯れぬのであるから、修行の時でも必ずしも孰れが傍、孰れが正と立つ譯にいかぬ、所謂の終日相待であり、終日絶待であらねばならぬと思ふ、それで先の遵賢二師の説を會通したのは啓蒙講師である、講師は斯様に云つてゐる、「絶待の妙躰を立還て爾前に相待し、謗法を呵責する故に單の破三にあらず、されば宗家此二妙の意一も廢すべからず」と是れ則ち相待の破邪の裏には、必ず絶待の顯正があるべきを云つて、導師の相待正意に當つたものであらう、又更に語を續で次の様に云つてゐる「絶待は即ち下種の妙躰に約し、相待は即ち修行の規矩に用ゆ、又絶待は理の邊、相待は事の邊、絶待は即ち約し、相待は六に約す、何ぞ一を取て一を廢せんや」と之れ行門に約して二妙の俱に廢すべからざるを述べて、竊に賢師に當つたものと思はれる。既に二妙その一に偏重すべからざるべきを陳べたから、終に臨んで二妙偏重の弊を一言しておかん、二妙その一に偏せば結果何に成るかと云ふに、若し絶待の一方に偏する時は教の

上に於ては權實雜亂の弊を醸して、宛も日本天台の末路の如くなり、行の上に於ては徒に開證の輩を出して、彼の達磨禪の如き謂已均佛の邪路に墮せしむるの恐れがあるのである、若し相待の一方に偏する時は何なるかと云ふに、則ち事相に流れ卑屈に墮して淨土眞宗等の如く向上菩提の志を退する如になる恐れがあるのである。

第二項 第二教相

第一段 總示

第二教相は釋尊が衆生を教化し利導するの始終を明すと否とに依て教の權實を判定するのである、之を前後の二教相と相ひ對して法門の同異を擇ばば、其の共に所化の教益の實を究むると出ふ點に於ては第一教相と齊いのである、さりながら之を究むるの範圍が今番寂場已後に局らるゝと、更にそれ已前に溯るとはその異なる點である、設化の元始を今番已前に求むると云ふ點は寧ろ第三教相に親い邊もあるが、然し第三教相に比すれば未だ其の源を究むることが近く且つ淺いのである、第三教相は五百千塵點の最古に溯るのであるが、第二教相は三千塵點の中古に今番化導の元始を探索するのである、此の相異は則ち本迹の相異である、故に妙樂は「迹門には大通を以て元始と爲し、本門には本因を以て元始とす」(玄籤會十上六)と云つてゐる、

實に今經の迹門三周の説法に益を得し輩は三千塵劫の古、大通佛の當時に下種されたのが始であつて、それが中間今日前四味の間に熟し、今番法華迹門の會座に於いて脱益を得るに至つた、之を釋尊化道の始終とするのである、爾前諸經は之を説かぬから化導の不始終の相と言はれて、それが隨他の權教である證となり、今經には具に之を明してあるからそれが隨自の實教である證となるのである、此の第二教相は化城論品の説相に依て立たたのである。

第二段 別釋三益

大通佛三千塵點の古とは何れ程の以前であるかといふに、宗祖が兄弟鈔(千二二八)に化城論品の説相を略して示されてある、云く「三千塵點と申は此三千大千世界を抹して塵となし、東方に向て千の三千大千世界を過て一塵を下し、又千の三千大千世界を過て一塵を下し、如レ此三千大千世界の塵を下してはてぬ、さてかえつて下せる三千大千世界と下さる三千大千世界を、ともにおしふきねて又塵となし、此諸の塵をもてならべをきて、一塵を一劫として經盡しては又始又始かくのごとく上の諸塵の經盡したるを三千塵點と申すなり」と、以てそのいかに久しい過去遠々の古であるかが知れる譯である、爾の時に大通智勝佛がおられたが、此佛が未だ出家せなかつた已前に十六の王子があつた、此の王子等佛の成道を見て出家を求め、佛に轉法輪

を請せしかば佛爲に妙法華經を説き聞かしめ給ふに、十六の菩薩沙彌は孰れも皆な利根なるが故に、皆な共に其義に通達して信受することを得たのである、佛は法華經を説き終つて靜室に入り八萬四千劫の間入定せられたが、十六の菩薩は佛の入定を見て佛に代つて交代に四衆の爲に法華經を演説して、各々六百萬億那由佗の衆生を度せられたのである、之を覆講法華と云ふ此の菩薩の第十六番目が却ち釋尊であつた、此時釋尊の覆講法華を聞ける者の中に於て、上根の者は即座に得脱したが、下根は即座に得脱し兼ねて中間に退大取小して、三千塵劫を経歴して今日に至つたのであつて、經に「今に聲聞地に住する者あり」と云も「爾時の所化の無量恆沙等に衆生は、汝等諸の比丘及び我滅度の後の未來世の中の聲聞の弟子是也等」と云つてあるのは則ち是である、されば今番釋尊の所化の三周說法に依つて得脱せし者は、その大通第十六王子の覆講法華に依つて下種されし者である、下種とは成佛の眞因を衆生の第八識の心田に下すの謂である、而して其の種は必ず法華經に限るのであつて、餘經は決して成佛の因とはならぬのである、然るは下種已後佛果を遂るに至る迄佛種圓熟の狀を云ふ、而して今番の所化は大通已後三千塵劫を経過して今日に至りたが、佛其の佛種圓熟の時機到來せるを計つて出世し、四十餘年の間四味八教を説いて調熟長養せられたのである、脱益とは彌々佛果を遂げるを云ので、

之は又必ず法華經でなければ得られぬのである、靈山八年の説法は正しく其の脱益期であつた。

第三段 爾前得益有無

前段に於て陳べおきたる通りに三益の中に於て種脱の一双は必ず法華に限り但だ熟益の一分のみ爾前經に許すのであるから宗祖は斯く云はれてある「天台宗に三種の教相あり第二の化導の始終の時過去の世に於て法華結緣つ輩あり爾前の中に於て且く法華の爲に三乘當分の得道を計す所謂の種熟脱の中の熟益の位なり云云」(十法界鈔二八九)とこの爾前經に熟益があること云ふも是れ與奪の二義の中には與の一邊に約したのである、されば再往奪の義に約する時はその熟益をも尙ほ許さぬのである故に止觀三には「若し初業に常を知ことを作さずんば三藏の歸戒羯磨悉く成就せず」と云ひ弘決の三四には此の文を釋して「羯磨不成と言ふは所謂久遠に必ず大無き者は則ち小乘の乘法をして成せざらしむ本無きを以ての故に諸行成せず等」と云ひ宗祖も又此の文を受けて「弘決第三に所謂久遠に大無き者と會して爾前の諸經にして得道せし者は久遠の初業に依るなるべきと云つて一分の益之れ無き事を治定す云々」(教行證書千百十七)と云ひ又或は「常途の天台宗の學者は爾前に於て當分の得道を許せども自義に於ては猶ほ當分の得道を許さず」(國家論二六〇)と云ひ又或は大日經等の得道は如何と云ふの間を起して

之を答うるに「所詮彼彼の經々に種熟脱を説かざれば還つ灰斷に同じ化に始終無きなり而るに眞言師等の所談の即身成佛は譬は窮人の妄りに帝王と號して自ら誅滅を取るが如し王莽趙高の輩外に求むべからず今の眞言家なり」(曾谷書千〇九七)と云ておられるのである、されば妙樂が「垂迹より已來化を受くる者漸く廣し久近の益を得る者功法華にあり」(玄籤一上三十一)と云つたのも無理ならぬ言である然らば爾前四時の間には全く一人も成佛せし者は無つたのであるか云ふに又必しも左様でも無い成佛した者も随分あるにはあつたのであるがそれは爾前經そのもの、功では無いのであつて大通三千座點の古に下種した者の中で一類利根の者があつて靈山八年の法華の會座を待たずして前四味の間に宿種薰發して成佛得脱したのである此の事は本尊鈔(内八ノ十八)曾谷書(千〇九七)小大乘分別鈔(千〇〇八)等の御文章に示されてあるから拜讀すべきである。

第三項 第三教相

第一段 總 示

此の第三教相は師の釋尊と、弟子の二乗との權實二智が、五百座點の久遠の太古に成滿せることを説き顯してあるか否かに依て、權實二教を判定するのである、爾前諸經は今番出世の釋尊

が伽耶城菩提樹下に成道せられたのが最初であつて、其の已後に始て化他の權智を施されたのであると説いて、道樹已前の近近の權實も明さないのである、況や久遠本地成道の時の權實をやである、而して又弟子の二乗も實智に入ることが出来ぬのであるから、是を師弟不遠近の相と云ひ、權教方便の教と判するのである、今經は師の釋尊の成道、既に五百座點劫の已前にあると明してあると同時に、弟子の入實も亦た久遠の昔にあると明してある、その弟子の入實は、例せば富樓那が過去九十億の諸佛の所に於て、佛の正法を護持し、助宣し、而も說法第一なりと聞ゆるので知れる、そこで今經を師弟遠近の相とし、實教と判定するのである、斯の如く第三教相は師と弟子との遠近不遠近の相に依て今昔の權實を判するのであるが、その正意は師の釋尊の化用の實を極むるのである、釋尊の久遠成道を説き、能化の化用の實を極むるが如きは、爾前諸經に未だ曾て説かざりしのみならず、今經も迹門十四品には明さなかつた大事な法門であるから、涌出品には「佛智は思議し巨し、汝今ま信力を出し、忍善の中に住せよ昔より未だ聞かざる所の法、今皆な當に聞ことを得べし」とある、本門の大法は實に佛智の至極せるものであるから、大なる信力を出すにあらざれば、到底受持することが出来ぬ故に、出信力と此の本門の序分に於て誠められたのである、昔所未聞法の昔は、爾前經にも取る

れは、迹門にも取れるのである、その取り様に依て、此の第三教相が、權實相對ともなれば、又本迹相對ともなるが、天台は之を爾前に取り權實相對とする方であるが、宗祖は之を迹門に取り本迹相對とする方である、台當二家教相の相異は此等から生ずるのである、宗祖が日蓮が法門は第三の法門也と云はれたのは、正しく此の第三教相のことである。

第二段 本門三益

同じ法華經の中に於て迹門と本門とありて、其の佛因佛果が各々不同であること云へば變である如であるが、此處が像法の法華經と、末法の法華經と、台家と、當家との異ある所以である三益とは前に陳べた種、熟、脱であつて、其の名は同じであるけれども、其の實質が異つてゐるのである、同じ一念三千の佛種と云つても、それが因中に屬するものと、果上にあるものと相異である、因分の佛種を下し、之を熟し、之を脱して見た所で、それはやはり因分たることを免れぬのである、迹門に於ける三益なるものは、共に此の因分に屬するものである、本門に於ける佛種は、五百塵點の當初に於て、釋尊が證得せられたる果上所顯の本法である、此の果上の法躰を以て佛種とし、之を下し、之を熟し、之を脱するを本門の三益とするのである、而して今番得脱の機類は其の下種既に五百塵點の昔にあり、而してその熟益期は大通前四味迹門に

あり、得脱は必ず本門の會座に限るのである、第三教相に於ては本門を以て種脱一雙の場と定むるからして迹門も尙ほ熟益の分齊とするのである、されば前述の迹門三益の如きは此の本門の三益中に於ける熟益の中に於て、暫く三益を分別せしに過ぎぬのである。

第三段 三時得益の不同

これ迄では在世得脱の者に就て、三益の次第を述べて來たのであるが、此處では佛陀滅後正像末の三時に於ける得益の狀を陳べんと欲ふ、時代を異にするにつれて、衆生の機根が自ら變るから、得益も亦たそれにつれて異ならざるを得ないのである、正像二千年の間は本已有善と稱して、佛在世靈山八年の間に本門の大法を聞て種益を蒙りし者多部分であつたから、此の二時代には更に種益を論ずるの必要はない、在世の下種をして淳熟せしめて、脱益を得る様にすればよいのである、そこで正法一千年の間には、小乘權大乘の教法を以てし、像法一千年の間には迹門の教法を以てして、在世の下種を將護し、之を調熟して、脱益を得る様にするのである、例せば在世四十餘年に三五下種の輩を、小權等を以て將護した如なものである、末法今時は在世の下種漸く盡きて、宛も荒蕪して播かざる田畠の如な者である、播かざる田畠には殖種の必要あるが如く、本未有善の逆機に對しては直に本門の大法を説いて下種の大益を施すべき

であること、例せば不輕菩薩が過去威音王佛の像法に於て強毒下種せし如にすべきである、そこで吾祖大聖人は末法の初頭に出で、妙法蓮華經の五字を以て、逆謗の衆生に下種せられたのである、此の下種の狀を本尊鈔(九四七)には斯様に述べられてある「今末法の初、小を以て大を打ち、權を以て實を破し、東西共に之を失し、天地顛倒せり、迹化の四依は隠れて現前せず、諸天此の國を棄て、之を守護せず、此の時地涌世に出現し、但だ妙法蓮華經の五字を以て幼稚に服せしむ、因謗墮惡必由得益とは是れなり」と、その因謗墮惡必由得益とは何なることかと云ふに、入大乘論には「大乘を謗するに因て惡道に墮し、亦た大乘に由て諸の善業を起すこと、人の地に因て倒れて、還て地に依て起るが如し」とあり疏の十には「善因無きは謗せざれども亦た墮つ、謗に因て惡に墮るは必ず由て益を得、人の地に倒れて還て地に從て起るが如し」とあり、輔行第一には「善住天子經の如き、文殊舍利弗に告ぐ、法を聞いて謗を生じて地獄に墮するは、恆沙の佛を供養する者に勝れたり、地獄に墮すと雖ども出で還て法を聞くことを得、此は佛を供して法を聞かざる者を以て校量を爲す、聞て謗を生ずる尙ほ遠種と爲る況や聞いて思惟し勤て修習せんことをや」とある宗祖は此等の釋の意を受けて、更に解り易く説かれてある、則ち顯謗法鈔(四四四)に云く、末代の凡夫はなにになくとも惡道の免れんこ

とはかたかるべし、同じく惡道に墮るならば法華經を謗せさせて墮すならば、世間の罪をもて墮たるにはにるべからず、聞法生謗墮於地獄勝於供養恆沙佛者等の文のごとし、此文の心は法華經をばうじて地獄に墮たるは、釋迦佛阿彌陀佛等の恆河沙の佛を供養し、歸依渴仰する功德には百千萬億倍すきたり云々」とその聞法生謗と云つても餘の小乘權迹の經法ではいかぬのである、必ず我が本門の肝心なる妙法蓮華經の五字でなくては下種の大益を奏することは出来ないのである尙ほ此の三時得益の不同に就ては曾谷書(千〇九七) 教行證書(千百一五)等の諸御書に記されてあるから拜讀すべきである。

第四段 末法の三益

正像の二時を以て熟益の時とし、末法の今時を以て種益の時とするが如きは、三時對判の大途に約するのである、若し仔細に論せば三時共に常に三益あることを得るのである、故に天台は竝に脱し、竝に熟し、竝に種ゆること番番息まず、大勢威猛三世に物を益す(玄義會本一上左九)と云ひ、妙樂は、字々、句々、句々、味々、世々、念々、常に衆生の爲に、一佛乘の種熟脱を作す(記一卅八)と云つてゐる、通論すれば佛も既に時々三益を廢せないのであるから、滅後も機類にあらは常に三益の廢すべからざるを知るべきである、正像の二時は且く措く、

末法の今時に就て機類の有無を論せば、取要鈔(千〇四二)に「末法に於ては大小權實、顯密共に教あつて得道なし、一閻浮提皆な謗法と爲り畢んぬ」と云ふに依れば、末法は一同に逆機であつて、順機は一も無き様であるが、是れは本化開教の已前に就ての聖判である、若し開教已後に就て細論すれば自ら順逆二機相ひ別るゝは争ふべからざる事實である、そこで同鈔次下の文に我門弟は順縁、日本國は逆縁也等と云つてある、機類既に順逆二機あらば、得益何ぞ下種のみに限るべけん、妙法蓮華經を唱ふる時に聞て信する者は、元と宿善ある者であつて、則ち順機であるから、是等に就ては熟若くは脱を論すべきである、聞て信せざるは全く宿善なき者であるから、是等の人には正しく下種となるのである、そこで末法今時には一の妙法五字が、種となり、熟となり、脱となるのである、一念三千法門に(二一〇)云く「妙法蓮華經と唱る時心性の如來顯る、耳に觸れし類は無量阿僧祇劫の罪を滅し、一念も隨喜する時即身成佛す縦ひ信せざれども種と成り、熟と成り、必ず之に依て成佛す、妙樂大師疏記云々若クハ、取若クハ、捨經レ耳ニ成縁ト、或ハ順或ハ違終ニ因斯ニ脱ニ云云日蓮云々若取若捨或順或違之文肝に銘する詞なり法華經に若有開法者無一不成佛と説れたるは是歟、既に聞者説れたり、觀念計りにて成佛すべくば、若有觀法者と説るべし云云」と以て一種の題目機感の不同に依て、種、熟、

脱各々其益を異にすべきを知るべきであると同時に、本宗の法門が觀念爲本でなくて開法爲本であることを知る。(或は開法爲本でも無い本宗は信心爲本と言ふかも知れぬが今は)

第五段 像末二時熟益同異

前に三時對判して正像は熟化であり、末法は下種であることを論じ、次に細論すれば末法にも三益共にあるべきを説いて置いたから、此處には像末二時に於ける熟益の不同、換言せば台當二家行法の相異を少く陳べんと欲ふ、齊しく熟益であるならば、縦ひ像法と末法と時は異ふことも、同じい様に耕して、同じい肥料を用いて可きやうなものであるが、像法時代と末法の現代とは衆生の心田に肥脊があるからして、そう一概には論せられぬのである、詮る所る像法時代は衆生の心田が腹ていたから、肥料は餘り上等でなくとも宜かつたからして、天台はその主成分として迹理の一念三千を用ひ、之に餘經粗製の肥料を調合して用いたのであるけれども、既に衆生の心田が肥えているから一心三觀十境十乘等の消化作用があつて、充分に其の種子成育の効を遂げたのであるが、末法の現代に在つては衆生の心田が既に荒蕪して、始と消化作用も何も無くなつてゐるから、所詮像法時代に用いた粗製雜駁なる肥料を用いても効力がないのである、それで何でも壽量文底の篩に懸けた純良無比なる妙法五字の肥料を用いなければ到底其の

効が顯れぬのである、されば宗祖は此本門の肝心妙法五字の他に何ものをも許さなかつたのである、彼の天台所弘の迹理の三千は像法時代に在つてこそ熟益の効もあつたが、末法の今時に在つては其の熟益の効用も無いのである、況や餘の種脱の二益をやである、さりながら末法の今時に於てこそ但令用實でなければならぬのであるが、像法時代に在つては迹理の修行を助くるに餘教を以てする双用權實で宜つたのである、又末法今時に於ては唱題爲本であつてはならぬのであるが、像法の當時に在ては觀法爲本でなくてはならなかつたのである。

第六段 双但二軌

餘りに法門が末に走る様であるが、尋でだから双但二軌の説明をして置く、双但二軌は是れ通經の方法であつて、時により、機により、國により、弘通の導師によつて自ら用捨があるのである、而して之は源と佛陀の金口より出るのである、則ち法華經囑累品に若有三衆生不三信受者當於三如來餘深法中示教利喜と云ふは、之は双用權實の佛囑である、その餘深法中とは且く天台の釋に依るに、餘とは則ち地前の方便である、深とは則ち地上所顯の中道實相である、四教の中に於て藏通は餘であるけれども深でない、圓教は深であつて餘でない、別教は正しく餘にして深を兼ねるのである、そこで經意は、如來の智意である純圓の法華經を信受

せざる者の爲には、別教を説き聞かしめ、之を以て圓意を助顯せよといふことである、天台の釋は斯様であるが、總じては前三教を以て圓教たる法華の教意を助顯せよといふことになるのである、方便品に更以三異方便助顯第一義と云ふも亦た此の意味である、宗祖は唱題鈔(イ三四五)に此の双用の經意を斯様に述べられてある、云く「囑累品にいたりて佛右の御手をのべて三び諫をなして、三千大千世界の外八方四百萬億那由陀の國土の諸の菩薩の頂をなでて、未來には必ず法華經を説くべし、若機たへずば餘の深法の四十餘年の經を説いて、機をこしらへて法華經を説くべし」とある、次に安樂行品に有レハ所ニ難問ニ不以下ニ小乘ノ法ヲ答但以大乘ニ而爲ニ解説令レ得ニ一切種智とあるは之れ但令用實の佛旨である、その小乘といふは通常言ふ所の阿含をいふのではなく、爾前四十餘年の經教を總じて小乘といふのである、その大乘といふのは通常言ふ所の後三大乘をいふのでは無く、大乘中の大乘即ち實大乘の法華經を指すのである、此の大小乗の分別は、宗祖が小大乘分別鈔(千〇〇一)國家論(二二六)等に示されたのである、そこで經意は爾前四十餘年の小乘權教を説かずして、但だ偏に實大乘の法華經のみを説いて、佛智を得せしめよといふにあるのである、斯く双但二軌があつて、一方では小乘權教を兼用せよと言ひ、他方では決して用いてならぬといふことになれば、一佛二言相

違する様であるが、之が先にも述べた通りに、時により、機により、國により、導師によつて用捨があるので、決して矛盾する様なことはないのである、初に時に約して之を簡ふならば、佛在世は三五下種の機が多分であるから、佛は權實を双用せられたのである、滅後は下種の機が少分であるから但實で以て下種結縁を爲すことが大事である、それで妙樂は「佛世は當機の故に簡び、末代は結縁の故に聞かすむ」(記九末九丁)と云ひ、宗祖は「佛在世には佛二期の間多くの人不退の位にのぼりぬべき故に、法華經の名義を出して誘せしめず、機をこしらへて説之、佛滅後には當機衆は少く結縁衆多きが故に、就二分一左右なく法華經を説べし等」唱題鈔(三四五)と示されてある、これは大く在滅對判したのであるが、滅後の上に就て分たば、正像二時は在世結縁の者があるから、双用でなくてはならぬ、末法は本末有善であるから、但實でなくてはならぬのである、次に機に約して之を簡ば、已種の機は双用で之を導き、未種の機は但實で以て結縁することが必要である、國は兼雜國は双用、唯大國は但實であるべきは當然の理である、導師に約せば凡師は鑿機の方が無いから、但實を以てせなければならぬ、然かせずして妄りに權を用ひば機を誤るの恐れがある、例せば富樓那が大機の比丘に對して小乘を擬して、維摩居士の爲に穢養を以て寶器に置く勿れと叱られた様なことになる、聖師は鑿機

の力があり、權實の二教に明るくして混濫の憂ひがないから、双但二軌宜きに從て用捨自在である、然らば宗祖の如きは但實であつたから凡師かといふに、決してそうでない、聖師であつて二軌用捨自在であるから、時機に相應して但實の弘通をせられたのである、又聖師の中に於て二種ある、慈を以て先とするの師と、悲を以て先とするの師とである、慈の導師は但實で悲の導師は双用である、そこで天台は、釋尊と喜根菩薩とに就て之を擇で斯様に云つてある、「如來は悲を以ての故に發遣し、喜根は慈を以ての故に強説す」(文句四廿)と之は釋尊は悲を先とせらるゝ故に双用の御弘通であり、喜根菩薩は慈を以て先とせらるゝ故に但實の弘通をせられたりとの意である、其の理由は宗祖唱題鈔(三四四)に譬を擧げて精敷示されてあるから拜讀すべきである、之を以て推すに天台は双用であつたから悲の導師であり、吾祖は但實であつたから慈の導師であつたことが知れる譯である。

第七段 双用と雜亂

權實二教を双用すといへば、其は或は權實雜亂にはあらざるかと、早合點をする者が無いことも限らぬから一言して置く、抑も双用と雜亂とは天地雲泥の相違である、双用とは能く佛意に達して、誤りなく權實二教を用うるの意である、則ち實教を弘通せんとするに、衆生の機未だ熟

せざるが爲に俄に信受せないから、已むなく權教を施し、權に引いて實に入らしむるの方便として、權教をも並べ之れを用うるの謂ひである、天台は此の双用の師をば玄義七(會七上)に「善く經を引むる者は用與時に適ふ、口權を説くと雖ども而も内心實法に違はず」と云ひ、妙樂は台家の弘教に就て玄籤九(會九上)に「今一家の弘法は大小通じて立ち、或は小を以て大を助け或は小即大と開し、或は小を破し大を明し、或は小を以て大を形す、則ち是れ半滿雙へ弘め、觀教俱に立す等」と云つてゐる、之か則ち双用の眞の意義である、次に權實雜亂といふのは、佛陀が權實二教を設くるの意を了せざる闍師邪師の所爲であつて、或は權を以て實と誤り、或は實に迷て權と云ひ、或は權實同等の見を懷き、或は權を以て實に超へしむるの類である、例せば天台の末路に於ける慈覺・智證・眞言に於ける弘法、念佛に於ける法然等、皆な是れ雜亂の邪師ならざるはなく、天親・龍樹・天台・傳教等は皆な是れ双用の正師ならざるはないのである、更に之を囑累品の文に考うるに、佛慧を信する者の爲には直に實教である法華を説き聞かして佛智を得せしめよ、若し信せざる者の爲に餘の權教方便の法に於て示教利喜せよとあるから、其の權教を用うるは實教に入らしめんが爲めの己むを得ざるの手段である、之れ偏に佛囑の精神であり、權實二教を用うるの眞意義である、權實雜亂は之れ佛陀二教を設くるの本意に悖戾し、佛囑を蔑如するの大過罪である。

第八段 爾前得道有無

此の第三教相に依止し、之を以てその立脚點として、本迹判を極成し、昔權今實の教相に向つて、最後究竟の明斷を下すは、之れ獨り本化の任であつて、到底迹化者流の堪うる所でないのである、されば天台の如きは本迹判に於て全く沙汰しなかつたと云ふ譯でもないが、其の所判たる頗る縱容であつて、未だ以て其の精を極め微を盡したものであるとはいへぬことは、前篇第六章その五に引いて置いた富木書や治病鈔等の文に依ても略ぼ知れる譯である、既にその本迹判が至極しないからして、權實判に向つても明確なる斷案が下せない譯である、大師が双用の導師である所以も亦た茲處に因由するのである、然るに吾祖が本迹判に向つて最も痛快なる判釋を爲し、最も切實に論究して、遂に之を極成せし所以は、一面に於ては像法唯迹の教法を破廢すると同時に、他の一面に於ては爾前無得道を究明せんが爲めである、而して台家に於て爾前當分の得道を許すか如きは、其の法門の立脚地を第二教相に置くからである、吾祖が斷乎として爾前無得道を決して、毫も假借する所なきは正しく第三教相の見地に立ち給ふからである今ま之を證する爲に祖書の數文を引かん。

十法界鈔(二八九)云く「第二化導の始終の時、過去の世に於て法華結縁の輩あり、爾前の中に於て且く法華の爲に三乘當分の得道を詐す、所謂る種熟脱の中の熟益の位なり、是は尙ほ迹門の説なり、本門觀心の時は是れ實義にあらず、一往許すのみ、其の實義を論すれば如來久遠の本に迷ひ、一念三千を知らざれば永く六道の流轉を出づべからず」

本尊鈔(九四二)云く「一品二半より外は小乗教、邪見教、未得道教、覆相教と名く、其の機を論すれば德薄垢重、幼稚、貧窮、孤露、同禽獸也」

當牒義鈔(九九七)云く「爾前の圓の菩薩は迹門の蓮華を知らず、迹門の圓の菩薩は本門の蓮華を知らず、乃至爾前迹門の菩薩は一分斷惑證理の義分ありと雖も、本門に對する時は當分の斷惑にして跨節の斷惑にあらず、未斷惑と云はる也、乃至爾前迹門の大菩薩が佛の蓮華を證得する事は本門の時也、眞實の斷惑は壽量一品を聞きし時也」と

それ爾前迹門の二乗菩薩が六道の流轉を出でずと云はれ、未斷惑と云はれ、德薄垢重と云はれ同禽獸と云はる、所以は、未だ一念三千の實義を隱覆しているからである、但し迹門には百界千如の理を談じて、二乗作佛を説く如であるが、壽量所談の本國土妙が顯はれなければ、其の二乗作佛も波上の浮草の如なものであつて、眞實に決定したものであると云ふ譯にはまゐらぬ

のである、されば十法界鈔(二九五)には、「本門未だ顯れざる以前は、本門に對すれば尙ほ迹門を以て名て虚とす」と云つてある、既に虚と云はる、のだから其の無得道なることは推して知るべきである、本門未顯以前は迹門尙ほ無得道と云はる、のである、況や爾前諸經をやであるそこで前の第二教相に於ても爾前無得道を判じて來たが、此の第三教相になると其の義を判ずることが一層強くなつていのである、第一教相に於て相待妙を論せし時に爾前の圓を貶して隔歴三諦の所攝とし、別教に同するが如きは猶ほ台家の教判を出でぬのである、我本化の智眼よりして一代を判する時は、迹門尙ほ別教の分齊を出でず、爾前の圓教の如きは遂に藏通二教に同せらるゝのである、されば本項所引の本尊鈔次下の文には「爾前迹門の圓教すら尙ほ佛因にあらず、何に況や大日經等の諸小乗教をや、何に況んや華嚴眞言等の七宗等の論師人師の宗をや、與て之を論すれば前三教を出でず、奪て之を云へば藏通に同ず、設ひ法は甚深と稱すとも未だ種熟脱を論せず、還て灰斷に同じ化の始終無き是れなり」とある、此の文に爾前迹門の圓教をば通じて非佛因とし、他宗他經を擧げて藏通に同ず、迹門の別教たることは未だ言はずと雖も、その語勢より推すに道理必然である、その迹門を以て別教に同するの理を談せば、抑も天台別教を判するや、性中の三因を以て烈火の横となし、修中の三徳を以て點水の縦とな

す、今ま本門を以て彼の迹を判ずるに、酷だ之に類するものがある、其の故は迹門は唯だ性具を明すのみであつて、未だ事相圓融の道理を明さぬからである、こゝに於て生死煩惱に於ては則ち即すと云はるゝが、事に於ては隔別を論せぬければならぬのである、吾人凡夫は理性に三千を具しているのだから、其の理性の上にてこそ佛と不異といふことが出来るが、事相の上にては永く隔異を存することを免かれぬのである、從て佛位に於ても始成・久成の異なるを免かれぬのである、これ豈に別教の性具烈火・修成點水に酷似するものといふべきではなきか是を以て迹圓を以て本圓に望めて別教に同するのである、迹圓既に別教に同すれば、昔圓の藏通二教に同せらるゝは又必然の理であるから、略ぼ類推せらるるであらうが、尙ほ念の爲に其の理を説かん、それ彼の華嚴眞言等の諸經に於ては本有の三因なく、十界の性具を明さぬ所は其の義彼の灰斷但空の藏教に當り、而も其の融即を談する邊は通教に同じと云はるゝのである斯の如く判じ斯の如く釋するを實に別途の教相別途の判釋と云ふのである、爾前諸經を以て藏通二教に同するの義は且く措き、迹門を以て別教に同するの義に就ては少しく辨じておかぬければ同一經中に於て二門乘離の咎を招くことになつては宗門の一大事だから次に辨じておくそれ迹門を以て別教に同じ、或は未得道教邪見教等と云ふのは、之れを經に約すれば未顯本の場

合に於てし、之を宗に約すれば像法過時の天台法華宗を破斥するのである、吾祖立正觀送狀(千〇八五)に於て天台已證の一念三千を論するに與奪の二義を作り、其の與の時迹門の十如實相に依ると云ひ、奪の時は爾前權大別教の分齊なりと判じ、法華の迹門に及ばすとす、此書に依るに、迹化天台が迹門の經意に依て立つる所の法門を貶して別教に同するの意を伺ふに堪ゆべきである、次に經に約する時、未顯の迹を斥ふことは前引の十法界鈔の文に於て明であるれば本門に來り壽量顯本に依て本國土妙現在前するに至つて、茲に無始本有の義成じ、三千常住の妙理顯れて、十界互具の法門をして實ならしむるに至るのである、此處に至ればこれまで虚と云はれ、未得道と云はれ、不實と云はれ、邪見教と嫌はれた迹門は、忽に畫龍點睛せられて、最早や虚でなく、不實でなく、未得道教でなく、邪見教でなくして、本門の妙果妙躰と一共して何しても無くてはならぬ本有の妙因妙作用となるのである、されば同鈔の次の文には、「若し本門顯れ已れば迹門の佛因即本門の佛果なるがゆゑに、天月水月本有の法と成て本迹俱に三世常住と顯るゝ也」とあるのである、此本門已顯の後はその未得道教と云はれ、邪見教等と云はるべきは、唯だ爾前諸教の上のみにあつて、今經一部の上にはないのである、奪迹得道意在爾前の句記憶せよ。

第三節 總結

本章を結ばんとするに臨み、三種教相に於ける台當の異點を陳べんと欲ふ、予の伺ふ所によれば本教相に於ける兩家の異點が二つあると思ふ、其の一は天台の該教相を設けた本意は權實判已上には出ないが、宗祖が之を用ひらるゝ主眼は更に進んで本迹判にあつたことである、而るに其權實判なるものは、本迹判の落着が附くと同時に決定するものであつて、否らざる限りは眞實に究竟したものは云へぬのであるから、天台のは其の權實判も未だ充分に盡したものであることは云へぬのである。吾祖のは本迹判が決了を告ぐると同時に、權實判も亦た最後の落着を告ぐるのである、譬へば穀實を得んと欲して更に藁を得たが如きである、然るに天台の法門は秋なほ淺くして稻穀實らざるが如きである、その熟化と指さるゝ所以も亦た實に是にあるのである、蓋し斯の如くなる所以は全く時宜の自然であつて、決して天台が悪るいといふ譯でも何でもない、本と元と天台は迹化であるから、迹門法華の一部を弘通するが爲めに權實判を爲せばそれにて事は足つておるのであつて、自己の任務に關しては十分に職責を竭した譯になるのである、吾祖は又本化であるから、大に本門の大法を顯揚しなければならぬ職責があるからして、是非とも本迹の高下淺深を論じなければならぬことゝなつておるのである、他の一は天

台は横に一代の教法を判釋したけれども、未だ豎に時間に約してそれを滅後三時に配當することをしなかつたのである、吾祖は一代の教法を豎に滅後三時に配したと云ふことであるそこで昔迹本の三重は詮り三時所弘の法鉢となり、從つて迹本二門は像末二宗の法鉢判となり、斯くして過時唯迹の天台法華宗を破廢して、末法應時の日蓮法華宗を建設せんとするにあるのである、已上二種の異點は已下に陳べんと欲する諸種の教相に殆ど通有のものであるといはれるが斯の如く台當二祖の教判が權實と、本迹と、堅と横との異を生ずる所以のものは、之は要するに第一に本化と迹化と位が異つてゐる上に、その出現の時を異にし、その所對の機を異にし、又た釋尊からの付囑が異つてゐたからである。

第九章 四重興廢

第一節 總示

四重興廢と云ふは如來一代の教法をば、一類の機根が堅に爾前より迹門、迹門より本門、本門より觀心と、次第に淺き教法より深き教法に轉入するに約して、教法の興廢を論ずるのである若し之を爾前と迹門とを一重とし、迹門と本門とを一重とし、本門と觀心とを一重とすれば

三重のほかはないから、三重興廢といひたい様な氣持がする、先師小林大僧正あたりは其の心持であつたかも知れぬ、それで同大僧正著述の日蓮宗綱要には、第一重として更に徧圓相對の一重を加へられてある、然しながら必ずしも斯様にするに及ばぬと思ふ、世間にも三つ重なつたものを三重と云ひ、五つ重なつたものを五重と云ふやうな例は多いものである、彼の三重の塔や、五重の塔の如き好適例である、三重塔は三層あるのみであつて、決して三對ある譯のものでない、五重塔は五層あるのみであつて、決して五對ある譯のものでない、此の四重興廢も亦た其の如く昔述本觀心の四層の法門が、次第に興廢するのを言つたのであつて、必しも四對の興廢を作ることと要せないものである、必しも要せないどころでない、苟くも祖文を信重するならば、寧ろ此の上に更に徧圓相對の一重を加へぬを好しとするのである、其の故は十法界鈔(二九〇)に法華本門觀心の意を以て一代聖教を案するに、菴羅果を取つて掌中に捧ぐるが如し、所以は何ん述門の大教起れば爾前の教亡し、本門の大教起れば迹門爾前亡し、觀心の教起れば本迹爾前共に亡す、此は是れ如來所説の聖教從淺至深して次第に迷を轉ずる也等」
とあるのが四重興廢の祖支であるからである、凡そ物の道理といふものは淺い所から深い所を直に眺めては容易に明かるものでないが、それと反對に深い所から淺い所を見渡す時は、その

有様が能く明かるものである、例せば學校の教課でも初年生から上級の教課の内容は容易に明らかぬが、四年五年の上級生から下級の教課を伺ふ時は直に明かる様なものである、佛敎の上の道理も亦た之に漏れぬのであるから、一代佛敎の教相を知らんと思ふならば、佛敎中に於て尤も道理の至極せる最高最深の教理を意得した眼から見渡せばサラリと明に判かるのである、その最高最深の教理とは他にあらず即ち今ま擧げた十法界鈔の文の法華本門觀心の實義である、此の法華本門觀心の意を以て一代聖教を按ずる時は、宛も菴羅果(桃に似た菓)を掌中に入れて見る様に能く其の様子が廓然と判ると云ふのである、その有様はといふに迹門の大教が興らぬ以前は爾前隨他方便の權教が施かれてあつたが、迹門の大教が起ると同時に廢亡し、次に本門の大教が起らざる以前は迹門の大教が興つてゐたのであるが、本門の大教が起ると同時に廢亡し、次に觀心の大教が起らざる以前は本門の大教が興つてゐたのであるが、觀心の大教が起ると同時に廢亡するのである、斯の如く次第興廢して最後に本門觀心の實義を詮顯するが此の教相の目的である、本門觀心とは壽量文底の極理であつて、最早や是れ以上の深理はないから最後の觀心は興のみあつて廢は無いのである、尙ほ斷つて置かなければならぬのは、今は言つた様に本門觀心を以て壽量文底の極理と云へば四重興廢の中の後二重を取る様だが、實は然

でない此の時の本門は觀心に主づけるのであるから、本門と云つても文底の本門である、四重興廢の中、第四の觀心興る時に廢亡する所の本門は、文上の本門であるから相違の無からんことを請ふ。

第二節 摩臺文ヲ辨二家之異

四重興廢の教相は元と法華玄義二(會二上)に絶待妙を明す中の三絶の文より出てゐる、先づ其の文を擧げん云く「迹中の如き先に方便の教を施せば大教起ることを得ず、今大教若し起れば方便の教絶す、絶する所を將て妙と名くる耳、又迹中の大教既に起れば本地の大教興ることを得ず、今本地の教興れば迹中の大教即ち絶す、迹の大を絶するの功本の大に由る、迹を絶するの大を將て本の大と名く、故に絶と言ふ、又本の大教若し興れば觀心の妙起ることを得ず、今ま觀に入つて妙寂なれば言語道斷は本の教即ち絶す、絶は觀に由る、此の絶名を將て觀妙に名く、此の義を顯さんが爲の故に絶を以て妙と爲す」と、文の中の絶の字には自ら能絶と所絶との二意がある、能絶は教理の深遠なる方であるから妙と名け、所絶は教理の淺近なる方であるから麤と名け、妙は興り麤は廢亡するのである、宗祖は此の立文の絶をば斷止の義とし正直捨方便の捨の文字の心とせられてある、(法門可申鈔六二三)然し其の斷止の義は爾前權教の上に

適用されたので、迹本二門の絶の義に取られたのではない、固より玄義に迹本觀心の三絶を以て衆生法、佛法、心法の三法妙を顯された天台の本意も其の通である、されは立正觀鈔(千〇六七)に斯様に云てある「天台の釋の心は迹の大教起れば爾前の大教亡し、本の大教興れば迹の大教亡し、觀心の大教興れば本の大教亡すと釋するは、本跡本法をば妙法不思議の一法と取り定めて上に修行を立つるの時、今像法の修行は觀心の修行を詮とするに、迹を尋れば迹廣く本を尋れば本高ふして極むべからず、故に末學機に叶ひ難し、但だ己心の妙法觀せよと云ふ釋なり、然りと雖も妙法を捨よとは釋せざるなり、若し妙法を捨てば何物を已心として觀すべきや」と、此の文に依るも迹本二門に於ける絶は、爾前權教に於けると同一に斷止の義、若くは捨の義に取る譯に行かぬことは明かである、然らば二門の上に於ける絶若くは亡は如何なる意義を有するがといふに、但だ心外の高廣の本迹二門は修觀に便ならざる故に、之を心内に攝收歸納し來て行し易からしめんとする、その攝歸するの時に心外の法を去るを意味するものである、斯くして三千の萬法を心性に具し、自(心法)他(生、佛)因(九界)果(佛界)の別なきを明して理觀を成するにあるのが天台の意である、然るに宗祖が四重興廢を論じ給ふ本意は大に之に異つておるのである、最も爾前無得道を判定するの義は稍や一致の様であるが、これとても

自ら寛嚴の差があつて同一には扱はれぬのであるが、迹本觀心の扱ひに至つては彼れと非常に差があるのである、最も此後三重が迹化と本化との異目の法門であるが、十法界鈔は佐前の御書であるだけに本迹の起盡は細かに論じてはあはれざるも、正面から像未の過當を論じてはない、然し佐後の法門の意を以て後三重の興廢を伺ふに、必ず像未理事を選ぶの素地を豫め佐前に記るされたものならんことを信するのである、斯かる意味を帯びてゐるからその興廢の意味は一層強く、その法門の歸着點は雲泥の差があるのである、それは已下述ぶる所に依て知るべきである。

第三節 附御義文論興廢意

宗祖が佐後に説き顯はされた法門から此の四重興廢を伺へば、能く祖意の存する所が判かる、こゝには御義口傳の一文に附して、辨じて見やう、同書上九丁に五百弟子品の醉酒而臥の文を釋し給ふに曰く「酒重々有之權教酒、法華經醒タリ、本迹相對時、迹門酒也始覺故也、本門醒本覺故也、又本迹二門酒也、南無妙法蓮華經醒タリ、云云と、その權教酒法華經醒の文は、昔權今實相い對して興廢を論ずるの意にして、鈔の迹門大教起レ爾前、教亡の文に當る、次に迹門酒也始覺故也本門醒本覺故也の文は、本迹相對して興廢を論ずるの意に

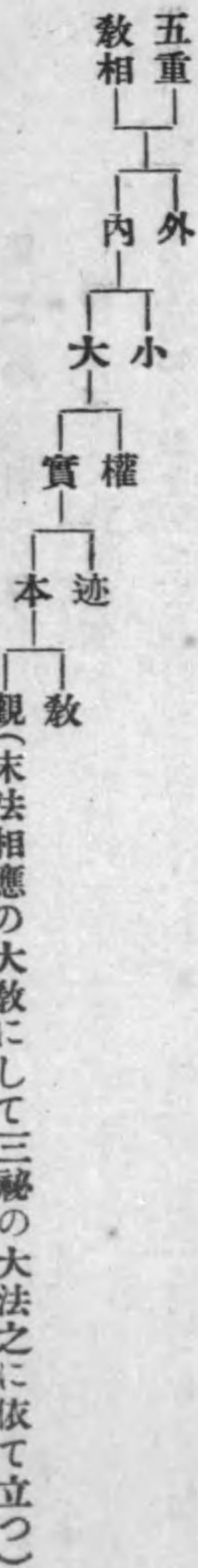
して、鈔の本門大教起レ爾前亡の文に當り、三に本迹二門酒也南無妙法蓮華經醒の文は、教觀相對して興廢を論ずるの意であつて、鈔の觀心大教起レ爾前共亡の文に當るのである、而して御義に重々の酒を論じ、最後の首題七字に於ては、唯だ覺醒の義のみあつて醉酒の義なく、鈔にも昔迹本觀心展轉して興廢を論じ、最後の觀心の重に至つては、但だ興のみありて廢なきは、正く之れ最後究竟の深法であつて、更に之れ已上に深法が存せぬからである、而して該鈔に於ける觀心の大教が即ち末法流通の要法であつて、御義の指す所の南無妙法蓮華經の七字に外ならぬことは、二文相ひ對して推究するに容易に知らるべきである、更に本尊鈔（九四〇）に觀心の法鉢四十五字を擧げ、之を指して此本門肝心妙法蓮華經五字とあるを見れば増々明かである、此の壽量觀心の大教の興る時に廢亡する所の迹本二門は像法過時の法鉢にして、文上の法華經である、今末法に入ては此の壽量觀心の法鉢でなければ無益であるから、此の妙法五字に對して像法唯迹の法鉢を破廢するのである、而して此の壽量觀心の法鉢が顯れて己後の二門は、その法鉢に即する用の二十八品である故に、並に末法に缺くべからざるものとなるのだから、一字一句として捨つべきでないのである、尙ほ此の四重興廢の淺深次第の理を説くことは、次の五重相對の權實相對已下を見れば自ら判明するであらう。

第十章 五重教相

第一節 總釋

此處に陳べんとする五重教相は、佛敎の内外に互るのであるから、前陳の教相よりもその範圍が廣いのである、而して權敎の中に於て更に大小を分つのであるから、前陳の教相よりは一層細かである、五重教相といふ名は聖祖戴髮の門人たる富木氏の作であるとする本尊鈔日常見聞に見へている、則ち同書丁三に「開目鈔に五重の教相あり」とある、五重とは内外、大小、權實、本迹、教觀である、此の五重大第に相對して淺深高下を論じ、最後に末法時機相應の大法、本化別付の正見敎を詮刺するのが、則ち五重教相所立の目的であつて、その目的から言へば無論前後の諸教相と違ふべき筈はない、又違つては一大事である、此の五重に從淺至深する次第を總じて明せば、初に佛敎と佛敎以外の一切の敎と相對して、その淺薄なる外道敎を去つて、深勝なる佛敎に就き、次に佛敎内を見渡して見るに大乘敎と小乘敎とがあり、その小乘敎は外道敎に對すれば勿論勝れているが、佛敎内に於ては未だ至極淺膚の敎法であるからして、此の大小相對して淺劣なる小乘敎を去つて深勝なる大乘敎に就き、次ぎ

に大乘敎の中に於ても權大乘と實大乘とがあり、その權大乘は前の小乘敎に對すれば勿論勝れてゐるが、到底實大乘敎には加かないから、此の權實相對して淺劣なる權大乘敎を去つて、深勝なる實大乘敎に就き、次に實大乘即法華經の中に於ても迹門と本門とありて、迹門は權大乘に比すれば勿論勝れているが、未だ本門には及ばぬ邊があるから、此の本迹相對して淺劣なる迹門を去つて、深勝なる本門に就き、次に本門に於ても文上と文底とがあつて、文上の本門は之を迹門に比すればその説相固より勝れているが、未だ文底の微旨に透徹しなければ、其の義究竟しないから、此の文上文底相對して文上隨他の教相を去り、百尺竿頭更に一步を進めて文底隨自の觀心に通入するのである、その壽量文底觀心の法躰こそ實に内外古今に於ける教法の趨歸であり、且つ又末法應時の大法、本化別付の正見敎であつて、最早や之れ以上に進むべき敎なく、辿るべきの道なき最極究竟の深理である、左に五重教相從淺至深の圖を示さん



第二節 別釋

第一重 内外相對

世界に流布するあらゆる教を分つて内外の二道とす、内道とは佛陀の諸説に原づける一切の諸經論の教ゆる道であつて、即ち佛教を云ひ、外道とは佛教以外のあらゆる一切の教であつて、彼の印度に於ける諸種の外道は勿論、支那に於ける孔老の學、さては歐米諸國に流布する諸宗教、諸哲學諸倫理等をも含むのである、但し宗祖が歐米各國の諸宗教等に論及し無かつたのは、事六百餘年の昔にあり、それ等諸國と交通の道開けず、従つて印度・支那・日本に流布する以外は聞知するに由なかつたからである、若し吾祖をして六百年後の今日に生るゝあらしめば必ず全世界に流布する諸宗教、諸哲學倫理等のあらゆる思想界に向つて批判を試み給ふたであらうと云ふの推測は、決して違つた推測ではあるまいと思ふ、そこで祖意のある所を推して、敢て全世界に流布する佛教以外の諸宗教、諸學問等を指して外道とするのである、それ世俗に於ける聖賢の書がいかにも世道人心を説き、萬有の眞理を談すと雖ども、横に空間的に論ずれば唯た人界の一事を説いて、十界を説かず、豎に時間的に論ずれば唯た現在の一世を説いて、過未に及ばぬのである、尤も天竺の外道は人界の外に天界を明かし、現在の外に過未を説くけ

れども、其の所説たる徹底せるもので無いから、之を以て深遠なる我が佛教に比すれば詮り爾餘の外道と五十歩百歩の論に墮するを免れぬのである、さればその聖賢の名は世俗に於ける一往の名であつて、佛陀の教より之を見れば實に一毫未斷の凡夫である、然るに佛陀は三惑を斷盡し、分段變易の二種の生死を離れたる、眞の聖者である、彼の外道教にては三界六道を出離せんことすらなほ望み難いのである、況や成佛などは思もよらぬ話である、その説く所は一往の理はあつても究竟の深理ではない、但し外道の所説は内道に入るの初門である、我が佛教は絶待究竟の深理を説き、衆生出離の要道を示し、涅槃妙樂の極地に至らしむることを得るのである、左に開目鈔に於ける内外相對の文を示さん、云く「大覺世尊此一切衆生の大導師・大眼目・大橋・梁・大船師・大福田等なり、外典・外道の四聖・三仙其の名は聖なりといえども實には三惑未斷の凡夫、其の名は賢なりといえども、實に因果を辨ざる事嬰兒のごとし、彼を船として生死の大海をわたるべしや、彼を橋として六道の巷ころがたし、我大師は變易猶をわたり給へり、況分段生死をや、元品無明の根本猶をかたふけ給へり、況見思枝葉の蠱惑をや、此佛陀は三十成道より八十御入滅に至るまで、五十年が間一代の聖教を説き給へり、一字一句皆眞言なり、一文一偈妄語にあらず、外典外道の中の聖賢の言すらいうとあやまりなし、事と心と

相符へり、況佛陀、無量曠劫よりの不妄語の人、されば一代五十餘年の説教は外典外道に對すれば大乘なり、大人の實語なるべし、初成道の始より泥洹の夕に至るまで、説ごころ所説皆眞實也、(抄イ七五〇)と斯の如く世出の二道相對して優劣淺深を論するを五重教相の第一重とす。

第二重 大小相對

小乘大乘と云ふことは元と比較の言にて必しも一定せないのである、唯だ教理の淺深に依り前後の教に比して、大も小も定まるのであることは小大乘分別鈔(千〇〇一)及び國家論(二二六)等に論じてある通りであるが、今此處でいふ、大小乘は國家論(二二六)に所謂る常途の説であつて、五時の中には阿含を指して小乗とし、華嚴方等般若法華を指して大乘とするのである、又四教の中には三藏教は小乗であつて、後の三教は大乘教である、若し宗に約せば俱舍・成實・律の三宗は小乗宗であつて、餘は皆な大乘宗である、而してその小乗教は唯だ三界六道の事のみを談じて、界外の方便實報寂光の三土の依正あることを談せず、其の理は偏眞の空理にして、毫も中道の實理を談せず、從つて衆生に本來佛性ありと知らず、然るに諸大乘教は同居の外に三土を説き、六道の外に廣く四聖を談じ、進んでは十界平等の圓理を示し、成佛得道の要旨を教ゆるのである、されば開目鈔(七五二)には次の如くある「俱舍

成實律宗等は阿含經によれり、六界を明て四界をしらず、十方唯一佛と云ふて一方有佛だにもあかさず、一切有情悉有佛性とこそをかざらめ、一人佛性猶ゆるさず、而を律宗成實宗等の十方有佛有佛性なんぞ申は、佛滅後の人師等の大乘の義を自宗に盗み入たるなるべし、等」とある、斯の如く大乘小乗相對して淺劣なる小乗教を捨て、深勝なる大乘教に就くを五重教相第二重とす。

第三重 權實相對

權實とは權大乘教・實大乘教のことである、權大乘とは假りの大乘と云ふことにて、眞實の大乘に入るの豫備門である、實大乘とは佛陀の内證眞實の境界を顯説する所の教法である、而して權大乘は爾前四十餘年の間の諸大乘を云ひ、實大乘は即ち後八箇年の法華經である、佛陀は四十餘年の諸教を判じて未顯眞實とし、後八箇年の法華經をば要當説眞實と決定せられた上に、多寶如來は證明を加へられ、分身の諸佛は舌を梵天に付けられたのである、抑も諸經が未顯眞實と云はれ、法華經が已顯眞實と云はるゝ所以は、二乗作佛と久遠實成との二箇の大事が説てあるかなきかに依るのである、此の二箇の法門は實に佛陀の内證眞實の境界であつて、獨り法華經にのみ説かれてある、然れば妙樂も次の如く云つておる「徧く法華已前の諸經を尋

ぬるに、實に二乗作佛の文及び如來久成の説を明すこと無し、故に知ぬ並に方便を帶するに由る故に「弘決六之三十一」と、久遠實成は且く措き、何故に爾前教では二乗作佛が出来ぬかと云ふに、諸經には十界互具の圓理を明さぬ故に十界の衆生界々差別して二乗若くは菩薩の斷惑證理も箇々の斷惑證理にして、二乗は自界所具の六界を知らざるが故に、自界の見思を斷盡すと思へども、今經の意を以て之を見る時は未だ自界所具の六界の見思を斷せず、菩薩も亦た斯の如く自界の三惑を斷すと思へども自界所具の餘の八界の三惑を斷せず、されば眞實の斷惑でなく、從て眞の成佛なるものはないのである、又菩薩や凡夫の成佛が明してあつても、此の二乗の成佛が説かれなければ眞の成佛とはならぬのである、既に眞の成佛がないから、其等の人の依報の國土もないのである、但し諸經所説の三士四土は但た是穢土の上に假立した影現の土のみである、(國家論二六五本尊鈔九三九參照) 然るに法華經迹門方便品に至り十如實相の法門、十界の圓理顯れ、一念三千の妙義成立するに及んで、修する所の妙行に依つてこそ眞實の斷惑證理はあり、法界互融の一大圓佛に轉達するを得るのである、自己既に法界圓融の佛であるならば、所居の土豈に寂光の寶土ならざらん、必ず常寂の寶土である、次に久遠實成の法門も、今經を以て爾前に對する時は、二乗作佛と一共に述ぶべきだが、之は次の第四重に譲る

事にして兎に角に開目鈔の文意を示さん抄(七五四)に「予愚見を以て、前四十餘年後八年との相違をかながへみるに、其相違多しといえども先づ世間の學者もゆるし、我身にもさもやこのちをぼうる事は二乗佛久遠實成なるべし」と提起し先づ法華經に依て二乗作佛の證を擧げ次に爾前二乗不作佛の證として華嚴・大集・維摩・方等・大品・首楞嚴等の經文を引き、以て今昔權實の相異を論じ、更に多寶の證明 分身の助舌を擧げ、之を以て華嚴・般若・金光・明・阿彌陀大集等の現瑞舌相と比較し、その似て非なることを辨するに、黄金と黃石と、白山と白雲等の譬を以てし、次に釋尊の迦耶近成をば華嚴・阿含・大集・淨名・大日經等の文を引いて證し、後に壽量品の然善男子我實成佛已來の文を出して釋尊の久成を示し、結して云く(抄七六四)「華嚴・乃至・般若・大日經等は二乗作佛を隱すのみならず、久遠實成を説きかくさせ給へり、此等の經々に二つの失あり、一には行布を存するが故に仍ほ未だ權を開せず、迹門の一念三千をかくせり、二には始成を言ふ、故に曾て未だ迹を發せず、本門久遠をかくせり、此等の二つの大法は一代の綱骨、一切經の心髓なり」と斯の如く昔權今實相對して淺劣なる權大乘教を捨て、深勝なる實大乘教に就くを五重教相の第三重とす。

第四重 本迹相對

實大乘即ち法華經の上に、本迹二門あり、迹門に於ては十界互具の圓理を説き顯はし、爾前四十餘年の長き間未解決に屬していた二乗作佛もどうか出來た様であるが、其の十界互具は始覺の十界互具であつて本覺本有の十界互具でない、又たそれに依て成ずる所の一念三千も、理性所具の一念三千であつて久遠證得の一念三千でないから、その佛も始成始覺の佛であつて、本覺本有の佛でないに依て、本無今有の失は遂に免ることは出來ぬ、本門に來つて久遠無始の法門が顯れ無ければ、無始無終の義が成せず、無始色身常住の義が立たないのである方便品に是法住、法位世間相常住と説くと雖も、之れは未來常住を説いたものであつて、過去常を説いたものでない、理常住であつて、事常住でない、心常住であつて、色常住でない、詮ずる所無常の攝屬である、從て迹門の二乗菩薩の斷惑證理も有名無實となるのである、(十法界鈔二九二參照) 能化の佛も本門壽量品に於て發迹顯本しない以前は、宛も萬水に影れる一月の如くであつて、諸經の諸佛と肩を双ぶる各修各行的佛である、だからして大日彌陀等の諸經の諸佛と殆ど擇ぶ所がないのである、然るに壽量品に至つて過去常顯るゝや、釋尊は最早や萬水中の一月影の如くでなく、天空に懸れる眞月の如くである、而して諸經の諸佛は皆な釋尊の分身であつて、迹化他方の諸菩薩等は皆な釋尊の御弟子である、斯の如く同じ法華經

に於ける釋尊でも、顯本の前後に於て其の地位に非常の差があるのであるから、天台は此事を文句の九三十一に又法華の前に亦た圓の如來を明すは、同く是れ迹中の所説なるのみ發迹顯本の三如來は永く諸經に異なり」と云ひ、妙樂は記の九四十一に、爾前に圓の三佛を明さざるに非ず、但だ法華の迹門と義同じ、今品の三如來に非ず、故に永く異なり云ふ」と斷つてゐる、實に顯本已後の釋尊の當躰は、三世に通徹し、法界に周遍して、常に形聲の二益を我等に垂れ給ふこと、恰も天月の萬水に應じて變化窮り無きが如くである、斯くして水月は以て迹佛に譬ふべく、天月は以て本佛に譬ふべきである、而してその迹佛に依て本佛を顯すことは、猶ほ水月に依つて天月を知る如なものである、若し人水月を執じて眞月と爲す者あらば、其は天月を知らざると同時に水月の何たるかも辨へざる有であるが如く、迹佛を執じて究竟佛と爲さば、其は本佛を知らざると同時に迹佛の何んたるかを知らざる者であるから、暫く迹佛の外に本佛ありと立て、近迹の執情を拂つて本地の長遠を知らしむる爲に、大に本迹の優劣高下を論じ、補處の彌勒も本門立行の地湧の菩薩を識らぬからして、未斷三惑の故と斷じ、天人修羅の分齊に下し、總じて壽量已前を以て未顯眞實とするのである、(十法界二九二已下參照) をこで開目鈔(七六五)には次の如くある「迹門方便品は一念三千二乗作物を説て、爾前二種の失一つを

脱れたり、しかりと雖えどもいまだ發迹顯本せざれば、まことの一念三千もあらはれず、二乗作佛も定まらず、水中の月を見るが如く、根なし草の波の上に浮るに似たり、乃至華嚴經の臺上十方、阿含經の小釋迦、方等・般若・金光・明經・阿彌陀經・大目經等の權佛等は、此壽量品の佛の天月しばらく影を大小の器に浮べ給を、諸宗の學者等近くは自宗に迷ひ、遠くは法華經の壽量品をしらず、水中の月に實月の想をなし或は入て取んとをもひ、或は繩をつけてつなぎとやめんとす、天台云く天月を知らず、但だ池の月を觀す等云云、日蓮案じて云く、二乗作佛すら猶爾前づよにをばゆ、久遠實成は又なるべくもなき爾前づりなり、其の故は爾前法華相對するに猶爾前こわき上へ、爾前のみならず迹門十四品も一向に爾前に同す、本門十四品も涌出壽量の二品を除ては皆始成を存せり、雙林最後の大般涅槃經四十卷、其外の法華前後の諸大乘經に一字一句もなく法身の無始無終はとけども、應身報身の顯本はとかれず」と、斯の如く本迹相對して、淺劣なる迹門を捨て、深勝なる本門に就くを、五重教相の第四重とす。

第五重 教觀相對

教觀とは教相と觀心との事である、教相とは上來外道より内道、小乘より大乘、權教より實教迹門より本門と、次第に撰んで來た教の文相上の義理の淺深に付けたものである、今此處では

其の最後の本門を指すのであるが、本門の中に於ても其の開迹顯本の正能詮は壽量の一品であるから、正しくは壽量の文上に於ける五百塵點の説相を指すのである、觀心とは壽量の教文に依て詮顯する所の究竟の深理であつて、直に我等行者の心念の上のほり、信行の實際門に入るべき大事の法門である、所謂る文底無視なるものである、本門壽量も五百塵點文上の説相だけでは未だその法門が究竟しない、其の理由は五百塵點その數がいかに多かろうが、その數には必ず際限がある、際限がある以上は釋尊の成道がいかに久遠であらうとも、必ず其の始が立つ譯になる、始が立つならば當然の理として終があるべきである、即ち有始有終である、有始有終では常住の義が成せないから、文上はなほ隨他の分齊であると判せらるゝのである、さりながら此の文上隨他の本門に依て、文底無始の觀心に達入するのであるから、文上を能入の教門と云ひ、文底を所入の實義若くは所到の妙處と云ふのである、其の所到の妙處たり所入の實義たるものは、果して何ものぞと云ふに、即ち他にあらずして大覺世尊久遠證得の一念三千である、或は之を呼ぶに一體三寶の極理と云ひ、南無妙法蓮華經等と云ふのである、開目鈔(七六五)にその法體開顯の相を示して云く「本門にいたりて始成正覺をやぶれば四教の果をやぶる四教の果をやぶれば四教の因やぶれぬ、爾前迹門の十界の因果を打やぶつて本門の十界の因果

を説き顯す、此即本因本果の法門なり、九界も無始の佛界に具し、佛界も無始の九界に備て眞の十界互具百界千如一念三千あるべし」と、斯の如く釋尊の實體が無始色心常住であると同時に、十界三千の諸法も我等行者も共に皆な本有常住であると顯すのが、此の壽量品の眞の價値である、然るに文上の教相に滯つて文底の微旨に達せない様ではいかぬから、文上隨他の本門より更に進んで文底觀心の極理に入らしむるを五重教相の第五重とするのである、但し此の開目鈔は先師優陀那和尚も云はれた如く教觀合説であつて、明かに教證の兩重を分別して無いが、次に陳べんとする本尊鈔の四種三段には明かに此の兩重が分別してある。

第十一章 四種三段

第一節 位地及名稱

凡そ教相の目的が觀心の法體を選び顯すにあること、予が先に定義した如くであるならば、その目的を最も能く貫徹してゐると云ふ點より論じて、上述諸種の教相に比し、此の四種三段が最も勝れてゐると言はなければならぬ、何となれば本化事觀證道の實義は此の四種三段に依て、最も明確に選定せられたからである、勿論餘の教相もその最後の目的は事觀の法體を顯す

にあるのであるが、その本門と觀心との兩重の分別が充分に釋されてゐない上に、その事觀の法體を顯すことも未だ分明であると云ふとは出來ぬのである然るに、此四種三段は最も此の間の消息を明示してゐるのである、實に吾祖出世の一大事たる觀心本尊を選顯することは、此の四種三段の教相に勝るものはないのである、觀心本尊を以て所顯の法體とするならば、四種三段はその正能顯である、その所顯の法體は勿論宗家の大事であるが、それと共にその正能顯たる四種三段の教相も又大事である、能顯所顯の法門の大事なるだけ、是を書き記せる書が復た大切なものでなければならぬ、そこで此の事を書き記せる觀心本尊鈔をば、宗祖は自ら日蓮當身の大事と稱せられたのである、此の書古來分つて三段とす、其の正宗分に事觀の法體四十五字を出す、所謂三千常住所化同躰已心本尊なるもの則ち是れである、祖書の中に或は文底秘沈と云ひ、(開目鈔七五一)無始古佛と云ひ、(御義下十四)隨自本門と云ひ、(三界合文 四〇三)因果俱時の一法當躰蓮華と云ひ、(當躰義鈔九九二)無作三身本極法身本因本果の如來と云ひ、(授職灌頂口傳鈔千〇二九)世尊久證の一念三千等と云ふも、(三大秘法鈔二〇五四)決して他を指したのではない、此四十五字の法體を指したのである、壽量の觀心一躰三寶の極理なるものも亦た他に求むべきでない、本化別付の眞淨大法と云ふも亦た是に過ぎないのである、四

種三段は正しく此の法鉢の殊絶なることを顯し、而してそが末法流通の經鉢であることを示さんが爲に設け給たのである、此の四種三段を又は五重三段とも云ふのである、成る程三段の數から言へば一代三段、十卷三段、迹門三段、本門三段、本法三段の五であるから五重三段と云ふが適當であるが、若し法門の種屬から言へば四の外はない、則ち五重の場合に於ける第三と第四とは迹門と本門とであるから勿論相異はあるが、之を第五の本法から見れば共に文上に屬するのであるから、その第三と第四とは一束して十卷六段とするのである、されば數の上から言へば五重三段が適當であるが、種類から言へば四種三段とするが適當である、各々一理はあるが今は法門の種類を顯すことに重きを置いて四種三段としたのである、尙ほ詳しくは別釋の中で述ふることにせん。

第二節 別 釋

第一項 一代三段

一代三段とは佛陀二代の聖教を總括して一經とし、之を三分したものを云ふのである、則ち爾前四時の經を序分とし、法華經並に開結十卷を正宗とし、涅槃經を流通分とするのである、但し此の一代一經と立つるのは今經開顯の上より立つるので、彼の明因果鈔(三二二)の佛知

見を得れば一代教法即法華經なりの意である、また法華の開顯を經ない在世隱實の權を以ては直に法華の序とすることは出來ぬのである、一旦在世に於て法華の開顯を経て來た權教にして始て實を助くるの効があるから、之を以て法華の序とし、滅後に流通することを得るのである、佛滅後に四依の導師が時に適ふて小乘權大乘を弘むるのは則ち此の一代一經の中の序分である、涅槃經が法華の爲の流通分であることは涅槃經第九の文に「是經の世に出ること、彼の菓實の一切を利益し、安樂する所多きが如く、能く衆生をして佛性を見さしむ、法華の中の八千の聲聞の記別を授かることを得て、大菓實を成ずるが如き、秋收め冬藏して更に所作無きが如し」とあるを以て、同經の文が既に法華經の流通であることを證しているのである、況や天台の判釋によるも法華と同一醍醐味の經であるから、法華の流通たり得るの効は無論あるのである、宗祖は國家論は(二六七)今ま擧げた涅槃經の文を引いて證せられてある、此の一代一經は囑累品の餘深法中示教利喜等の佛囑に依る双用權實の弘經に當るのであつて、迦葉阿難等が正法の前の五百年に小乘教を敷演せる、(尤も迦葉阿難等は未だ法華を宣説したのではないがその内心實に違わぬ邊は自ら双用に當るなり)、天親龍樹等が正法の後の五百年に權大乘を宣布せる、天台傳教が像法に出現して權實二經を弘通せる、皆な是れ一代一經の弘通である。

第二項 十卷三段

十卷三段とは法華經とその開結十卷に於て三段を分つたので、詮り前の一代三段の中の正宗分のみを取つたのである、之を又一經三段、或は醍醐三段とも言ふのである、之を後の十卷六段に對すれば總の三段とも云ふ、文句一の總分三段に同じ、唯だ其の異所は序及び流通に開結を加へたるのみである、則ち無量義經並に序品を序分と爲し、方便品より分別品の十九行偈まで十五品半を正宗分と爲し、分別品の後半より觀普賢經までを流通分と爲るのである、此の十卷三段は囑累品の信如來ノ智慧ヲ者當爲ノ演說此ノ法華經ノ文に原クのである、前の一代三段の如き權助を許すは寔に已むを得ざるに出づるのであるが、今は則ち佛囑の正旨に順するのであるから毫も餘經を雜へぬのである。

第三項 十卷六段

十卷六段とは前述の妙經開結十卷を兩斷して述本二門とし、其の各々に三段を分つたのであるから、之を或は二經六段とも云ふのである、若し前の十卷三段を總三段と云ふに對すれば之を別三段と呼べきである、彼の文句一の別分三段に同じいのである、唯だ少異は開結を加へたと云ふにある、則ち無量義經並に序品は序分であり、方便品より人記品に訖る八品は正宗分である。

あり、法師品より安樂行品に至る五品は流通分である、之を述門三段と云ふ、次に涌出品の初より汝等自當因是得聞まで前半品を序文とし、爾時釋迦牟尼佛告彌勒菩薩より分別品十九行偈までを正宗分とし、分別品の後半則ち爾時佛告彌勒菩薩より已下觀普賢經までを流通文とす、之を本門三段と云ふのである、此の十卷六段が前の十卷三段より進んでいる所は、本述各々に三段を分ち二門の義理を分明ならしめた所にある、其の二門の義理の異なることは本尊鈔に明されてあるから、今ま茲處に其の文を引て之を示さん、同鈔(九四一)に述門三段を判じて則ち「其の教主を論すれば、始成正覺の佛、本無今有の百界千如を説いて已今當に超過する隨自意難信難解の正法也等」とあり、次に本門三段を判して即ち「其の教主を論すれば始成正覺の釋尊に非ず、所説の法門亦た天地の如し、十界久遠の上に國土世間既に顯わる、一念三千殆ど竹膜を隔つ、又迹門並に前四味無量義經涅槃經等の三説は悉く隨他意易信易解、本門は三説の外の難信難解隨自意也」とある、前の文は迹門を以て餘經と本門とに對して進退し、後の文は本門を以て迹門と次の本法の重とに對して進退してあるのである、それ法華經の迹門は餘經に對する時は三説に超過する難信難解の正法であるが、之を本門と對して考て見るに其の能説の教主は始成正覺の新佛であり、所説の法門は本無今有の百界千如であるから、到底本門の教主の

塵點久成にして、その法門の本國土妙既に顯るゝには如かないのである、次に本門を以て述門に對するに、教主の上うへに於ける始成と久成と、法義はふぎ上に於ける本國土妙ほんこく土妙の顯と未顯と、その淺深高低は實に天地雲泥の差であるからして、此の時は述門も猶ほ三説の中に攝して隨他意易信易解とし、本門獨りが三説に超過する難信難解の正法であるとするのである、然し此の本門も文相の上のみでは、未だ一念三千の觀心本尊が分明に顯れぬのであるから、殆隔竹膜たひやくまくと言はれるのである、僅かに竹膜ほどの隔であるけれども、之を結果から見る時は又た莫大な相違となるのである、既に爾前から述門、述門から本門と進み來つても、唯だその文上もんじやうの一端に止つてゐて文底の微旨に達せなければ、譬ば九仞の山を築かんと欲して功を一篋に失すると同様である、そこで結果から見る時は前に天地の差があると言つた述本二門の相違よりも、此の文上文底の相違の方が更に大きくなるのである、是の故に天地の差があると言つたにも拘らず、本述の兩三段を合して十卷六段とし、四種三段中の一種としたのである、今此三界合文には本門に就て隨自隨他の二種を分別してあるが、其の隨他本門とは正しく此の十卷六段の中の本門に當るのである、其文に云く(四〇三)隨他本門とは、五百塵點本初の實成は正しく本行菩薩道所修の行に由る、久遠と説くと雖ども其の時分を定め、遠本を明すと雖ども因に由て果を得、義始成

に順ず、具に壽量品の中に説く所の五百塵點等の如し」と、隨他文上の本門は其の義始成に順ずるを以て尙ほ述門の分齊を脱することは出來ぬから、先哲綱要導師も此の本述兩三段を判じて四句本述の中の俱述とせられたのである、前の十卷三段を以て、權實判とするならば、此の十卷六段は本述判とすべきである、彼精進院隆師の如きは正しく斯様に取っている、(近刊の兩宗勝劣抄十二頁)斯く第二種と第三種とを以て權實判と本述判とに配するは一往の判としては至當の議論であると思ふが、然しその第二種を以て直に述化所弘の法跡を詮するものとし、その第三種を以て直に本化所弘の法跡を詮すと云ふが如きは(兩宗勝劣抄二八八)予の首肯し能はざる所である、何となれば此の第三種に於ける本述判の如きは經文説相の上に於ける一往の判のみであつて、未だ究竟したものであると云ふことは出來ぬ、従つて此の重では未だ本化所囑の法跡を詮することは出來ぬのである、詮する所此の段の法門は累品所附述化所囑の法跡である。

第四項

本法三段

本法三段とは釋尊が久遠の太古に證得せられた無作本有の本法に於て熟脫種に約して三段を分つたのである、之を又一に法界三段とも稱するのは、豎に古今三世を該ぬ、横に法界の全躰を羅し來て一の經躰とし、之に就て三段を分ち以てその精要を詮剋するのであるからである、又

之を文底三段とも稱するのは、既に經文説相の竹膜を破つて、更に進んで本佛内證の極致に達し其上に於て三段を分つのであるからである開目鈔(七五二)に「一念三千の法文は、法華經の本門壽量品の文の底に沈めたり」とある其の壽量文底に於ける法門である、今其の三段を分つに臨み先づ祖文を引かん、本尊鈔(九四一)に「又本門に於て序正流通あり、過去大通佛の法華經より乃至現在の華嚴經乃至迹門十四品、涅槃經等の一代五十餘年の諸經十方三世諸佛の微塵の經々は皆な壽量品の序分也一品二半よりの外は小乘教、邪見教、未得道教、覆相教と名づく」とある、此文に本門とあるのは、上の十卷六段の場合に於ける本門とは大に異ふから先づ斷つておく、此本門に就て御義下(五十六番)に「本門ト云フ事ハ本入門ト云フ事也」とあるが、その本入門に二様の訓じ方がある中で前の十卷六段中の本門は「本ニ入ルノ門」であつて、此段に於ける本門は「本ニ入タル門」の方である、本に入るの門と讀む時は、此教文に依て法の本有に入らんと欲するの門、若くは之に依て入るべきの門の意になるのであつて、未だ入り終つたのでないから文上教相の分齊になり、若し本に入りたる門と讀む時は業に本有の本法に入り了つたる意味にあるのであるから、此時は最早や本門と云はんよりは本法と云つた方が適當であるが、宗祖は經文の説相に附して仰せられたから於本門等と記されたのである、然し其意は既に教門

を通じて入り了つた法鉢になるのであるから、後人が之を稱して本法三段と云つたのであつて所謂文底本門なるものは則ち是である、又今此三界合文に於ける隨自本門なるものも則ち是である、その文に云く(イ四〇三)「隨自本門眞實の本とは、釋迦如來は是れ三千世間の總鉢にして無始より來た本來自證の無作三身法皆な具足して闕減あること無し、文に云く如來秘密神通之力と觀普賢經に云く釋迦牟尼佛をば毘盧遮那遍一切處と名く、其の佛の住處を常寂光と名づく」と、此の文に依て壽量文底の本法は何なるものであるか、能く伺はる、譯である、此の段になると三千の萬法舉體是れ人であり、全象是れ法であつて、人法が既に一鉢になるのである。我祖は時に依り、場合に依て、或は之を人として顯さるゝことがあり、或は又法として示さるゝともあるのである、而して此の法や此の人や無始の始より無終の終りに至るまで永劫不變であつて、而も時に或は非生に生を現じ、非滅に滅を示し其の法鉢や、其の力用や、三世九世を貫きて無始無終に増減あることなき常住なるものである、今は此の人法不二の妙鉢をば法として取り扱ひ、此の本法の上に三段を立つるのである、前來第一種第二種第三種と次第に一代の教法をば、廣より狭に至り爾前より迹門迹門より本門、本門も餘を去つて一品二半と擇び去り擇び來つたが、一び一代聖教の中心たり正點たる壽量文底に達するや、宛も流水の河口を出るや

忽ち四海に周布して無限大となるが如く、その法界は忽ち法界に遍く、三世に互徹して、實に一代聖教に超ゆるのみならず、過去大通の法華經より、三世十方の諸佛の微塵の經々をも猶ほ其中に攝收包容して餘りあるのである、以て世尊久證の本法の廣大無邊なるを知るべきである、此の本法の上に三段を分つのであるから、過去大通佛の法華經、乃至今番釋尊の一代の教法、(但し壽量文底の一品二半を除くのである)總じては十方三世諸佛の微塵の經々を以て序分とするのである、先哲一妙院導師は迹化所付の總別三段(總三段は前の一代三を段云ひ別三)を以て之に擬している、成る程一代三段、十卷三段、十卷六段の前三種の三段は皆な悉く此の本法三段の上の序分の中に入るのではあるが、然しそれが此の序分の全部であると云ふことは出来ぬ、何となれば彼の前三種の三段は但だ今番釋尊の一代五時の教法の外に出でないからである、然るに本法上の序分の中には此の他に大通佛の法華經及び十方三世諸佛の微塵の經々がある此等の總計が即ち其の序分であるから前三種の總別三段は此の序分中の一部分と云はるべきも、全分であること云ふことは出来ぬのである、次に正宗は何々であること祖文に明示はないが、彼々の經々を擧げて壽量品の序分也と云ひ、更に一品二半より外は小邪未覆とあるから、此の壽量一品二半が正宗であると云ふことは自ら定る譯である、依て古來の先哲皆な此の一品二半を以て正

宗とすことを公認している、然し此の一品二半は前の本門三段の中に於ける正宗の一品二半と同一に見ることは出来ぬ、本門三段上の一品二半は猶ほ文上に屬するのであるが、此の本法の上の一品二半は文底に屬するのであることを辨へねばならぬ、近頃此の本法上の一品二半をも又文上の分齊として取り扱ふ人があるが、設し假りに之れを文上とするならば前の本門三段との異りは果して何にかある、又設し異りなしとせば正宗は何故に煩はしく本門本法兩重の釋を設くるやの難あり、其の之れを文上とするこの非なる知るべきである、三に流通分に就ても祖文從容として明示なきが故に、或は本佛の體現者にして正しく現代の救主たる聖祖を取るべしと云ひ、或は序正が既に法であるのに流通に聖祖を取らば人法不對であるから、其はいかぬと云ひ、異論紛々であるが、綱要導師は此の流通に二を具すとしている、其の二とは即ち外には下種の要法を取る、但だ題目五字に限る、内には内證壽量用の二十八品を含むと云ふにあり、予は其の孰に最負すると云ふ譯でなく、虚心平氣になつて篤と本尊鈔の御文底を勘へ察るに、今の綱要導師の説が最も當を得ておるもの、様に思ふのである、何となれば同鈔を披見するに其の十章第三の終り至り、第四本法の正宗分たる壽量文底の一品二半を揀び取り、次に十章第四に迹本二門弘通説時の傍正を明すに俱に再往末法の義を成じ、更に在滅相對して「在世ノ本門

ト末法之初ハ一同ニ純圓也、但シ彼ハ脱、此ハ種也、彼ハ一品二半、此ハ但夕題目ノ五字也」と簡
 び、法師品寶塔品已下涌出品に至る經文の生起次第を叙しては前後水火の異を辯じ、所詮迹化
 他方の大菩薩等に我が内證の壽量品を以て授與すべからず、末法の初は謗法の國にして惡機な
 るか故に、之を止めて地涌千界の大菩薩を召して、壽量品の肝心たる妙法蓮華經の五字を以て
 閻浮の衆生に授與せしめ玉ふ也」と説き、大章第五に至り神力品を引き結要付囑の相を叙し來
 つては「此の十神力は妙法蓮華經の五字を以て上行無邊行淨行安立行等の四大菩薩に授與
 し玉ふ等」とあるからである、但し卒爾として此文を見れば或は要法の五字のみが末法の證であ
 り、随つて本法三段の流通分も此の題目五字のみに限る如に思はれる、何となれば鈔の文に在
 滅相對する時に、在世脱益の一品二半を簡び去つて但だ末法の種益題目五字のみを取る上に、
 妙法五字を以て地涌に付屬し閻浮の衆生に授與す等と云つて、二十八品を付す云はぬ故であ
 る、成る程その通りで末法所弘の法鉢は妙法蓮華經の五字の他にあるべきでないことは堅く信
 せなければならぬのである、但し之は時機の大鉢に約するのである、されば今ま引いた鈔の文
 にも末法ノ初メ謗法ノ國惡機ナル故とある、それ末法の初に本化の居士聖祖出現の當時や我
 日本國一同の逆機であつたから、専ら壽量の肝心法華の正鉢たる妙法五字を以て下種の大益を

施すことが大事である、(第八章第二節第三項第 然し此の下種の大化を蒙りて後ち衆生自ら順逆
 三段三時得益不同參照)

二機相ひ分るゝのである、即ち我が門弟は順縁にして、日本國は逆縁である、(第八章第二節第三項
 第四段末法三益參照)

その順縁に對しては如何なる方法を取るべきか、何に之を處置すべきか、苟くも其の機ありと
 せば、それを素知らぬ顔して見過しにする譯にゆくまい。そこで本化の居士には豫め此準備があ
 つたのである、則ち上に引いた鈔の文に「迹化他方の大菩薩等に我が内證の壽量品を以て授與
 すべからず」とある、その迹化他方の菩薩等に授與すべからざる我内證の壽量品とは、そも何
 であるか他なし一旦壽量の文底を透し、既に肝要の五字に結び附かつた二十八品である、此の
 二十八品は妙法五字の法鉢に隨伴して相ひ離るゝことのならぬ用である、その法鉢に伴ふ用
 ではあるが、それが時候が到來せなければ其の具つている用も起す譯にはゆかぬこと、宛も種
 子には自然に發芽の功用を備へていても、春の時節を迎えねば其の用を起すことの出來ぬと同
 様である、折角と本化の居士より妙法の種子を八識の心田に殖へ附て貰ても、春氣未だ發動せ
 ざる機根に在つては、其の用は暫く種中に潛勢力となつて伏在しているのみである、けれども
 必ず一たびは陽春の氣に觸れて從躰起用して佛果を遂ぐるの折があるのである、其れには是非と
 も内證壽量用の二十八品を以て擬せなければならぬのである、されば同鈔(九四四三より) 大文

第四の文の中に又た彌勒の疑請の文を引き來つて「文の意は壽量の法門は滅後の爲に之れを請する也」と云ひ、次に順逆二縁を以て失心不失心に約し、その失心の者は壽量の肝要たる五支の五字を以て下種し、不失心の者は本門得道なりと定む、是れ豈に本法の流通自ら法鉢の五字、用の二十八品を含むが故にあらすや、これ予が綱要導師の説を以て是なりとする所以である。

第三節 結 釋

四種三段の教相は遂に最後の一重なる本法三段に歸し、本法三段の所詮は正く末法弘通の教鉢を選ばんが爲である、是が爲めに熟脱相對があり、種脱相對がある、先づ熟脱相對を陳べは熟とは正像所弘の權迹の諸教を言ひ、脱とは正く末法の正説であつて所謂の文底本門なるものである、抑も此の滅後三時に流布する教法は、在世一代五時の所説であつて、之を釋尊より付囑せられたものである、然るに在世の機教に既に淺深があるから、又滅後の人法にも勝劣がある譯である、そこで此の熟脱相對に於けるも、其の文は在世の機教に約するのであるけれども、其の意は正像過時の法を破して、今時末法に於ける事觀の機教を立つるにあるのである、吾祖本迹判の綱格は實にこゝにあるのである、隨つて此の熟脱相對を釋するに二意を以て分別せな

ければならぬ。二意とは則ち在世と滅後とである、初に在世を云はば本尊鈔(九四二)に「一品二年より外は小邪未覆と名く、其の機を論すれば德薄垢重幼稚貧窮孤露同禽獸也」とある、是れ即ち正宗脱益に對して前の序分熟化を破したのである、それ教は未だ甚大久遠と説かず、故に小乗と云はれ、未だ本地の正見を説かぬ故に邪見と云はれ、未だ一體三寶を顯さぬ故に未得道と云はれ、未だ久遠の實本を明さぬ故に覆相教と云はるのである、その所被の機は宿善微劣であるから德薄と云はれ、三或未斷であるから垢重と云はれ、未だ果位に至らぬから幼稚と云はれ、寶珠を自得せぬから貧窮と云はれ、幼にして父を喪ふから孤露と云はれ、父の壽を知らぬから禽獸と云はるのである、而してその大乘・正見・得道・顯露の教なるものは獨り此の正宗脱益の一品二年にあるのである、而して其の所被の機は德厚くして清淨に、長壽にして而も富貴である、勿論孤露であり禽獸であるべき筈がないのである、是れ在世の機教に約して熟脱相對を論じたのであるが、次に滅後を云はば正像所弘の小乗權迹の教法を以て、末法今時所弘の本門法華經の序分とす、(下山書 千五六〇参照)其の機は自在世に於ける前四味及び帶權の圓人の如くである、(立正觀千〇六八参照)これ正像の弘通を以て熟化とする所以である、事行の題目と本門の本尊とを以て内證壽量の正説の法鉢とするのである、其の機は即ち本門

直達の人であつて、(立正觀鈔千〇六八參照)宗徒受持の一行を以て脱益を得る者は是れである、此の序正熟脱相對して優劣を判せは、その序分熟化正像の機教は在世に例して知るべきである、今まは末法に於ける正宗脱益の機教のみを釋しおかん、それ末法に於ける大乘・正見・得道・顯露の教なるものは唯だ是れ事行の題目と本門の本尊とである、之を信受する輩は、宿植の徳本あり故に薄徳でない、(國家論二六三參照)又三道能く轉ず故に垢重でない、(當鉢鈔九九一參照)又本尊に同共す故に幼稚でない、(日向記十一紙參照)又寶珠を自得す故に貧窮でない、(御義上卅紙日向記卅六紙參照)又父母逐隨す故に孤露でない、(本尊鈔九三九參照)又眞實に開悟す故に禽獸でない、(今正に本佛の壽量長遠を覺知す是れ則ち眞實の開悟なり)のである、嗚呼誰か正像熟化の機教を厭ひ末法今時の機教を庶幾せざる者あらんや、次に種脱相對を述べば種とは下種の要法即ち題目五字である脱とは脱益の要品即ち前述の壽量文底の一品二半である、此の種脱相對又自ら二となる則ち一往は在滅相對して之を簡び、再往は滅後末法に就て直に之を論するのである、初に在滅相對を釋せば本尊鈔(九四二)に「在世の本門と末法の初とは一同に純圓也、但し彼は脱此は種也、彼は一品二半此は題目五字也」とあるの文則ち是れである、此の文に在世本門末法初一同純圓也と云ふは在滅法鉢の同きを示したのである、法鉢は共に純

圓であつて相ひ同じけれども、在世と末法とは機が異っているから又從つて得益が同じない、得益が同じないから化導の方法も亦た同一にはゆかぬのである、則ち彼は根利にして脱益を要とするが故に之に應ずるには一品二半を以てしなければならぬ、此は機劣にして下種を要とするからして之に應ずるには題目五字を以てしなければならぬ、是を以て吾祖は正宗脱益の要品を簡去し、別して流通下種の要法を取られたのである、(會谷書千〇九八)斯の如く末法今時を以て但に下種の時とするのは在滅對判の一往であるそこで再往末法の上に於て直に種脱二益を論することが必要になつてくる、尤も末法に三益俱にあるべきであることは、既に第八章の末法三益なる項目の中に辯じておいたから、此處には末法に下種の外に順機脱益の者あるべきを更に祖文を引いて證し、而して其の順逆二機に對する方法論に及んでおかう、末法今時に順機あることは前引の法華取要鈔(千〇四二)に我門弟は順縁とあるのでも知れるが、其の順縁である理由は國家論(二六三)に「法華經流布の國に生れて此經の題名を聞き、信を生ずるは宿善の深厚なるに依れり」と云ひ又た御義上(卅五左)に「今日蓮等の類南無妙法蓮華經と唱へ奉る者は過去の因にもとぎきたり等」とあり、既に宿善あつて今世に妙法を信する者豈に順機ならざらん即ち順機である、その順機に對しては何なる方法を取るかと云ふに我が本門の三大秘

法を擬して以て事觀の要路を示すのである、而してそのこれが正説は所謂内證の壽量品である、我門弟以外の妙法不信の輩は則ち逆機であるが、此の逆機に對しては肝要の五字を以て強毒下種すべきは既に前々より幾度か繰返して言つて居いた通りである、その肝要の五字といひ三秘の大法といひ本躰においては異なることはないけれども、所被の機が異なるからして法に卷舒があるのである、則ち順機に對する時は之を舒べて三秘の大法を出し、事觀の要路を示し、以て脱益の要行に資するのである、逆機に對する時は之を卷いて五字の袋に包み幼稚の顛に懸けて以て當來成佛の縁を結ぶのである、神力偈の結文なる如日月光明乃至畢竟住一乘の文は、正く本化の居士末法に出興して、下種の大益を施すの相を説かれたものであり、是故有智者乃至決定無有疑の文は、正く妙法信順の行者受持の一行に依て脱益を得べきを説かれた文である、尙ほ御義下(卅紙左)及び日向記(四五)等に依て經の文義を辨ふべし。

第十二章 本述論

上來陳辨せる重々の教相に依て本述判の梗概は明つたこと、思ふが、本述判は台當二家の法躰を簡ぶ重要な教判であり、且つ古來宗内に於ても隨分議論のあつたことでもあるから、

茲處に別して其の大綱を陳べ前章に於ける闕漏を補ふこと、せん。

第一節 顯本前後

法華一經の上に於ける迹本二門の一致勝劣は開迹顯本の前後に依て孰れとも定まるものである、未開顯の迹を以て本に對する時は飽まで勝劣を論せぬければならぬが、開顯已後に於ては一致を論すべくして勝劣を議すべきでないのである、そこで上來陳べたりし諸種の教相に於て本勝迹劣を判じたのは、總てその未開顯の場合であること知らなければならぬ、此の未顯の迹は寧ろ爾前に同せらるゝことはありとも本門と一致を成することはないのである、されば治病鈔(二〇九九)には「爾前と迹門とは相似の邊あり」と云ひ「爾前の佛と迹門の佛は始成の邊は同じ」と云ひ、反つて一經の上に於ける本迹に於て天地水火の異を判じ、本尊鈔(九四一)には迹門を以て前四味無量義經涅槃經等と共に三説の内と同じ、之を以て本門に對する時、その教を小邪未覆と云ひ、非佛因と云ひ、その機を幼稚貧窮孤露同禽獸等と云つてあるのである、さりながら本迹は元と一座内の虚實であるから、永久に爾か隔離すべきものでないのである、是の故に一び本門の開顯を経來れば、その迹は直に本が家の迹となり、本を離れて別に迹なきこと、例せば天月を離れて別に水月なきが如くである、たゞ水月の如き迹門に固執して實の思を爲す

者の爲に、且く水月の迹の外に天月の如き本ありと示し、二門相ひ對して虚實を論するのである、既に天月を知り了れば、水月天月昧用不離の關係を知りて、永く隔異の情を亡するが如く開顯已後は迹佛即本佛であり、始覺即本覺であること達し、二門相ひ憑り、相ひ埃て一妙法を成するに至るのである、是の道理を十法界鈔(二九五)には、本門未だ顯れざる以前は、本門に對すれば尙ほ迹門を以て名けて虚とす、若し本門顯れれば迹門の佛因則ち本門の佛果なるが故に、天月水月本有の法と成て、本迹俱に三世常住と顯る、也」と云ひ總勘文鈔(千九〇九)には「今迹門を開して、本門に攝して一妙法を成す」と云つてある、これを以て知らぬければならぬ二門の高下は未顯の前にあり、二門の一致は顯本の已後とありと云ふことを、綱要導師云く「未開の前には人に從て教を判するに教に淺深あり、已開の後には機に從つて但だ因果を辨す、教法には關らず」と、蓋し銘言と言ふべきである。

第二節 本勝迹劣祖判元意

吾祖が在世移轉の教相に約して、大に本勝迹劣を論じ給ふの元意は、像末二時天台兩家に於ける所弘の法鉢の異を辨せんが爲である、彼の天台大師は像法に出で累品所付の意に順じて妙經を弘通せらるゝのであるから、自然迹門の實相を以て妙經 一部の正鉢とし本門は但だ是れ

證鉢の用に過ぎずとし、本迹の別は但だ久近の異のみであつて、實相の妙理は異ならぬと判するのであるから、二門俱に迹理に歸して一向に迹門の教法となり、其の教や、行や、理や、像法の時機には適當であるが、末法の現代に於ては既に不當であつて何等の利驗も効果をも與ふべきでないから、吾祖は本化の居士として時恰も後五の懸識に應じて出現し、本門の大法を弘通せんとせらるゝのである、斯かる場合であるから、盛んに本迹の勝劣を判じ給ふであければ、我宗と天台宗との差別が彰はれずして、別に一宗を開立し給ふの規模が立ち難く、從つて像法の法華と末法の法華との異目が顯れず、本化と迹化と付囑の法鉢の殊なることが明かならず、進んでは一經の本意を顯し難く、退て弘經の本懷顯れ難きを以て、吾祖所弘の法鉢は像法過時の天台法華宗に出過することを顯さんが爲に、類に本迹の高下淺深を判じ、事觀理觀の優劣を示し給ふのである、これと同時に又迹門の得道を奪ひ給ふは、爾前無得道を分明あらしめんが爲であることは先に既に辨じておいた通りである、吾祖本勝迹劣を判じ給ふの元意實にこゝにあるのである、されば祖文諸處に迹門を無得道と云つて廢捨し給ふのは、決して一經の前半を指すのでなくして、像法唯迹の法でありと知らなければならぬ、そこで觀心本尊得意鈔(千三三〇)には「所詮在在處處に迹門を捨てよと書きて候事は、今我等が讀む所の迹門にて

は候はず、叡山天台宗の過時の迹を破し候也、設ひ天台傳教の如く法のまゝありとも今末法に至ては去年の曆の如しとある、本勝迹劣祖判の元意此書に於て分明である、尙ほ四菩薩造立鈔(千八五七)等の文をも併せ拜せよ此等の祖文に依るに本勝迹劣は則ち台當の異目である、依て左に台當の異目十條を擧げん。

- 一 有始無始釋文異 ①
- 二 理具事具顯跡異 ②
- 三 總付別付囑累異 ③
- 四 單令雙用弘宣異 ④
- 五 本迹傍正表裏異 ⑤
- 六 單名五重隱顯異 ⑥
- 七 攝受折伏開導異 ⑦
- 八 三學三秘立宗異 ⑧
- 九 在滅三五判時異 ⑨
- 十 五品位階釋相異 ⑩

第三節 本門簡擇重重進退

吾祖が本門能詮の教を簡擇し給ふに種々の不同がある、故に祖書を読み苟くも眼を本迹の問題に曝さんと欲する者は豫め此事を意得ておらぬければ、動もすれば一文一句に固執して或は勝劣の邪徑に陥るの恐がある、今左に之を掲げて畧して其の義を辨せん。

- 一 開迹顯本本門正能詮 壽量一品

涌出壽量但取二兩品

一品二半

涌出至三囑累八品

法師至三囑累十三品

後十四品

法華經一部

首題五字

第一に本門の正能詮に唯だ壽量の一品を取ることは、涌出品に略開近顯遠あり、動執生疑ありと雖ども、未だ正久遠成道三世益物の相を談せず、又た分別品已下その事を重説するに非ず大に迹門の三周重説と同じからざる故である、是を以て宗祖但に一品を簡び玉ふことあり、例せば當鉢義鈔(九九七)に「眞實の斷惑は壽量一品を聞きし時也」と云ひ、又た三秘鈔(二〇五二)に但だ専ら本門壽量の一品に限て出離生死の要法也、乃至但だ壽量の一品に限て末法濁惡の衆生の爲なり」と云ふが如きである。

第二に不帶迹意に涌出壽量の二品を取ることは開目鈔(七六六)に出てゐる、同鈔に「本門十四

品も涌出壽量の二品を除ては皆始成を存せり」とある則ち是である、實に涌出の一品は説意向に壽量品に遠壽を説くの發起表示であつて、始成の法相を談せぬ故に不帶逆意とするのである、然るに分別品已下の諸品は、皆な幾分か始成の義分を存してゐる故に、簡去せらるゝのである。

第三に感應成就分とは涌出の略開に發起し、壽量の廣開に顯説すと雖ども、分別品の初の得益を見ぬ時は、應ありて感なきが如くであつて、在世の正宗たること顯れぬのだから一品二半具足して方に在世の正宗成就し、一代超過の大事初て顯るゝ故に、本尊鈔(九四二)に之を擧げて脱益の法軌と定め、行者已心の事の一念三千の在處とし玉ふのである、實に釋尊の三千事成を行者の己心に會歸することは分別品の得益に由て顯るゝ故に、一品二半具足して一念三千竹膜を破て發顯するのである。

第四に従總開別とは通序(法華經廿八品中最初の序品)は一部の總序であり、囑累品已下は一部の總流通であり、中間の二門の諸品は總正宗である、中に於て二門を分ち別序(序品の退坐一面の時世尊四衆圍繞より本品末まで)より安樂行品までは迹門の別三分である、涌出の初を本門の別序よし、分別品の後半以下神力品までを本門に局る別の流通とするのである、故に分別品より六根品までは別して遠壽を信解

するの功德を顯し、不輕品は遠本を經を引むるの相を示し、神力品は別して此法を付囑することをおかし、囑累の一品は進では總の流通に屬し、退では本化付囑受命の事を明す故に別の流通に屬するのである、今は且く別の流通に屬し、涌出より囑累に至るまでを本門の序正流通三節の八品と定むるのである、實に本化出現の始末は但此の八品に局れる故である、本宗の本尊は正しく此の八品の説相に依る故に、本尊鈔(九四〇)には「是の如き本尊は在世四十餘年之れ無し、八年の間但だ八品に限る」とある。

第五に始末相成分とは、本化に妙法蓮華經を付囑し玉ふことは、法師寶塔に起り、涌出壽量に顯れ、神力囑累に畢るを以て、此の十三品を合して爾か名くるのである。(御義下廿九右新尼御前御書千〇九一) 則ち法師品には末法弘經の切徳を明し、及び弘經の規則を明してある、その如來現在猶多怨嫉況滅度後の文は末法弘經の相を示したのである、須臾聞之即得究竟の文は正しく本門の大益を指したのであるから、顯本の法門を遙に提起したものと稱すべきである、寶塔品に虚空會を開き、分身を集め、佛刹を淨むるは、密に本門の法相を表するのであつて、是等は開迹顯本の發端である、妙法華經付囑有在は本化を召すの發語であつて、正しく付囑を發起するのである、提婆品は末法得益の證入を出し、勸持品は弘經の相を示し、安樂行品には類に

於末法中とさし初心修行の得意を示し、(總勘文鈔千九百六) 法師品已下並に末法弘通の本門の法を表發する故に、今合して本化受命の始末なるのみならず、末法成佛の法門開述顯本の密説とするのである。

第六に法華經一部を二門に分つことは常の法相である、授職灌頂口傳鈔(千〇二八)「夫れ二十八品は兩箇大事の得益也、所謂一心三觀無作三身なり、而るに此の品より以前の十四品は一心三觀を以て始覺の三身を成ず、此の品より以下の十四品は彼の所成の三身三觀を本覺無作なりと明す、故に法華一部の大綱にして衆生をして成佛せしむとあるは、則ち其の例である。

(又大白牛車書千六五八參照)

第七は一部二門圓因圓果の法門、全く是れ妙法蓮華の法門三世常住の教法である、故に在世得脱の正教なるのみならず、末法修行の龜鑑であり、本化弘法の依憑である、五字七字の妙用、事理兼用都て全典に宣示顯説してある、三世諸佛の妙經を説き玉ふも、亦た二十八品所談の法相を轉説し玉ふに過ぎず、故に一部全く妙法蓮華經なるを知らば、通じて本有常住の法なれば俱に本門の教であつて、一部唯本門である。(十法界鈔二九五參照)

第八に題目五字を以て末法正依の教とすることは、戒躰でも、本尊でも、但だ此の題目五字を

以て正躰とするからである、此の題目五字を躰とするに對せば、一部八卷は用である、若し題目を以て正行とするならば、一部は助行である、その故は成佛の直道は但だ題目五字に限るからである、良に以れば題目五字は是れ三世諸佛所證得の最要法であつて、一字不轉の常住眞印である、故に品々は進退不定なれども題目のみは決定簡擇の本法である。(本尊鈔九四二高橋書千二七九上野書一に法要書と千七一六參照)

右重々の簡擇、皆な各その意あることを了知せば、諸文往くとして通せぬは無き筈である、彼の勝劣諸家の一文を固執して邪僻に陥る如きは、全く是の意を辨せぬが爲めである。

第四節 二門相關

法華一經の中前十四品を迹門と云ひ、後十四品を本門と云ふのは、ほんの大躰の上より分つたのであつて、若し仔細に一經の義理を探れば二門互に交叉關聯して相即不離である事を知る可である、それ一經の大事は二乗作佛、久遠實成の二箇である、此の二箇の大事も同時に説き得べくんば一具にして説くも差し支へはないのであるが、本と衆生を對手としての説法だから、その説に次第前後が立つことは免かれぬ話である、されば迹門には二乗作佛、本門には久遠實成といふ次第に説き明かされたのである、然し此の二門の間は壁でも立て切つた様に隔離され

てあるかといふに決してさうでない、抑も本門の序分たる涌出品に迹化を止めて本化を召すこととは、迹門の流通分たる法師寶塔の兩品より事起ておる、然れば法師已下壽量の遠序であることが出来る、斯の如く本の序は迹の流通であり迹の流通は本の序分であつて、其の意味は相ひ續ひてゐる、況や弟子の顯本は富樓那に寄せて是を説き、迹門の時既に顯本を談じてある、又方便品には從久遠劫來讚示涅槃法と説て、密に顯本を示してある、之を以て壽量顯本の意が一部に通じていることを知らぬければならぬ、而して迹門の意も亦た一部の始終に通じていることは、分別品以後も始成の義を帶し、特に不輕品には顯然と釋尊の始成を談じてあるの知られるのである、斯様に迹本二門はその經意互に交叉關聯して相即不離であること、宛も一人の上へに於ける雙手の如く、氣脈が相ひ通じてゐるのであるから、天台も初め如是より終りに至るまで一部始終に通じて本迹釋を作つて釋經の軌則とし、宗祖も御義口傳中處々に本迹の兩義を談じて、本の文に迹の義を作り、迹の文に本の義を作り給ふたのである、斯れを以て知らぬければならぬ二門經意隔つるとなく、二義相ひ關づかるものであるとを、但だ台延二祖の弘通に進退があつて、各一門を專にし給ふものは、時機に従ひ、佛意に順せらるゝが爲である、經と理とに於ては常に相即不離である、されば説に傍正進退はあつても、理義は

表裏相ひ具しているのである。

第五節 一致雙用

迹本二門は曾に一座内の説であるといふのみでなく、血脈互に相ひ通うていて、斷たんと欲するも斷つべからざる性質のものであるにも拘らず、而も其の上へに於て高下淺深勝劣を判じなければならぬ譯は、一には像法過時の天台法華宗を破廢せんが爲であり、又一には本門超勝の義を顯し、末法弘通の法鉢を示さんが爲であることは既に前に陳べた通りである、されば天台法華宗と未開の迹との前には、飽までも勝劣淺深を論せなければならぬが、本宗に於ける自行觀心に約する已顯の上の迹本二門に於ては、決して勝劣淺深を議してはならぬのである、是の故に灌頂鈔(千〇二七)には「本迹の高下勝劣淺深は教相の所談也、今は此の義を用ゐず」と云ひ綱要導師は「一致は是れ自行觀心の讀誦に約す、其の教相を辨するの日は必ず優劣を論ず」(綱刪四四二)と云つてゐる、然るに古來勝劣家の如きは祖書中に於ける勝劣の文相に固執するが故に宗旨の正義を失し、或は一經中に於ける迹門の前半を廢捨し、或は文は讀めども其の義を廢し、二門雙美の妙法に於て唯本無迹ならしめ、體用全備の法をして單鉢無用ならしめ、純一無雜の經をして一麤一妙兼帶の法たらしむ、これ一部の中に勝劣並存するの失である、四苦

薩造立鈔(千八五七)には之を以て無間の罪なりと誡め、本尊得意鈔(千三三〇)には不相傳の僻見なりと呵し給ひてある、されば已顯の本迹は二門俱に本有に歸し、因門果門同く佛乘に趣くこと知らぬければならぬ、但し一致の稱は勝劣の異執を蕩せんが爲である、異執已に消せば一致の名も亦た亡すべきである、實に一經の二門三世常住の本迹であるからして、本佛迹佛並に勸請し、本化迹化俱に依止し、本門迹門俱に讀誦し、始覺本覺二義雙用して、自行化他をして疑滯なからしむべきである。

第十三章 三重配當

三重配當とは佛陀一代の教法を滅後三時に配當し、以て時機の過當と教法の通塞とを論ずるものであつて、實に本化別頭の教相であり、先哲不共の判教である、而してその三重配當の名も亦た祖文より出づ、四菩薩造立鈔(千八五七)に「一代聖教を三重に配當す云云」と云へるもの即ちこれである、蓋し在世の教法既に機に従つて淺深不同であるから、又滅後の通經も機に従つて次第が立つべきは當然の理である、そこで大聖佛陀は遠く萬年の未來を透視し給ひ、機教をして其の宜きに適はしむべく、豫め能弘其の人を選び其の材器の堪不堪に隨ひ、大小權實

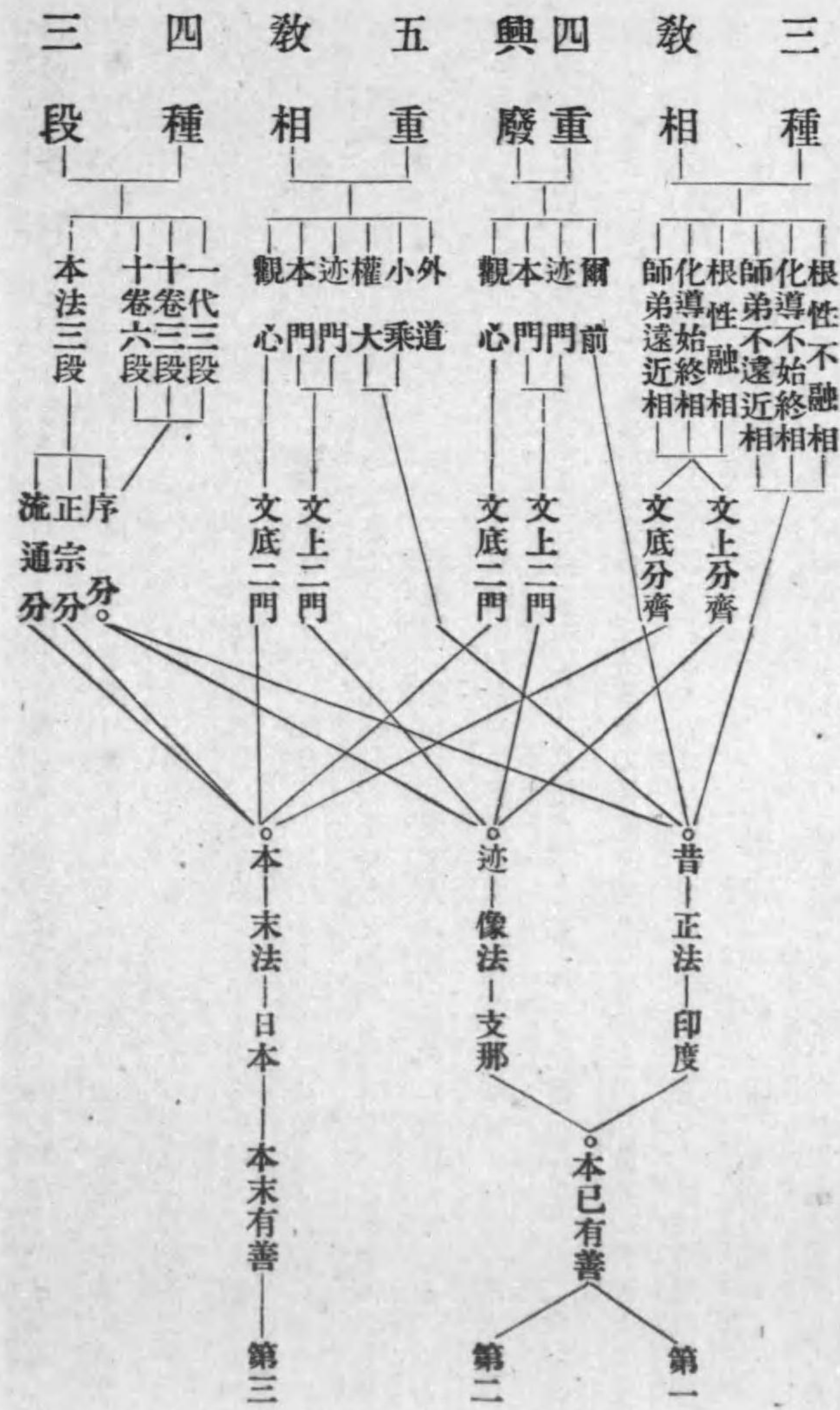
の遺教を付囑せられたのである、されば四依の導師各其の時節に際つて出興し、大聖所付の遺法を弘通せられたのである、然るに吾祖は第三末法の初に出現して、正像未弘の大法を顯揚せんとせらるゝのであるから、どうしても此の三時弘經の次第を正し、而して爾前迹門の時機に當らないことを辨明せられぬければならぬ地位に立ていられるのである、されば第八章已下に明した如く、吾祖は諸種の教相を用ひて一代聖教の淺深を判せられたのであるが、其の意の歸する所ろ皆な此の三重配當の教相を出でぬのである、若し此の三重配當と第八章已下の諸教相とを相ひ對して論ずれば、正しく緯と經との相違である、則ち諸種の教相は緯であつて、三重配當の教相は經である、それ三種教相と云ひ、四重興廢と云ひ、五重相對と云ひ、四種三段と云ひ、何れか一代の教法を横に判釋せざるものならざる、皆な横の判である、三重配當は之を轉じて豎に時間的になしたるのである、然し宗祖の判教は此の豎の方が正意であるから、三種教相已下四種三段に至る緯の教相は、皆な此の三重配當の經の教相を以て纏繞し、一貫してゐるのである、設しそれが天台の判教であるならば單に緯の一方にて終るのであるが、宗祖の判教の義理も深い上にそれが經に時間的になつてゐる所が大なる相異點であること知らなければならぬ、第七章の五綱判は、正しく一代の教法を豎に滅後三時に配して流教の次第を審査判定す

るに缺くべからざる重要な教相である、そこで綱要導師は此の台當二祖の教判を評して「述化の弘經は五時八教、以て一代を判じ、横に佛化の始終を辨じ、本化の宣布は爾前迹本、以て三時に對し、豎に教機の過當を判す」と(綱刪六初)云つてゐるのである、此の三重配當は既に言つた如く、前述の諸種の教相と經緯を爲してゐるのであるから、従つてそれ等各種の教相の中に包含して説き來つたから、此處に特更に陳ぶるまでも無いやうだが、然し初心の爲に尙ほ之を總括して陳べておく必要がある、それ三時弘經の次第は第一時を正法と云ひ、佛滅度の翌日即ち周の穆王五十二年二月十六日より、後漢の光武皇帝建武二十七年まで一千年の間であつて、本朝で言へば神武紀元前二百八十九年より、人皇十一代垂仁帝即位八十年までである、此の間前の五百年は小乗教流布の時であつて、四依の導師は迦葉阿難等の十餘人である、後の五百年は權大乘教流布の時であつて、四依の導師は馬鳴龍樹等の十一人である、第二時を像法と云ひ、後漢の光武皇帝建武二十八年即ち正法期の終る翌年より、宋の仁宗皇帝皇祐三年まで一千年の間であつて、本朝で言へば垂仁帝即位八十一年より、人皇七十代後冷泉帝永承六年までである、此の間は實大乘教即ち迹門法華經の流布すべき時であつて、四依の導師は天台傳教等の諸師である、第三時を末法と呼びて、宋の仁宗の皇祐四年即ち像法期の終る翌年より、已

後萬年の間と稱するのである、本朝では後冷泉帝永承七年已後である、此の時は本門法華經の流布すべき時であつて、四依の導師は正く吾祖日蓮大聖人である、斯の如く流教の次第が確乎として定つてゐて、その時機に依つて自ら教法の通塞があるのであるが、末代の凡師等は少しも其の辨がなくして、妄に正像過時の權法に固執し、之を以て強いて當今を救はんと欲するからして、吾祖は上陳の如く一代の教法を三時に配當し、以て小乗權迹の當今の時機に適せざるを痛論し、而して時機相應の大法である本化別付の正見教を諷揚し給ふた、之を吾家の三重配當の教相と云ふのである、此の三重配當の教相は御遺文四百篇中諸處に散在してゐるのであるから盡く枚舉に遑まないが、今ま氣附いた重なる祖文を次に指しておかふ、曰く、四菩薩造立鈔(千八五七)本尊鈔(九四七)曾谷書(千〇九九)高橋書(千二七九)下山書(千五五九)三大秘法鈔(二〇五二)等である、此等の諸書皆な三時流教の通塞を論じ、今時本門正流布の時節なるを示す、三重配當の教相を云々するにあらざるものはないのである、之を論ずるに或は種熟益異なるを以てし、(本尊鈔)或は機感の應否を以てし、(秘法鈔)或は輕病淺藥重病妙藥の譬を以てし、(曾谷書及高橋書)或は佛の所囑異なるを云ひ、(曾谷書)或は之に背かば智者賢王なりとも用ゆべからずと誡じ、(下山書)實に慈誨懇勸、聖訓切々として至れるものと云ふべきである。

教

時國機序



第三篇 觀心門

教相門に次て觀心門を明す所以

教觀二門の俱に本宗教學上に必須不可闕のものであることは、既に前編の初めに論じて置いた通りであるから、今茲にはその二門中一方に偏するの弊及び教相門に次て觀心門の來るべき所以を叙して、以て本編の端緒を開らん、主義(會本上六十五左)云、華嚴に云く、譬は貧窮の人の日夜に他の寶を數ふるに自ら半錢の分無きが如し、偏聞の失なり、下の文に云く、未だ得ざるを得たりと謂ひ、未だ證せざるを證せりと謂ふも、偏觀の失なり、何となれば觀聽離散すること風中の燈の物を照す、こと了ならずが如し、但だ耳より入り口より出ることを貴て都て心を治めず、自らは是として人を隨て見を増し非を長ず、双を把て自ら傷ふ、解の惡道を奉くこと其の觀を習はざるに由る、若し觀心の人は心に即して而して是、已れ則ち佛に均しと謂ひ都て經論を尋れず、増上慢に墮す、此れ則ち炬を抱て、自ら燒く行の惡道を奉くこと聞を習はざるに由る」と是れ教觀偏重の弊を云つた文である、則ち但だ教相のみでは空理空論に終つてしまひ、但だ觀心のみであつては増上慢に墮するを免かれぬのであるから、是非とも此の教觀の二者は双用しなければならぬ、教觀双用すれば何かになるかさに云ふに、同書次の文に説て云く若し貧窮を免れんことを欲せば當に三觀を勤むべし、上慢を免れんことを欲せば當に六即を聞くべし、乃至心を修して内に觀すれば則ち法財あり、正信して外聞すれば復た上慢なし眼聰明に開て利益を具足す何ぞ觀解せざるを得んやと、是れ教觀双用の利を説た文である、之れ固より迷化の教觀を論じたものであるが、取て

第三篇觀心門の教相門に次て觀心門を明す所以

以て當家に於ける觀心不離の關係を推するに足るのである、而して二者所明の順序を尋ねるに止観大意には若し法華を釋するにば彌、須く權實本迹を曉了して、方に行を立つべし、此經獨り妙と稱することを得、方に此に依て以て觀道を立つべしとある、則ち知る教相を先にして觀心を次にすべきことを今まさに本化所列の權實本迹の教相を陳辨し、法華獨妙の義に達するを得たり、何ぞ進で觀心を講ぜざるを得んや、是れ則ち教相門に次で此處に觀心門を設くる所以である、その觀心門に入らんとするに臨み、本宗の觀心を定義せば左の如くである。

本宗の觀心は、本化別頭の教相に依て選定せる、一代聖教中最深の教理を基礎として立つる所の修行なり。

第十四章 台當比較

第一節 二家關係

釋尊の佛教が其の滅後に流布すと言ふ大きな段取りからすれば、彼の迹化天台の法門が、本化の由漸となるものであることは、既に第六章にも陳述して置いた通りである、我家の觀心又た何ぞ迹化天台と交渉關係の無き道理があらうや、必ず何等かの交渉があらねばならぬ、凡そ法華經の觀法に於て二つある、則ち一には理、二には事である、理觀は天台大師が迹門の經意に

依て立てられた理一念三千觀であり、事觀は宗祖大士が壽量文底の極理を探て立て給ひたる事一念三千觀である、そこで治病鈔(二一〇三)には「一念三千觀法有二、一、理二、事也、天台傳教等、御時、理也、今、時、事也、乃至彼迹門、一念三千、此、本門、一念三千、天地遙殊也」とある三秘鈔(二〇五四)には、更に二門の要品を出だし、文を擧げて、二觀を示されてある、云く「問、一念三千の正き證文如何、答、次三可出、申、於此有二種、方便品云、諸法實相所謂諸法如是相乃至欲令衆生開佛知見等云々、底下、凡夫理性所具、一念三千歟、壽量品云、然我實成佛已來無量無邊等云々、大覺世尊久遠實成の當初證得の一念三千也、今日蓮が時盛に此、法門廣宣流布する也」と、これで台當理事の二觀が、迹本二門に依るものであることは知られる譯である、此の台當理事の二觀は時により、機によつて異なるものである、則ち像法時代の機類にはまだ在世に下種されし機が多分であるから、理觀を修せしめて之を脱せしめ、末法は時が既に季になり通じて言はゞ一同の逆機であるが、偶順機の者があつてもその心根が鈍劣であつて、觀解微弱の者のみであるから、世尊久遠證得の事觀の法鉢を擬して下種乃至脱益を得せしめなければならぬのである、而して之が弘通の導師にも各分限があつて、誰でもよいと云ふ譯にはゆかぬのである、それ故に太田書(千七二三)には「天台は迹化の衆なるが故に理觀の一分を示し、日蓮

は本化の一分なれば盛に本門の事觀を弘む(取意)とあつて、迹化の理觀本化の事觀と云ふことは既に佛の在世より確定せる法相で、殆ど動かすことの出来ぬものである、されば天台は像法に出で、理觀を弘め、宗祖は末法に現じて事觀を唱導せられたのである、天台が理觀を勧めて事觀を弘めなかつたのは、それを知らなかつた爲であるかといふに決してそうではない、そこで當鉢義鈔(九九九)には天台大師は藥王の化身なり、若し爾らば靈山に於て本門壽量の説を聞きし時は之を證得す、と云ひ、開目鈔(七五一)には壽量文底の觀門を擧げて「但我が天台智者のみこれを懐けり」と云ひ、立正觀(千〇七〇)には「内證爾也」と云つてある内證既に事觀に達するならば何故に外用に之を弘通せざりしかと云ふに、それは今ま陳べた通りに、時が無く、機が無く、釋尊より付嘱せられぬ上に自身が迹化であつて、それを弘むべき責任と權利とを有しておらぬからである、然し天台や傳教も像法時代にありながら、遙に末法所弘の事觀に對して羨望の念を懐いていられた形跡がほの見ゆるのである、されば顯佛未來記(九七三)などにも天台の後五百歲遠沾妙道の文や傳教の正像稍過已末法太有近等の文を引いて末法の始を願樂するの言なり」と云つてあるのである、斯くまでも末法の事觀に於て欣慕していられたけれども、忘りに其の分限を犯し、無主意に之を説ても詮なき事であるから思ひ止られたのであるが、宗

祖は今まさに時を得られたのである、天台が日頃戀ひ慕ふておられた事觀の内證をば發輝せずして止むべきでないから、大に之が唱導に向つて心力を費されたのである、そこで彼の迹面本裏の上に築かれた理觀は、我が本面迹裏の上に立てられた事觀に於ける先序である、されば時に從ひ、機に從ひ、理事天地の碩異があるとは云つても、其の間自ら又一貫の理がなくては叶ふべきでない、則ち天台の理觀も其の出處を尋ねれば、方便品の十如實相の文であるが、其の元意は本門より出でるのである、(十章鈔六七五)宗祖又本門に依て事觀を立つるかなれども天台妙樂を引いて内證一貫の理を示しておられるのである、斯く二祖の内證は一貫していても亦た外用に碩異あるを妨げぬのである、則ち彼の理は此の事に先序たりと云つた所が、序は飽まで序であつて正宗とは云はれぬのであると同時に、正宗は飽まで正宗であつて、序とはならぬのである、若し序正混亂して分つ所がなかつたならば、それこそ佛法弘通の秩序紊亂であつて、能化所化俱に墮在泥梨の罪は免かるゝことは出来ぬと知らぬければならぬ、そこで宗祖は内證の方は兎もあれ外用に約して大に事理二觀の高下淺深を判せられたのである、本尊鈔の本法三段に於ける、序正熟脱の相對は則ち之が爲である。

第二節 二家異點

天台家に於ても必しも理具の三千のみでなく、事造の三千をも明し、又理事互具互融して法軌不二なることを論せぬではないが、其觀法の目的は則ち現前起滅の一念を觀じて、理性三千の融妙を顯すにあり事相の無明に即して理性の明に達するにあり、吾人の妄情を觀じて心源空寂の妙理に悟入するにあるのである、而して其理性の三千を顯さんとするの修行には戒定慧の三學を以てし、三觀十乘の法を以てし、その苦行精修到底末世今日の者の堪へ得べきでないのである、當家は之に異にして其の所觀の法軌を尋ねれば、大覺世尊久遠證得の本法であつて、極佛果上の妙躰である、其の法軌たる事相三千の依正色心互具互融して自在無礙である、此の事相圓融の法門は大に迹化理性融通の法門に異なるのである、則ち彼は迷中の實相在纏眞如であつて、衆生所具の第六識を以て所觀の境とし、之を觀じて九識常樂の三千を顯すにあり此は悟中の實相出纏眞如であつて、久成世尊無始修顯得躰の果上所顯の法を觀境とし直に之れを觀じてその九識淨明の本躰に一如するにあるのである、十界圓具の大曼荼羅は是れ果上所顯の本法であり、九識淨明の本躰である、而して之に一如するの方法即ち修行は、彼の迹化理觀の如き苦修練行に依らずして但信唱題以つて所觀の法軌に如同し、自身即是の妙益を得るのである、彼れは即ち難行難證であり此は即ち易行易證である、彼れは即ち觀行五品の外凡の位よ

り、六即五十二位を歷て等妙の位に至り、此は即ち名字の凡夫能證の一念忽にして五十一位を超越して極果に至ることを得るのである。

第三節 別開十條 (三千論に依る)

第一條 所依教理

台家は即ち迹門の教に依て理具の實相を談じ、當家は即ち本門の教に依て事具の妙法を明すのである、今ま之を陳べんとするに自ら教と理との二に分るゝのである。

初に教

迹化の理具と云ひ、本化の事具と云ひ、通じて之を言はゞ共に二門の教理に依ると言ふべきであるが、別して之を曰はゞ迹化の理談は迹門の十如實相等の文に依り、本化の事談は本門壽量の文に依ると云ふべきである、先づ迹化十如に依るを語らば、彼の三千の法相は十界互具を以て其の證とするのであるが、其の十界互具は必ず十如に依て顯はるゝからである、若し三世間を立て、三千の法相を成じ、依正をして具足せしめんと欲するには、本門の法相を假らぬければ不可能であるが、依報は即ち國土世間である國土世間は本門壽量の我常在此娑婆世界等の文である正報は即ち衆生、五陰の二世間である衆生世間の文は方便品の欲令衆生開佛知見であり

五陰世間の文は諸法實相等の文である。但だ實相を觀するには百界千如にして足るのであつて、必しも三世間の法相を假るを要せぬのである、されば理觀は正しく十如に依るといふべきである。吾祖三秘鈔(二〇五四)に彼の理觀を示すに十如と共に欲令衆生開佛知見の文を擧げ給ふは、たゞ衆生心具の旨を顯さんが爲めのみである、實相の理は既に十如に依て顯ると雖ども、之は但だ佛陀、知見の境に託するのみであつて、衆生の解に約するのではないのである、廣開に至り佛、欲令衆生開佛知見と説くに及んで、衆生始めて心具の旨を領するのである、是を以て知らぬければならぬ、實相を顯説することは十如の妙境に如くはなく、心具分明なることは開佛知見の文に如くなきことを、次に本化所談壽量に依るを云は、通じては一品の始終に依り、別しては然善男子我實成佛已來無量無邊百千萬億那由陀劫の文に依ると云ふべきである、その通じて一品の始終に依る所以は、次の五由があるからである、五由とは、一には此の品に於て釋尊の久遠成道顯るゝに依つて三世十方の諸佛皆な釋迦一佛の分身散躰あること顯れ、又三千世間釋迦一佛の色心なること彰るゝに依る、是れ則ち事一念三千の本説である、二には此品に久成世尊現身說法し、三世に形聲の二益を施すに託して、三身常住無盡非生現生非滅現滅を顯すこと、猶ほ一月萬影隱顯無窮なるが如くである、是れ即ち一念三千緣起無盡の形相であ

るからである、三には此品の長行には我常在此娑婆世界等と云ひ、偈文には我此土安穩等と云つて、國土世間に託して三千常住の旨を談じてあるからである、四には此の品長行には我本行菩薩道所成壽命今猶未盡と云ひ、又た其人多諸子息と云ひ、偈頌には時我及衆僧俱出靈鷲山等と云ふは、能所同躰の分身常に相ひ離れざるの謂であつて、一念即三千なるの旨を顯すからである、五には文に或説已身或説他身等と云ひ如來如實知見三界之相乃至非如非異等と云ひ、偈頌には天人常充滿等と説き、十界本有を顯すからである、此の五義一品の始終に通じて具するものであつて、而もそれが衆生心具の理性を説いたものではなく、凡夫所見の差相を談じたものでもなく、不相無相の空理を論じたものでもなく、生佛相對の佛界を説いたものでもなく、直に如來の三身全躰法界の事相を説いたものである、次に別して然善男子等の文に依るは、此の文に依て佛陀の久成顯るゝと同時に事一念三千顯るゝが故である、精敷は後章に譲る。

二に理

迹家所談の理具とは衆生心中理性具足の三千を意味するのであつて、之を觀するを理觀と云ふのである、本化所談の事具とは佛果心中事相の三千を意味し之を觀するを事觀と云ふのである、理具の三千は譬へは蓮子の卷荷を含む中に自ら蓮實の大果を具するが如くであり、事具の三千

は譬へ蓮果の一臺に多實を具するが如くであつて、冥と顯と、因と果と遙に殊なるのである、又た台家具の一念三千とは、その一念は凡夫の根塵相對介爾生滅の一念を謂ふのである、此の一念たる事相は微細であるけれども理性に三千の諸法を具して缺減なきことは、如意寶珠の其の形小なること芥粟の如くなるも尚ほ無量の勝實を具するが如くであつて、一念の心は不可見であるけれども能く一切の法を持して隨意に顯現するを得と觀するのである、又たその一念の事相は無常であるが念性は自ら常住であり、又念は卑小であつても念性は廣大であり、又念は下劣であつても其の性は尊貴であると觀するのである、當家所談の事具とは介爾緣赴の一念横に十方に徧く縦に三世に貫くこと、譬ば鼻孔の虚空其の體十方に徧するが如く、半刻の月輪光り曾て萬古を照し、更に永世を暉すが如くであつて、一念の體たる小なるが如くして小ならず、短なるが如くして短ならず、念體法界に周徧して一切の色像當念の所變ならざるはなく、一切の神化當念の妙用にあらざるはなく、十界の色心は並に是れ自己の分身散體であり、三千の依正は都て是れ自己一念の影像塵埃であつて、當念の躰、若しは相、若しは性、尊貴廣大なること釋尊正覺の砌りに現前相應する介爾の一念の如くにして、異なく別なしと觀するのである。

第二條 所觀依境

所觀の依境とは、觀法の所依と及び觀境とのことである、觀境とは所觀の境であつて、觀せらるゝ所の實體である、所依とは修觀の時にその所觀の境を直に觀せずして、何等かに依託して觀することがある、その依託せらるゝものを所依と云ふのである、之を辨せんとするに自ら二となる。

初に觀境

觀境に就て台當の異を辨せば、迹化の理觀は心を以て所觀の境とし、本化の事觀は身を以て所觀の境とすと云ふべきである、理觀は心を以て觀境とするを言はゞ陰・界・入の中、界入を簡んで、五陰を取り、五陰の中、餘の四陰を簡んで識陰を取り、識陰の中にも且く生佛の心を簡んで唯だ自己の一念を觀するのであるが、其の意は詮り疎を簡んで親に就き、難を簡んで易に就き、行者に最も近くして且つ要なるものを取つたのである、次に事觀身を以て觀境とする所以は二意あり則ち機と法とである、初に機を辨せば末代の根機、鈍劣にして、靜慮修し難く、緣心失し易くして、誦理を觀するに堪へぬから、別して色陰を觀するのである身の觀じ易きは、其の果報の依る所であり、且つ常に顯現する有形の質であつて、緣念多く此に屬するからであ